令和4年度

事業概要

横浜市 資源循環局

第1	機構・組織・人員及び予算			第4	ヨコハマ3R夢プランの推進	
1	資源循環局機構図		1	1	ョコハマ3R夢プランの概要・・・・	26
2	資源循環局事務分掌		4	(1)	横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ 3 R 夢プラン)	
3	所属・職種別人員表		11	(2)	新たな一般廃棄物処理基本計画の策定について	
4	令和4年度予算		12	2	令和3年度実績・・・・	27
				(1)	ごみと資源の総量	
第2	ごみ処理			(2)	市民1人1日あたりのごみと資源の総量	
1	令和3年度処理状況		18	(3)	リサイクル率	
2	令和3年度ごみ組成		19	(4)	ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス	
3	処理状況の推移		20	(5)	家庭から出される食品ロス発生量	
				(6)	焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化(送電電	[力量]
第3	ごみと資源物の収集			3	市民・事業者への広報啓発活動・・・・	30
1	家庭系ごみ		22	(1)	ョコハマ3R夢プランのPR	
(1)	燃やすごみ			ア	イベントや広報媒体の活用	
(2)	燃えないごみ			イ	「ヨコハマ3R夢!」広報大使 横浜F・マリノス	
(3)	スプレー缶			(2)	子どもたちを対象にした事業	
(4)	乾電池			ア	「ヨコハマ 3 R夢!」ポスターコンクール	
(5)	プラスチック製容器包装			イ	小学4年生用3R夢学習副読本	
(6)	缶・びん・ペットボトル			ウ	出前教室の実施	
(7)	小さな金属類			(3)	啓発拠点	
(8)	古紙			ア	3 R夢ひろば 鶴見	
(9)	古布			イ	3 R夢ひろば あさひ	
(10)	粗大ごみ			ウ	3 R夢ひろば 金沢	
2	家庭系ごみの排出支援に関する		24	エ	3 R夢ひろば つづき	
(1)	ふれあい・粗大ごみ持ち出し	・狭あい道路収	集	オ	遊んで♪学んで!都筑3R夢教室	
ア	ふれあい収集			カ	プレパーク・さかえ	
イ	粗大ごみ持ち出し収集			(4)	様々な手法による広報啓発	
ウ	狭あい道路収集			ア	局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」	
(2)	いわゆる「ごみ屋敷」対策			1	施設見学会	
3	事業系ごみ		25	ウ	環境学習プログラム	
4	動物の死体処理		25	エ	インターネットホームページによる情報提供	
5	ごみ処理原価年度別推移		25	オ	横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクショナリー)」	

カ	イーオのごみ分別案内(チャットボット)	ウ	古紙及び古布のリサイクル
丰	スマートフォンアプリによる情報提供	エ	プラスチック製容器包装のリサイクル
ク	SNS (ツイッター、フェイスブック) による情報提供	才	燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、小さな金属類、 粗大ごみのリサイクル
ケ	横浜DeNAベイスターズとの取組	力	小型家電のリサイクル
4	プラスチック対策の推進・・・・ 34	4 +	資源集団回収促進事業
(1)	プラスチック資源循環の推進	ク	資源回収ボックス
(2)	「プラごみ削減キャンペーン」の取組	ケ	センターリサイクル
ア	小売店との取組	3	分別ルールを守らない者に対する罰則制度
イ	駅デジタルサイネージへの掲出	サ	廃棄物及び資源物の持ち去り禁止
(3)	事業者と連携した取組	シ	水銀含有製品の回収に向けた取組
(4)	その他の取組	(2)	事業系ごみ
ア	ごみ集積場所の改善	ア	減量・リサイクルの啓発、働きかけ
イ	清掃活動の実施	イ	立入調査
ウ	収集車による取組	ウ	焼却工場での搬入物検査
エ	SNSを活用した情報発信	工	分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度
5	市民・事業者・行政が協働し、	オ	「市役所ごみゼロ」の推進
	ごみ減量を推進・・・・ 36	5 カ	3 R活動優良事業所等の認定
(1)	食品ロス・生ごみ削減の推進	7	環境に配慮したごみ処理の推進・・・・ 45
(2)	食品ロス・生ごみ削減に向けた取組		焼却処理
ア	広報啓発の推進、イベント等の開催	(2)	焼却工場で創出する「環境にやさしいエネ ルギー」の利活用
イ	国際機関、事業者、団体等との連携	(3)	焼却工場の維持管理
ウ	フードバンク・フードドライブ活動の推進	(4)	脱炭素化への新たな取組
エ	土壌混合法の普及啓発	(5)	焼却灰の有効利用
オ	生ごみの資源としての有効利用	(6)	埋立処分
力	「食べきり協力店」事業の推進	(7)	将来を見据えた焼却工場等の再整備
キ	横浜市食の3Rきら星活動賞の表彰	(8)	廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究
(3)	環境事業推進委員	(9)	排出禁止物・適正処理困難物
(4)	横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰	(10)	一般廃棄物収集運搬業及び処分業にかかる 許可及び指導
(5)	優良集積場所の表彰	ア	一般廃棄物処理業者数の推移
6	徹底的なごみの分別と	イ	一般廃棄物収集運搬業の新規許可
	リサイクルの推進・・・・ 39	9 ウ	一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示
(1)	家庭系ごみ	(11)	放射線対策
ア	分別事業の実績	ア	最終処分場での測定結果
イ	缶・びん・ペットボトルのリサイクル	イ	放射性セシウム溶出防止対策

8	清潔できれいなまちづくりの推進		50	7	公共関与による処理施設		•	57
(1)	クリーンタウン横浜事業			8	建設リサイクル法等に係る事務		•	57
ア	まちの美化の推進			9	自動車リサイクル法に係る事務			58
イ	喫煙禁止地区・歩きたばこ防止の1	取組		10	戸塚区品濃町最終処分場対策			58
(2)	不法投棄防止対策			11	有害使用済機器(雑品スクラップ)対策		•	58
(3)	放置自動車の処理							
(4)	焼却工場の受入れ拡大			第7	災害に対する備え			
				1	防災訓練		•	60
第5	し尿処理			2	横浜市災害廃棄物処理計画		•	60
1	収集処理の状況		52	(1)	目標と組織体制			
2	終末処理の状況		52	(2)	主な災害廃棄物の種別と処理の考え	た方		
3	浄化槽		52	ア	し尿			
(1)	浄化槽設置等にかかる審査及び指導			イ	生活ごみ・避難所ごみ			
(2)	維持管理指導			ウ	片付けごみ			
4	し尿・浄化槽等汚泥収集状況		53	エ	災害がれき			
5	公衆トイレ・災害対策用トイレ		53	(3)	平時からの取組			
(1)	公衆トイレの維持管理			3	民間団体との災害時の協定		•	61
(2)	公衆トイレの整備							
	公衆トイレの整備 災害対策用トイレ			第8	廃棄物分野における国際協力			
				第8	廃棄物分野における国際協力 Y-PORT 事業の推進		•	64
				1		・・ カ		64
(3)	災害対策用トイレ		54	1 (1)	Y-PORT 事業の推進	・・ 力		64
(3) 第6 1	災害対策用トイレ 産業廃棄物		54	1 (1)	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協	··		64
(3) 第6 1 (1)	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物	• • •	54	1 (1) (2)	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力			
(3) 第6 1 (1)	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況		54	1 (1) (2) 2	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力			65
第6 1 (1) (2)	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況			1 (1) (2) 2	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力			65
第6 1 (1) (2) 2	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導		54	1 (1) (2) 2 3	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席			65
第6 1 (1) (2) 2 3	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導 排出事業者指導		54 55	1 (1) (2) 2 3 第9	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席 研修・厚生			65 65
第6 1 (1) (2) 2 3 4 5	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導 排出事業者指導 PCB廃棄物適正処理の推進		54 55 55	1 (1) (2) 2 3 第9 1 2	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席 研修・厚生 職員研修			65 65
第6 1 (1) (2) 2 3 4 5 (1)	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導 排出事業者指導 PCB廃棄物適正処理の推進 処理業者指導		54 55 55	1 (1) (2) 2 3 第9 1 2 (1)	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席 研修・厚生 職員研修 衛生管理			65 65
第6 1 (1) (2) 2 3 4 5 (1) (2)	災害対策用トイレ 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導 排出事業者指導 PCB廃棄物適正処理の推進 処理業者指導 許可件数の推移		54 55 55	1 (1) (2) 2 3 第9 1 2 (1)	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席 研修・厚生 職員研修 衛生管理 特別健康診断等			65 65
第6 1 (1) (2) 2 3 4 5 (1) (2) (3)	度業廃棄物 産業廃棄物 産業廃棄物 発生状況と処理状況 産業廃棄物の処分状況 不適正処理の監視・指導 排出事業者指導 PCB廃棄物適正処理の推進 処理業者指導 許可件数の推移 処理業の許可件数及び処理業者数		54 55 55	1 (1) (2) 2 3 第9 1 2 (1) (2) 3	Y-PORT 事業の推進 ベトナム社会主義共和国ダナン市への協 フィリピン共和国メトロセブへの協力 アフリカの廃棄物管理向上への協力 国際会議等への出席 研修・厚生 職員研修 衛生管理 特別健康診断等 その他			65 65 66 66

第10	公益財団法人横浜市資源循環公社			6	横浜市空き缶等及び吸い殻等の		
1	概要		67		散乱の防止等に関する条例		103
(1)	設立年月日			7	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱		
(2)	所在地				の防止等に関する条例の一部を改正		
(3)	基本財産				する条例の施行期日を定める規則		106
2	業務内容		67	8	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱		
(1)	資源選別施設管理運営業務				の防止等に関する条例施行規則		106
(2)	南本牧最終処分場運営管理業務			9	横浜市建築物等における不良な生活	環境	
(3)	粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営	業務			の解消及び発生の防止を図るための	支援	
(4)	輸送事務所管理運営業務				及び措置に関する条例		109
(5)	廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技	術支援業務		10	横浜市建築物等における不良な生活を	景境	
(6)	開発途上国への技術支援業務				の解消及び発生の防止を図るための気	支援	
(7)	神明台処分地等管理業務				及び措置に関する条例施行規則		112
(8)	搬入土砂監視検査業務						
(9)	検認所管理運営業務			第2	主要な告示		
				1	一般廃棄物処理実施計画		113
第11	手数料関係			2	再生利用等促進物の指定		126
1	一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物 処分費用		69	3	適正処理困難物の指定		126
2	ごみ処理手数料の推移		70	4	美化推進重点地区の指定		126
3	動物死体処理手数料の推移		71	5	自動販売機の届出対象地区の指定		126
	_			6	喫煙禁止地区の指定		127
資料編				7	横浜市が処分する産業廃棄物		128
第1	条例・規則			8	横浜市放置自動車及び沈船等の発生	生の防止	
1	横浜市廃棄物等の減量化、資源化				及び適正な処理に関する条例第3多	条の規定	
	及び適正処理等に関する条例		72		に基づく総合施策		130
2	横浜市廃棄物等の減量化、資源化						
	及び適正処理等に関する規則		84	第3	事業年表		
3	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の	防止		1	沿革		131
	及び適正な処理に関する条例		97	2	平成以降の事業		132
4	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の	防止		3	分別収集品目拡大事業の実施		142
	及び適正な処理に関する条例			4	過去の処理状況		143
	施行規則		100	第4	施設・車両等		
5	横浜市廃棄物減量化·資源化等推進			1	施設		144
	審議会規則		102	(1)	車両課		

(2)	事務所		
(3)	し尿検認所		
(4)	焼却工場		
(5)	最終処分場		
(6)	リサイクル関連施設		
(7)	余熱利用施設		
(8)	公衆トイレ		
2	焼却工場・輸送事務所一覧・・・・		150
(1)	焼却工場		
(2)	輸送事務所		
3	車両等・・・・		152
(1)	ごみ関係車両		
(2)	し尿関係車両		
(3)	車両合計台数		
4	資源化施設一覧・・・・	•	153

5 施設配置図

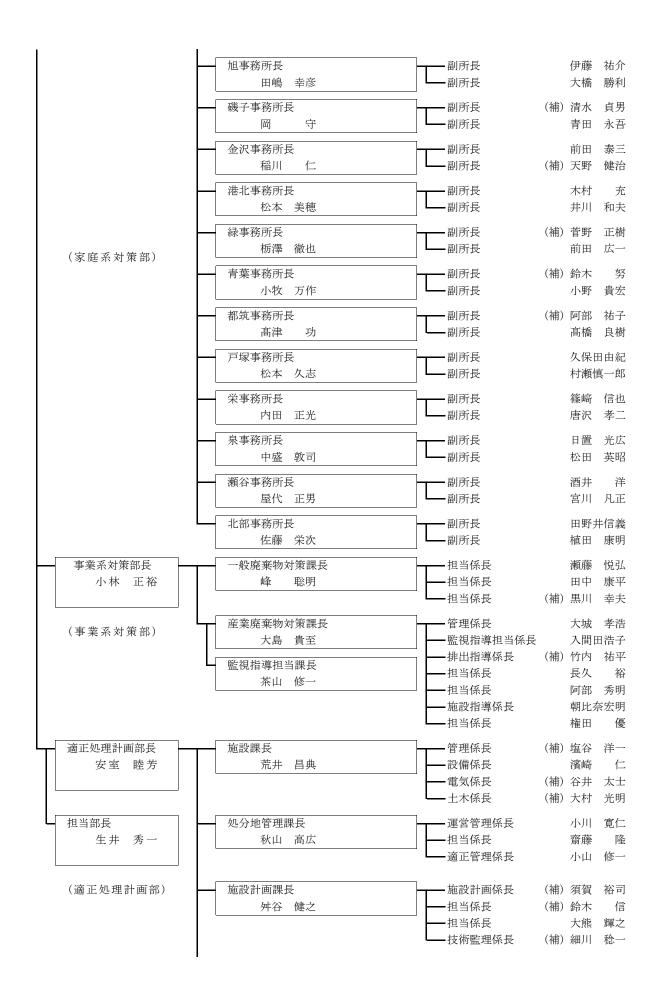
. . .

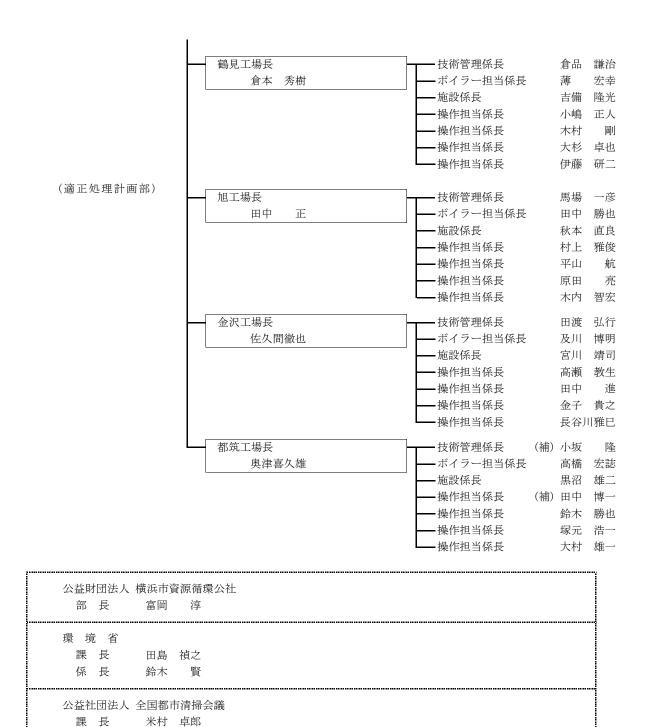
154

第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局機構図(令和4年4月13日時点)







2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。

- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること(他の部の 主管に属するものを除く。)。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策 の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R 推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物 (事業系一般廃棄物を除く。) の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く。)の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。

3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること(他の局及び部の主管に属するものを除く。)。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所(北部事務所を除く。)

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物(固形状のものに限る。)の工場又は一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。)への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物(し尿を除く。)の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- 11 一般廃棄物(し尿を除く。)を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利 用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。

- 13 街の美化(区役所の主管に属するものを除く。)及び不法投棄廃棄物(し尿を除く。)に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること(業務課の主管に属するものを除く。)。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること(他の局、 部の主管に属するものを除く。)。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る 指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 浄化槽の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 7 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 8 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 9 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 10 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 11 その他浄化槽に関すること(環境創造局下水道管路部管路保全課の主管に属するものを除く。)。
- 12 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。

- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者(以下この部中「排出事業者」という。)に対する指導監督に 関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び 指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、 解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成 15 年法律第 98 号)に 規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること(資源化のための研究及び開発に関することを除く。)。

電気係

1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。

2 局所管施設(電気主任が配置されている施設を除く。)に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物(固形状のものに限る。以下この部中同じ。)の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。 以下この部中「法」という。)第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄 物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。)の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の諸施設の維持管理に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 5 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の環境保全に関すること(他の局、部、係の主管に属するものを除く。)。
- 6 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

適正管理係

- 1 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地(法施行以前に市が設置した処分地を含む。)に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること(他の 課、係の主管に属するものを除く。)。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること(金沢工場に限る。)。
- 9 工場見学の受入れに関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の 課、係の主管に属するものを除く。)。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ケ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること(旭工場に限る。)。

3 所属・職種別人員表(令和4年4月13日)

		職名				職 種 事務 技能				ste.			
		事	++-	++-		課長	伝 課	事	務	++-			
	所 属	事	技	技	計	級	徐長 長士	事	指	技	転動	保 員守	計
		務	術	能		以 上	係長級課長補佐	務	導員	術	転手等自動車運	等技	
	ψ∆ 3 /2 ∃H	1.5	3		10	3	2	12		1	理	能	10
総務部	総 務 課 職 員 課	15 11	3 2		18 13	3	2	8		1			18 13
	小計	26	5		31	6	4	20		1			31
1.00	政 策 調 整 課	8	19		27	4	5	4		1 14			27
政策 調整部	3 R 推 進 課	11	19		12	1	3	6	1	14			12
	小計	19	20		39	5	8	10	1	15			39
	業務課	25	- 20	1	26	2	4	15	4	10	1		26
	街の美化推進課	15	2		17	2	3	10	1	2	1		17
	車 両 課	5	5	31	41	1	2	4		3		31	41
	鶴見事務所	11		76	87	1	2	2	6		76	01	87
	神奈川 "	10		57	67	1	2	2	5		57		67
	西 "	9		32	41	1	2	1	5		32		41
	中 "	11		64	75	1	2	2	6		64		75
	南 "	10		59	69	1	2	2	5		59		69
	港 南 "	10		53	63	1	2	2	5		53		63
家	保土ケ谷 "	9	1	54	64	1	2	2	5		54		64
庭	旭 "	11		60	71	1	2	2	6		60		71
系	磯 子 "	9		53	62	1	2	1	5		53		62
対	金 沢 "	10		59	69	1	2	2	5		59		69
策	港 北 "	10	1	97	108	1	2	2	6		97		108
部	緑 "	9		50	59	1	2	1	5		50		59
니디	青 葉 "	11		83	94	1	2	2	6		83		94
	都 筑 "	9		50	59	1	2	1	5		50		59
	戸 塚 "	11		65	76	1	2	2	6		65		76
	栄 "	9		47	56	1	2	1	5		47		56
	泉 "	9		42	51	1	2	1	5		42		51
	瀬 谷 "	9		40	49	1	2	1	5		40		49
	収集事務所合計		2	1,041	1, 220	18	36	29	96		1,041		1, 220
	北 部 事 務 所	9		50	59	1	2	1	5		50		59
	事務所合計(北部含む)	186	2	1,091	1, 279	19	38	30	101	_	1, 091		1, 279
	小計	231	9	1, 123	1, 363	24	47	59	105	5	1, 092	31	1, 363
事業系 対策部	一般廃棄物対策課	9	7	1	17	2	3	3	3	5	1		17
, 4 NK Hb	産業廃棄物対策課 小 計	13	26	1	40	2	7	7	1	22	1		40
	施 設 課	22 7	23	2	57 30	2	10	10	4	27 18	2		57 30
	処 分 地 管 理 課	3	4		7	1	4 2	3		18			7
	適正管理係	ა 1	7	6	14	1	1	1		6		6	14
適 正	施設計画課	1	22	U	23	2	4	1		16		U	23
処	鶴見工場	2	36	30	68	1	7	2		28		30	68
理計	旭 工 場	3	42	30	75	1	7	3		34		30	75
画部	金沢工場	3	35	31	69	1	7	3		27		31	69
디마	都筑工場	3	40	28	71	1	7	3		32		28	71
	焼却工場計	11	153	119	283	4	28	11		121		119	283
	小計	23	209	125	357	9	39	22		162		125	357
台		321	276	1, 250	1, 847	48	108	121	110	210	1,094	156	1,847
<u> </u>													

4 令和4年度予算

(1) 令和4年度 一般会計歳入予算説明

科目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説明
	千円	千円	千円	
16款 分 担 金 及 び 負 担 金	4, 364	6, 483	$\triangle 2$, 119	
1項 負 担 金	4, 364	6, 483	△2, 119	
4目 資源循環費負担金	4, 364	6, 483	△2, 119	
(1) 駅 前 広 場 清 掃 費 担 金	4, 174	6, 312	△2, 138	清掃回数の減
(2) PCB 適 正 処 理 推 進 費 担 金	190	171	19	
17款 使 用 料 及 び 手 数 料	5, 641, 263	5, 737, 626	△96, 363	
2項 手 数 料	5, 641, 263	5, 737, 626	△96, 363	
7目 資源循環手数料	5, 641, 263	5, 737, 626	△96, 363	
(1) 一般廃棄物処理	5, 112, 103	5, 207, 337	△95 , 234	搬入量の減
(2) 産業廃棄物処理 数 料	516, 250	516, 250	0	
使用済自動車 (3)引取業者登録等 申請手数料	1, 653	733	920	
(4) 産業廃棄物許可関係等申請手数料	10, 847	12, 106	$\triangle 1,259$	申請件数の減
(5) 一般廃棄物許可関係等申請手数料	410	1, 200	△790	
18款 国 庫 支 出 金	936, 545	921, 629	14, 916	
2項 国 庫 補 助 金	936, 545	921, 629	14, 916	
8目 資源循環費	936, 545	921, 629	14, 916	
(1)工 場 費 補 助 金	845, 233	859, 617	△14, 384	補助対象事業費の減
(2)処分地費補助金	61, 640	25, 653	35, 987	補助対象事業費の増
(3) し尿処理施設整備費助 金	29, 672	30, 859	△1, 187	補助対象事業費の減
(4) 減量・リサイクル推進費 助 金	0	5, 500	△5, 500	補助対象事業終了

			科			1			本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
									千円	千円	千円	
20	款	財		産		収		入	83, 244	81, 137	2, 107	
	1	項	財	産	運	用	収	入	80, 552	79, 000	1, 552	
		1目	財	産	貸	付	収	入	80, 552	79, 000	1, 552	
		(1)	土	地	貸	付	収	入	80, 175	78, 623	1, 552	貸付面積の変更による増
-		(2)	建	物	貸	付	収	入	377	377	0	
	2	項	財	産	売	払	収	入	2, 692	2, 137	555	
		2 目	物	品	売	払	収	入	2, 692	2, 137	555	
		(1)	不	用物	为 品	売:	払収	. 入	2, 692	2, 137	555	
21	款	寄			附			金	1, 858	2, 736	△878	
-	1	項	寄		ß	付		金	1,858	2, 736	△878	
		2 目	_	般	. 1	寄	附	金	1, 858	2, 736	△878	
		(1)	日寄	本	中,	夬	. 馬	会金	1, 858	2, 736	△878	
22	款	繰			入			金	40,000	0	40,000	
-	1	項	資産活用推進基金繰入金					人金	40, 000	0	40,000	
		1目	資產	産活月	用推注	生基 2	金繰り	人金	40, 000	0	40,000	
		(1)	資產	産活月	用推注	生基:	金繰り	人金	40, 000	0	40,000	
24	款	諸			収			入	5, 601, 486	5, 114, 661	486, 825	
	1	項	延 及		金 、 び	力 适	口 算 ^品	金 料	4, 011	4, 011	0	
		1 目	延		Ý	带		金	1	1	0	
		(1)	延		Ŷ	帯		金	1	1	0	
		3 目	過					料	4, 010	4, 010	0	
		(1)	過					料	4, 010	4, 010	0	

科目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
		手円	手円	千円	
3項 貸付金元利収	入	949	1, 112	△163	
7目 資源循環	費	949	1, 112	△163	
一 般 廃 棄 物 划 (1)手 数 料 収 納 資 貸 付 金 元 利 収	金し入	850	800	50	
ポイ捨て・喫煙 (2)条例過料収納 貸付金元利収	金金	99	312	△213	
5項 雑	入	5, 596, 526	5, 109, 538	486, 988	
7目 資源循環費架	隹 入	4, 990, 845	4, 399, 122	591, 723	
(1)施 設 管 理 収	入	58, 813	58, 669	144	
(2)資源化物売払り	又入	1, 765, 763	1, 189, 379	576, 384	売払い単価の増
(3) 広 告 料 収	入	1, 040	1, 159	△119	
(4)発電収	入	3, 164, 629	3, 149, 315	15, 314	環境価値分の売却による 増
(5)移動トイレ収	ス入	200	200	0	
(6) 自動車損害賠償	責任	400	400	0	
14目 雑	入	605, 681	710, 416	△104, 735	
(2) 社会保険料納付	寸 金	843	825	18	
(3) そ の	他	604, 838	709, 591	△104 , 753	

		科	目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
					千円	千円	千円	
25	款	市		債	3, 614, 000	4, 051, 000	△437, 000	
	1 F	須 市		債	3, 614, 000	4, 051, 000	△437, 000	
	, -	7 目 資	源 循 環	債	3, 614, 000	4, 051, 000	△437, 000	
		(1)事務	5 所 等 整 備 当	費債	322, 000	486, 000	△164, 000	起債対象事業費の減
		(2)車両	管理費充当	債	525, 000	721, 000	△196, 000	起債対象事業費の減
		(3) 工 掉	易 費 充 当	債	2, 375, 000	2, 638, 000	△263, 000	起債対象事業費の減
		(4) 処 分	计 費 充 当	債	279, 000	104, 000	175, 000	起債対象事業費の増
		(5)産	業 廃 棄 策 費 充 当	物債	103, 000	102, 000	1,000	
		(6) 貴	录 処 理 施 充 当	設債	10,000	0	10,000	起債対象事業費の増
		歳入	. 合 計		15, 922, 760	15, 915, 272	7, 488	

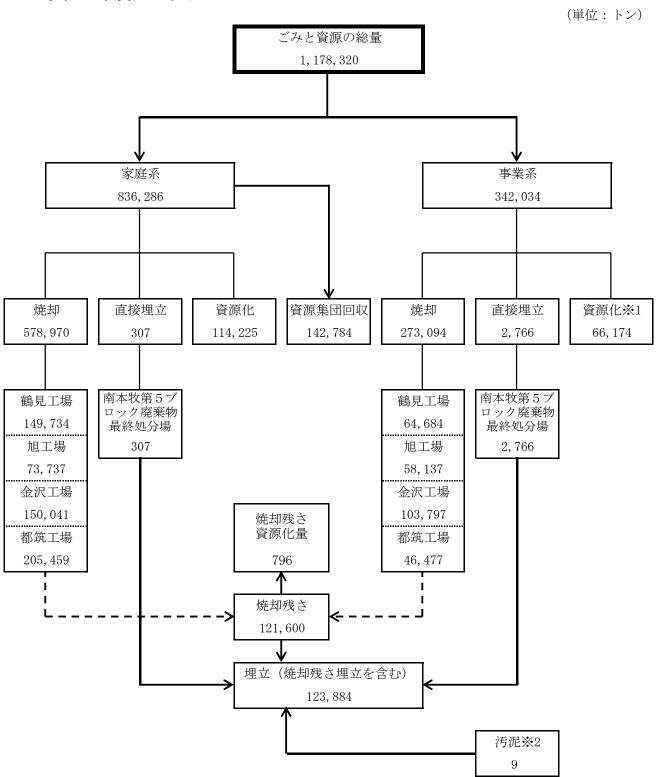
(2) 令和 4 年度 一般会計歳出予算説明

款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	說	明
9款資源循環費	千円 42, 218, 603	千円 42,837,985	千円 △619, 382		千円
1項 資源循環 理 費	23, 461, 566	23, 644, 237	△182, 671		
1目終務費	15, 422, 313	15, 713, 525	△291, 212	職員人件費 常勤一般職員 1,748人 再任用職員 常勤職員 117人 短時間勤務職員 66人 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 減量・リサイクル施策推進事業費 労務関係経常費等 【増減の主な理由】 職員人件費の減	15, 301, 425 2, 043 6, 846 111, 999
減 量 ・ 2目 リサイクル 推 進 費	5, 407, 339	4, 988, 379	418, 960	分別・リサイクル推進事業費 資源選別施設運営費 3 R 広報啓発事業費 発生抑制等推進事業費 資源集団回収促進事業費 事業系ごみ設基幹改修費 国際協力事業費 市役所ごみゼロ推進事業費等 【増減の主な理由】 資源集団回収促進事業費の増	1, 797, 985 2, 196, 815 9, 071 24, 907 1, 059, 980 38, 800 72, 865 3, 437 203, 479
3目事務所費	729, 874	856, 903	△127, 029	事務所等運営費 事務所等整備補修費 港南事務所再整備事業費 【増減の主な理由】 港南事務所再整備事業費の減	331, 381 48, 217 350, 276
4目 車両管理費	1, 902, 040	2, 085, 430	△183, 390	車両調達費 車両維持管理費等 【増減の主な理由】 車両調達費の減	1, 441, 251 460, 789
2項 適正処理費	18, 377, 545	18, 864, 502	△486, 957		
1目総務費	6, 477, 072	6, 390, 869	86, 203	粗大ごみ処理事業費 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送業務委託事業費 クリーンタウン横浜事業費 不法投棄防止対策事業費 適正処理総務管理費等 【増減の主な理由】 粗大ごみ処理事業費の増	1, 852, 164 3, 631, 565 647, 850 157, 799 7, 123 180, 571
2目工 場 費	8, 177, 523	7, 986, 398	191, 125	工場運営費 工場補修費 焼却工場排ガス設備等整備費 焼却灰資源化事業費 鶴見工場長寿命化対策事業費 保土ケ谷工場再整備事業費 工場環境保全調査費 施設管理費等 【増減の主な理由】 保土ケ谷工場再整備事業費の増	2, 229, 712 2, 655, 332 185, 530 24, 034 2, 259, 598 341, 000 51, 181 431, 136

款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説	明
3目処分地費	手円 3, 413, 380	千円 3, 980, 391	千円 △567, 011	南本牧ふ頭第5ブロック 既設外周護岸等負担金 南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 処分地環境保全調查費 南本牧廃棄物最終処分場 排水処理施設整備事業費 処分地管理費等 【増減の主な理由】 南本牧ふ頭第5ブロック既設外周護局	千円 2,376,000 116,832 245,351 36,310 331,907 306,980 幸等負担金の減
4目 産業廃棄物 対 策 費	309, 570	506, 844	△197, 274	南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 不適正処理監視・指導強化事業費 PCB適正処理推進事業費 戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 産業廃棄物管理費等 【増減の主な理由】 PCB適正処理推進事業費の減	29, 499 111, 909 20, 901 16, 027 112, 900 18, 334
3項 し尿処理費	379, 492	329, 246	50, 246		
1目 し尿処理	173, 111	176, 838	△3, 727	し尿処理総務管理費 公衆トイレ維持管理費等 【増減の主な理由】 公衆トイレ維持管理費の減	88, 819 84, 292
2目 し尿 処 理 施 設 費	206, 381	152, 408	53, 973	磯子検認所費 磯子検認所補修費 災害対策用トイレ整備事業費 公衆トイレ整備事業費 【増減の主な理由】 公衆トイレ整備事業費の増	77, 524 1, 013 65, 214 62, 630
歳出合計	42, 218, 603	42, 837, 985	△619, 382		

第2 ごみ処理

1 令和3年度処理状況



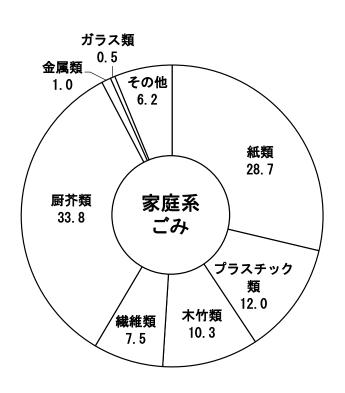
- ※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
- ※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

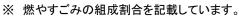
事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 アクア新橋排水処理施設から発生する汚泥をセメント固化処理したものです。

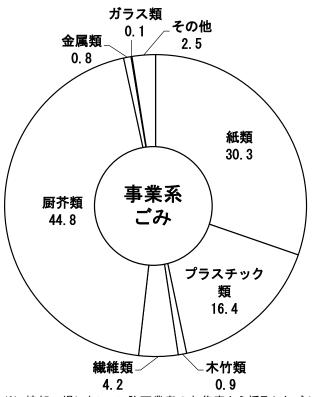
2 令和3年度ごみ組成

(単位:%)





- ※ 市内18区について、各区約140世帯の調査地域を 設定し、各区年2回ずつ実施しました。
- ※ 湿基準で表示。



※ 焼却工場において、許可業者の収集車から採取したごみを 年4回調査しました。

※ 湿基準で表示。

工場に搬入し焼却するすべてのごみ組成

ı	紙 類	チッラ クス 類	木竹類	維類	厨 芥 類	金 ガラス類 その他
平成29年	35.4	14.2	10.8	6.4	26.9	0.7 0.6 5.0
		\	\			
平成30年	36.6	15.0	10.2	6.2	25.8	0.8 5.0
	/		**			
令和元年	32.6	13.2	15.0	7.4	25.9	0.8 0.3 4.8
令和2年	33.2	11.6	2.2 8	.4	27.4	0.8 0.4 6.0
			***	**************************************		\\\
令和3年	31.7	11.7 1	5.1	8.4	27.1	0.7 0.5 4.8
						出

単位:%

※ 湿基準で表示。

[※] 工場ごみピットより採取したごみのデータを記載しています。上記の家庭系ごみ・事業系ごみとはサンプルが 異なります。

3 処理状況の推移

		· ·			エコン													
																	処理内訳	
		ごみと				ごみ量												
		資源の 総量		家庭系			事業系											家
			焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	計	缶	びん	ペット ボトル	ガラス 残さ	小さな 金属類	プラス チック製 容器包装	スプ レー 缶	古紙	古布
2	21年度	1,275,444	608,907	2,393	611,299	313,097	5,332	318,429	929,728	10,651	21,604	12,087	5,579	5,124	48,553	546	25,999	3,473
2	22年度	1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,435	5,384	48,958	588	17,478	2,551
2	23年度	1,281,602	611,344	2,551	613,895	307,247	4,869	312,116	926,011	10,237	22,169	12,649	5,357	5,508	48,173	552	12,502	1,967
2	24年度	1,274,815	602,903	2,697	605,600	309,362	4,210	313,572	919,172	9,826	22,001	12,270	5,222	5,318	48,078	634	7,366	1,296
2	25年度	1,255,504	589,082	2,810	591,892	305,360	4,165	309,526	901,418	9,654	22,337	12,064	5,224	5,163	48,079	627	2,687	791
2	26年度	1,237,516	587,386	2,510	589,895	301,203	5,064	306,267	896,162	9,280	22,107	11,354	5,049	4,970	47,864	676	1,588	614
2	27年度	1,235,203	584,356	2,364	586,719	302,268	3,212	305,481	892,200	8,973	22,208	11,410	5,098	4,960	48,217	642	1,463	607
2	28年度	1,220,905	580,945	2,113	583,058	301,192	3,248	304,440	887,498	8,762	21,811	11,541	4,727	4,632	47,736	630	1,314	542
2	29年度	1,207,526	577,071	1,867	578,938	300,635	3,188	303,822	882,761	8,638	21,323	11,772	4,317	4,497	47,800	619	1,266	533
3	30年度	1,194,725	569,112	182	569,295	298,140	2,914	301,053	870,348	8,547	20,376	12,858	4,213	4,446	47,979	593	1,190	519
	和元年度 《 5	1,220,597	581,269	312	581,581	305,374	3,692	309,066	890,647	8,671	19,534	13,094	4,354	4,648	48,817	611	1,452	525
	和2年度	1,200,409	598,514	316	598,830	267,824	2,610	270,434	869,264	9,728	20,538	14,077	4,907	5,276	51,129	620	1,254	467
令	和3年度	1,178,320	578,970	307	579,277	273,094	2,766	275,860	855,137	9,533	19,566	14,372	5,098	4,726	50,094	619	973	426
	4月	98,927	49,653	27	49,680	21,800	412	22,212	71,892	824	1,788	1,124	366	426	4,180	50	83	39
	5月	104,729	55,014	30	55,044	22,052	257	22,309	77,353	825	1,663	1,190	508	468	4,294	48	105	52
	6月	99,386	48,912	26	48,938	23,929	238	24,166	73,104	817	1,564	1,258	384	390	4,235	45	75	33
	7月	104,360	51,535	25	51,560	25,344	293	25,636	77,196	839	1,727	1,375	439	376	4,353	50	81	27
	8月	99,477	50,008	22	50,030	23,507	252	23,759	73,790	847	1,464	1,452	397	371	4,266	46	76	29
	9月	96,737	45,730	26	45,756	23,433	178	23,611	69,367	855	1,683	1,372	479	416	4,230	54	82	30
	10月	100,267	49,657	30	49,688	23,934	220	24,155	73,842	751	1,526	1,249	433	398	4,032	57	68	36
	11月	99,568	48,582	27	48,609	23,935	139	24,074	72,683	774	1,696	1,145	378	390	3,975	45	68	35
	12月	100,947	47,699	25	47,724	24,968	151	25,119	72,843	794	1,602	1,078	336	429	4,220	64	87	49
	1月	95,491	48,331	23	48,353	20,384	190	20,575	68,928	730	1,647	1,028	538	359	4,259	47	78	31
	2月	83,686	39,472	18	39,491	18,095	192	18,287	57,778	739	1,502	974	422	314	3,812	61	74	29
	3月	94,747	44,378	26	44,404	21,713	244	21,957	66,361	739	1,703	1,129	419	390	4,238	51	96	36
_					S S 116.1	込まれた										-	<u> </u>	

^{※1} 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

^{※2} 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

^{※3} せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

[※] 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

(単位・トン)

																	(単位:	トン)
														処理	!内訳		(蜂却	残さ
	資源	化量												ごみ量		資源化量	///	
庭系										事業系	※ 1							
蛍光灯 ・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家 電	燃えな い ごみ	その他	小計	資源 集団 回収	せん定枝	生ごみ	小計	計	焼却	直接埋立	計		埋立	資源化
216	435	6,406	-	-	-	89 ※ 2	140,762	180,771	17,276	6,907	24,183	345,716	922,003	7,725	929,728	345,716	117,871	10,777
206	435	6,657	-	-	-	99 ※ 2	132,675	185,791	20,489	8,205	28,694	347,160	906,882	7,649	914,531	347,160	130,392	-
197	480	6,752	-	-	-	74 ※ 2	126,616	189,534	31,099	8,341	39,440	355,591	918,591	7,420	926,011	355,591	131,403	-
189	464	6,366	-	-	-	51 ※ 2	119,082	193,178	34,105	9,278	43,382	355,643	912,265	6,907	919,172	355,643	132,696	-
201	485	6,464	-	4	-	-	113,779	194,336	36,293	9,677	45,970	354,086	894,442	6,976	901,418	354,086	128,547	4,007
175	430	6,115	-	10	-	l	110,232	186,762	36,215	8,145	44,360	341,354	888,588	7,574	896,162	341,354	105,034	23,737
157	424	5,798	4	10		-	109,971	180,721	43,251	9,059	52,310	343,003	886,624	5,576	892,200	343,003	114,912	15,063
138	403	5,599	21	26	-	-	107,881	171,363	44,605	9,559	54,164	333,408	882,136	5,361	887,498	333,408	117,005	13,649
109	343	5,578	8	35	-	57 ※3	106,904	165,225	43,260	9,387	52,647	324,776	877,706	5,055	882,761	324,776	124,986	968
97	339	5,792	12	56	1,489	185 ※ 3	108,693	157,458	46,381	11,846	58,227	324,377	867,252	3,096	870,348	324,377	124,344	1,009
82	321	6,704	10	61	1,333	60 ※ 3	110,277	152,377	50,197	17,099	67,296	329,950	886,643	4,004	890,647	329,950	123,686	1,032
77	319	7,209	8	85	1,327	0	117,023	149,022	49,457	15,643	65,100	331,145	866,338	2,926	869,264	331,145	124,000	830
70	336	7,077	12	91	1,233	0	114,225	142,784	49,313	16,861	66,174	323,183	852,065	3,072	855,137	323,183	120,803	796
6	26	612	1.0	5.2	122	-	9,652	13,024	2,971	1,388	4,359	27,035	71,453	439	71,892	27,035	12,048	52
7	27	617	0.8	9.8	118	-	9,930	12,420	3,123	1,903	5,026	27,376	77,066	287	77,353	27,376	9,890	35
5	26	567	0.9	8.6	104	-	9,512	11,503	3,805	1,462	5,267	26,282	72,840	264	73,104	26,282	9,714	71
7	25	591	1.0	5.4	91	-	9,989	11,756	3,820	1,598	5,418	27,163	76,879	317	77,196	27,163	10,636	69
3	26	571	1.0	7.1	103	-	9,660	11,295	3,433	1,300	4,733	25,688	73,515	274	73,790	25,688	11,259	70
6	27	576	1.0	8.9	104	-	9,923	11,446	4,644	1,358	6,001	27,370	69,163	204	69,367	27,370	9,971	53
4	25	595	0.9	6.5	90	0.1 <u>**</u> .4	9,272	11,170	4,440	1,543	5,983	26,425	73,591	251	73,842	26,425	8,988	104
6	26	583	1.1	6.3	104	-	9,230	11,757	4,316	1,582	5,898	26,884	72,517	166	72,683	26,884	9,372	156
9	40	637	1.4	10.2	130	-	9,487	13,723	4,111	783	4,894	28,104	72,667	176	72,843	28,104	10,440	87
6		576	0.7	6.6	75	-	9,404	11,454	4,367	1,338	5,706	26,563	68,715	213	68,928	26,563	9,126	0
5	38	547	0.9	5.3	82	-	8,606	10,450	5,632	1,220	6,852	25,909	57,567	210	57,778	25,909	7,831	52
8 ※4 カ			1.0 収事業に				9,560	12,787	4,652	1,386	6,038	28,386	66,091	270	66,361	28,386	11,528	48

^{※4} 水銀含有製品の回収事業における資源化量です。 ※5 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

[・]令和元年度の台風第15号による災害廃棄物 (2,139トン)

[・]令和元年度の台風第19号による他都市からの搬入ごみ(神奈川県川崎市:187トン、宮城県丸森町:163トン) ・令和元年度の新型コロナウイルスの影響によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物(306トン)

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

市内全域 1,772,142 世帯(令和4年4月1日時点)から排出されるごみと資源物について、行政区 ごとに 18 か所の収集事務所や委託事業者(古紙・古布は資源集団回収業者)が収集を行っています。 分別品目は、平成 17 年4月から 10 分別 15 品目で実施しています。

収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。 なお、集積場所数は 78,079 か所です(令和4年3月末時点)。

(1) 燃やすごみ

週2回(月・金又は火・土)収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継輸送施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、汚れた紙、ストローやおもちゃなどのプラスチック製品、紙おむつ、少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に燃やすごみだけを入れて排出します。

(2) 燃えないごみ

週2回(燃やすごみの収集日と同じ日)収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目は、ガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱な どで包み、「ガラス」「陶器」など品名を表示して排出します。

(3) スプレー缶

週2回(燃やすごみの収集日と同じ日)収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目は、ヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中 身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にスプレー缶 だけを入れて排出します。

(4) 乾電池

週2回 (燃やすごみの収集日と同じ日) 収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目は、マンガン乾電池、アルカリ乾電池などで、中身がはっきりと確認できる透明又 は半透明の袋に乾電池だけを入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池などは、行政では収集 しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回(月~土のいずれか)収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの(容器)や、包んでいたもの(包装)で、中身の商品を取り出した(使った)あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク のあるものが対象です。

プラスチック製容器包装の中身を使い切り、中を軽くゆすぐ又は拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にプラスチック製容器包装だけを入れて排出します。

(6) 缶・びん・ペットボトル

週1回(月~土のいずれか)収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物(飲み薬を含む。)が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆなどが入っていた マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどを外して中をゆすいでから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(7) 小さな金属類

週1回(缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日)収集し、市内4か所のストックヤード等に 搬入しています。

主な対象品目は、なべ、フライパン、やかんなど、一番長い辺が30cm 未満かつ大半が金属でできているもので、袋に入れずに排出します。ただし、細かくて散乱する恐れのあるものは、まとめて透明又は半透明の袋などに入れて排出するほか、刃物など危険なものは新聞紙などで包み、品名を表示して排出します。

(8) 古紙(「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑誌・その他の紙」)

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目で、紐でしばって(大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて)排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収(市民利用施設に設置している資源回収ボックスや各区の収集事務所が実施している資源物のセンターリサイクル)や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

(9) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に古布だけを入れて排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収(市民利用施設に設置している資源回収ボックスや各区の収集事務所が実施している資源物のセンターリサイクル)や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

(10) 粗大ごみ

金属製品は一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外(木製品やプラスチック製品など)は一番長い辺が50cm以上のものが対象です。事前申込み制で、インターネットなどのICTツール又は電話により受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料ですが、生活保護世帯や、障がいのある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免 する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品 として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆様に提供しています。

リユース品提供状況

(単位:個)

	年	度		平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※
総	提	供	数	2, 796	2,671	2, 517	38	0
内		常設展	示場所	2, 389	2, 191	2, 170	38	0
訳		イベ	ント	407	480	347	0	0

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日からリユース品の提供を中止。

2 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先などまで収集に伺う「ふれあい収集」を、平成16年度から実施しています。 また、ごみが出ていない場合の声かけを平成22年度から開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、自 宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を、平成13年度から実施しています。

ウ 狭あい道路収集

道路が狭く収集車が通行できないため、集積場所を自宅近くに設けられない地域において、軽 四輪車でごみを収集します。

各業務の件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ふれあい	6,947 世帯	7,334 世帯	7,706 世帯	8,279 世帯	8,688 世帯
粗大ごみ持ち出し	11,041 件	12,077 件	12,938 件	12, 154 件	13,320件
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	38,518 世帯	41, 486 世帯	42,698 世帯	43, 181 世帯	44,051 世帯
状のい坦鉛	(2,471 か所)	(2,638 か所)	(2,715 か所)	(2,839 か所)	(2,912か所)

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

[※] 令和4年度中に再開予定。

いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

(単位:件)

年度	近隣への影響が 解消等された件数	うち、条例に基づく排出支援に より解消された件数
平成 29 年度	47	20
平成 30 年度	40	27
令和元年度	37	15
令和2年度	20	8
令和3年度	24	12

3 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。この規定を受け、横浜市は原則として事業系ごみを収集しないため、事業者が自己処理するか、地方自治体から許可を受けた業者(許可業者)と契約して、資源化又は適正処理することとしています。なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

本市の焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

4 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼(飼育)、又は連絡(遺棄)により受け付けたものを 処理しています。

飼育で合同火葬(出張回収)希望の場合は、手数料(6,500円/個)を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況(令和3年度)

(単位:個)

区分	60 TH (H) ¥/c	内 訳					
種類	処理個数	飼 育	遺棄				
犬	417	406	11				
猫	3, 643	691	2, 952				
その他	6, 451	205	6, 246				
計	10, 511	1, 302	9, 209				

5 ごみ処理原価年度別推移

(単位:円/トン)

	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ĺĺ	み処理原価	39, 029	40,079	41, 408	40, 988	40, 855
内	収集運搬	26, 777	27, 122	27, 876	28, 043	26, 828
訳	処 分	12, 252	12, 957	13, 532	12, 945	14, 027

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、処分(焼却、埋立て、資源化)に係る人件費、物件費、 減価償却費から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 ヨコハマ 3 R 夢 プランの推進

1 ヨコハマ 3 R夢 プランの概要

ス リ ム

(1) 横浜市一般廃棄物処理基本計画 (ヨコハマ 3 R夢 プラン)

市民・事業者の皆様と協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G 3 0 プラン」(以下、「G 3 0」という。)に続くプランとして、平成 23 年 1 月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ 3 R 夢 プラン)」(以下、「ヨコハマ 3 R 夢 プラン」という。)を策定しました(計画期間:平成 22(2010) 年度~令和 7(2025) 年度)。

ョコハマ $\hat{3}$ \hat{R} \hat{g} プランでは \hat{G} $\hat{$

また、ヨコハマ 3 R 夢 プランの実施のために必要な事業について、「横浜市一般廃棄物処理実施計画」を年度ごとに策定し、告示しています。

「ヨコハマ 3 R夢 プラン」の3つの目標

- 1 総排出量 (ごみと資源の総量) を令和7 (2025) 年度までに10%以上削減 (平成21 (2009) 年度比)
- 2 ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和7 (2025) 年度までに 50%以上削減 (平成 21 (2009) 年度比)
- 3 収集・運搬・処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

(2) 新たな一般廃棄物処理基本計画の策定について

戦前の公衆衛生の観点による適正処理、高度経済成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄に対応 した焼却・埋立、そして、環境意識の高まりに伴うごみの減量・リサイクルへと、廃棄物処理の対 応は時代とともに変化してきました。

現在では、SDGs の達成や脱炭素社会の実現などが喫緊の課題になっており、こうした時代の要請に対応していくことが求められています。

このため、「横浜G30プラン」、「ヨコハマ $\overset{\circ}{3}$ $\overset{\circ}{R}$ 夢プラン」に続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を進めます。

2 令和3年度実績

(1) ごみと資源の総量

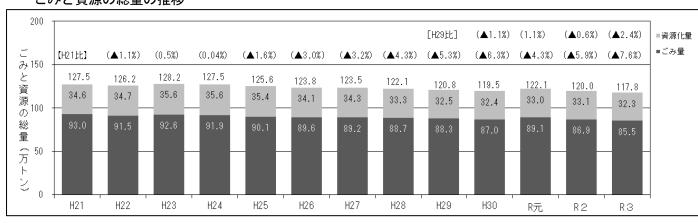
令和3年度のごみと資源の総量は、約117.8万トンでした。

ごみと資源の総量(令和3年度)

		ごみと資源	の総量 (単位	: トン)				
			家庭系			事業系		
				ごみ量	資源化量**1		ごみ量	資源化量**2
令和	13年度	1, 178, 320	836, 286	579, 277	257, 009	342, 034	275, 860	66, 174
	29 年度比	▲ 29, 217	▲ 14, 781	338	▲ 15, 120	▲ 14, 435	▲ 27, 962	13, 527
	増減量	(▲2.4%)	(▲1.7%)	(0.1%)	(▲ 5.6%)	(4 .0%)	(▲ 9.2%)	(25. 7%)
	21 年度比	▲ 97, 124	▲ 96, 547	▲ 32, 023	▲ 64, 524	▲ 577	▲ 42, 569	41, 992
	増減量	(▲ 7.6%)	(▲10.3%)	(▲ 5. 2%)	(A 20. 1%)	(▲ 0.2%)	(▲13.4%)	(173.6%)
平月	戊29年度 ^{※3}	1, 207, 537	851, 067	578, 938	272, 129	356, 469	303, 822	52, 647
平月	戊21年度 ^{※4}	1, 275, 444	932, 833	611, 299	321, 533	342, 611	318, 429	24, 183

- ※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
- ※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。 事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。
- ※3 ヨコハマ3R夢プラン推進計画 (2018~2021) で目標設定した際の基準年度
- ※4 ヨコハマ3R夢プランで目標設定した際の基準年度
- ※ () 内は、29年度比または21年度比の増減量
- ※ 表中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

ごみと資源の総量の推移



※ 図中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

(2) 市民1人1日あたりのごみと資源の総量

令和3年度の市民1人1日あたりのごみと資源の総量(各区総量)は586 グラム/人・日でした。

市民1人1日あたりのごみと資源の総量(令和3年度)	(単位:グラム/人・日)
---------------------------	--------------

ごみと資源の総量				
			ごみ量	資源化量※
	令和3年度	586	405	181
	平成 21 年度比	▲ 91	▲37	▲ 54
	増減量	(▲ 13. 4%)	(▲ 8. 4%)	(▲22. 9%)
平成 21 年度		677	442	235

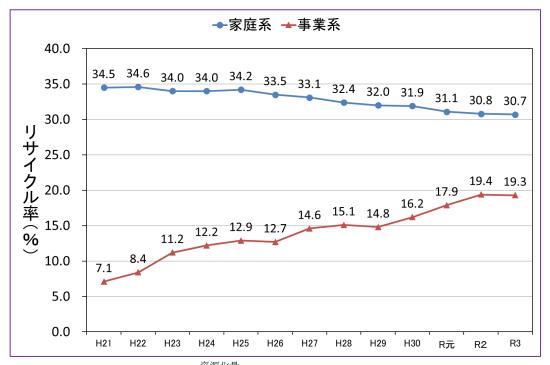
[※] 表中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

(3) リサイクル率

家庭系のリサイクル率は、平成 21 年度から約 30~35%の間で推移し、ここ数年は微減傾向です。

事業系のリサイクル率は、平成21年度の約7%から年々上昇し、令和3年度は約19%です。

家庭系・事業系リサイクル率の推移



%1 リサイクル率 = $\frac{$ 質測化量 ごみ量+資源化量

※2 事業系の資源化量は、せん定枝と生ごみが対象。

[※] 資源集団回収量を含みます。

(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス

令和3年度の温室効果ガス排出量は、約22.7万トンで、基準年度に比べ19.5%減少しました。

温室効果ガス排出量(令和3年度) (単位:万トン(002換算))

	(12)
	温室効果ガス排出量
令和3年度目標	平成 21 年度比 25%以上削減
令和3年度	約 22. 7
平成 21 年度比	約▲5.5
増減量	(▲ 19. 5%)
平成 21 年度(基準年度)	約 28. 2

- ※ 温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成25年度から基準 年度(平成21年度)の排出係数を用いて算出し、補正しています。
- ※ 温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の 走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

(5) 家庭から出される食品ロス発生量

令和3年度の家庭から出される食品ロス発生量(推計値)は約8万6千トンで、基準年度に比べ 22.5%減少しました。

食品ロス発生量(令和3年度)

(単位: 万トン)

	食品ロス発生量(推計値)
令和3年度目標	平成 27 年度比 20%以上削減
令和3年度	約 8. 6
平成 27 年度比	約▲2.5
増減量	(▲ 22. 5%)
平成 27 年度(基準年度)	約 11. 1

(6) 焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化(送電電力量)

令和3年度の焼却工場での創エネ・省エネによる送電電力量は約2.26億キロワットアワーで、 基準年度に比べ 0.9%増加しました。

送電電力量(令和3年度)

(単位:億 kWh)

	送電電力量
令和3年度目標	平成29年度比5%以上增加
令和3年度	約 2. 26
平成 29 年度比	約 0.02
増減量	(0. 9%)
平成 29 年度(基準年度)	約 2. 24

※ 電力量は端数処理した数値となるため、計算で求めた差と異なる場合があります。

3 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ 3 R夢 プランのPR

ア イベントや広報媒体の活用

イ 「ヨコハマ 3 R夢!」広報大使 横浜F・マリノス

横浜F・マリノスには、平成23年度から「ヨコハマâR夢!」広報大使として、選手出演の 啓発動画やポスターの作成など、様々な広報啓発活動に御協力いただいています。

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ 3 R夢!」 ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と 3 R でごみ減量! きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

令和3年度実績 表彰総数171点(応募総数2,319点/応募校数185校)

イ 小学4年生用 3 R 夢 学習副読本

3 R = 3 R = 2

ウ 出前教室の実施

職員が保育園・幼稚園、小学校などに出向き、ヨコハマ 3 R 夢 の学習を行う出前教室を実施しています。

令和3年度実績 141 回 (保育園・幼稚園 32 回/小学校 109 回)

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら 3 R や環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

次のア〜カの施設では3Rについて学べる体験型のメニューを用意しています。

ア 3 R夢 ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html

イ 3g あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html

ウ 3 R夢 ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html

エ 3 R 夢 ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html

オ 遊んで♪学んで!都筑 â R 夢 教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)

TEL 941-7914 FAX 941-8409

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html

カ プレパーク・さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html

(4) 様々な手法による広報啓発

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局の事業を分かりやすく紹介するパンフレットです。

市ホームページで閲覧できます。

ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/kiremachi.html

イ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解していただき、3R行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。 また、小学4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

令和3年度施設見学件数 282件(うち、学校見学 250件、その他見学 32件)、イベント件数 0件(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

ウ 環境学習プログラム

地域や学校等で廃棄物に関する環境学習を行う際の参考となるよう、世代別の学習モデルやテーマ別講座内容をまとめた学習プログラムを作成し、それらを冊子にまとめています。

ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/program.html

エ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務や 3 R に関する情報などを、分かりやすく提供しています。 令和3年度「ごみ・リサイクル」関連ページアクセス件数 約1,191万件 ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/

オ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクショナリー)」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上やスマートフォンアプリで提供しています(日本語、英語、中国語)。

令和3年度検索件数 約261万件

ホームページ https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/

カ イーオのごみ分別案内(チャットボット)

AIを使って会話形式でごみの分別を案内するサービスをNTTドコモと共同で開発・運用しています。およそ2万語に対応し、ごみの分別を検索できるほか、粗大ごみの料金案内やインターネット受付への誘導などにも対応しています。

令和3年度質問数 約143万9千件

キ スマートフォンアプリによる情報提供

分別検索機能や収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の2種類のスマートフォンアプリを提供しています。

令和3年度ダウンロード数 約6万件

(「横浜市ごみ分別アプリ」約5万9千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」約1千件)

ク SNS (ツイッター、フェイスブック) による情報提供

資源循環局からのお知らせ、イベント情報、食品ロスの削減やプラスチック対策に関する取組、その他環境に関する情報を広く発信しています。

SNS	アカウント名	発信内容	令和3年度 投稿数
ツイッター	横浜 GO GREEN** @yokohama_kankyo (温暖化対策統括本部及び環境創造局 と共同運用)	資源・環境に関する豆知識やイベン ト情報	59 件
	よこはまプラ対策 @yokohama_pla	プラスチック対策に関する情報	100 件
フェイス ブック	ヨコハマ 3 R夢!(資源循環局)	3 R 夢プランをはじめとした環境 に関する取組	92 件

[※] 令和4年4月に「横浜環境情報」から改称

ケ 横浜DeNAベイスターズとの取組

本市の環境部局(温暖化対策統括本部・環境創造局・資源循環局)が合同で、6月の環境月間を中心に、「横浜DeNAベイスターズ」の御協力のもと、啓発ポスターの作成など、本市環境施策に係る広報啓発の取組を行っています。

4 プラスチック対策の推進

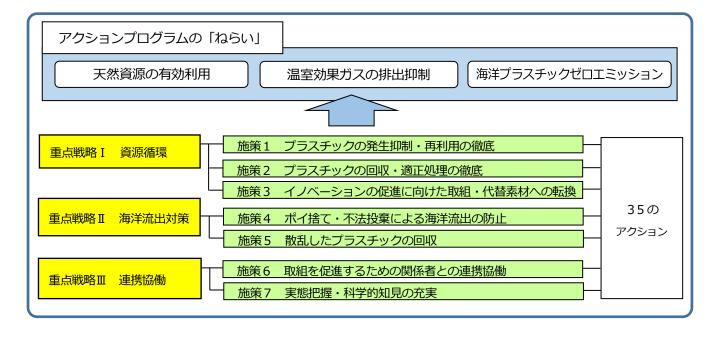
(1) プラスチック資源循環の推進

プラスチックによる海洋汚染が地球規模での課題となっており、生態系への影響も懸念されていることから、世界ではプラスチック問題の解決に向けた動きが広まっています。日本でも、令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」の策定をはじめとして、令和2年7月からの小売店舗におけるレジ袋有料化、さらに、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、国を挙げた取組が進んでいます。

プラスチック対策に向けた取組を進めていくうえでは、基礎自治体の役割も欠かせないことから、 市民・事業者の皆様とともに、オール横浜で取り組むことが重要です。

横浜市では、プラスチック問題の解決に向けて、具体的な行動を示した「よこはまプラスチック 資源循環アクションプログラム」を令和元年9月に策定し、「資源循環」「海洋流出対策」「連携協働」 の3つを重点戦略に掲げ、庁内で連携して、35のアクションを推進しています。

よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムの体系図



(2) 「プラごみ削減キャンペーン」の取組

ワンウェイプラスチック削減を広く市民に啓発するため、「環境月間」である6月に、事業者と連携した「プラごみ削減キャンペーン」を行っています。

ア 小売店との取組

令和3年度は、市内で多くの店舗を展開しているイオン株式会社及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンと連携して、ワンウェイプラスチック削減に向けたキャンペーンを実施しました。市内のイオン・イオンスタイルでは店内アナウンス、お持ち帰り専用かご「マイバスケット」の横浜限定シールの作成や一部店舗での店頭啓発を行い、セブン-イレブンではレジ横サイネージに広告を掲出することで、プラスチック問題の現状や市民の皆様に取り組んでいただきたいことをお伝えしました。

イ 駅デジタルサイネージへの掲出

令和3年度は、馬車道駅ホームドアビジョン、横浜駅みなみ通路及び市営地下鉄横浜駅のデジタルサイネージに広告掲出を行いました。

(3) 事業者と連携した取組

令和2年10月から、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、公益財団法人日本財団と連携し、店頭で回収したペットボトルをリサイクルして新たなペットボトルに再生する「ペットボトルリサイクル事業」を実施しています。

市内のセブン-イレブンの一部店舗に「ペットボトル回収機」を設置しています。店舗詳細は横浜 市ホームページから御確認ください(令和4年3月末までに207店舗への設置完了)。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/pla-taisaku/kigyou/petbottle_recycle.html

また、令和3年7月にはキリンホールディングス株式会社が株式会社ローソンと連携し、市内のローソン1店舗に「ペットボトル減容回収機」を設置し、同様のペットボトルリサイクルの実証実験を始めました。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/pla-taisaku/kigyou/default20210715.html

(4) その他の取組

ア ごみ集積場所の改善

地域の方々と協力し、ごみが河川に落ちないようにフェンスと地面の隙間をネットで埋めるなど、海洋流出対策を講じています。

イ 清掃活動の実施

プラスチック対策にもつながる清掃活動を、繁華街などの美化推進重点地区や、市内主要駅周辺などで実施しています。

ウ 収集車による取組

収集車のアナウンスで、プラスチック分別の協力を呼びかける広報を行っています。

エ SNSを活用した情報発信

ツイッター「よこはまプラ対策」などのアカウントから、プラスチックごみの現状や、プラス チックごみの削減につながる企業の取組情報を発信しています。

5 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 食品ロス・生ごみ削減の推進

食品ロスの削減は、国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)の目標に位置づけられた重要課題です。国内における食品ロスは年間522万トン(令和2年度推計値)発生しており、本市においては、家庭から出される燃やすごみに年間約8万6千トン(令和3年度推計値)もの食品ロスが含まれています。

食品ロスは、生産、流通、販売等の過程で消費した資源が無駄になることに加え、それぞれの過程で発生する温室効果ガスは地球温暖化の原因になります。資源の有効活用、環境負荷の低減を進めるためにも、削減に向けて取り組む必要があります。

令和元年 10 月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、国、 事業者、消費者等の多様な主体との連携により、食品ロスの削減を推進することが求められていま す。本市においては、事業者や国際機関と連携して取組を推進するとともに、環境・食育など、様々 な視点から広報啓発を行い、「もったいない」、「食への感謝」という意識、行動の変化につなげてい きます。

(2) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組

ア 広報啓発の推進、イベント等の開催

10 月の「食品ロス削減月間」には、市内のプロスポーツチームと連携したポスター掲出など、広報啓発を集中的に行っています。また、レシピ動画「まるごと旬野菜〜使い切りレシピ〜」、大人向け啓発用動画『減らそう!食べ物の「もったいない」』、子ども向け啓発用動画「食品ロスで地球が滅びる?〜食べ残し大魔王に打ち勝つ方法を考えよう!〜」等の動画による啓発、食材を無駄にしない調理や保存の工夫を提案する「家庭で役立つ実践講座」の開催など、様々な視点で広報啓発を行い、市民の皆様に具体的に行動していただけるよう取り組んでいます。

イ 国際機関、事業者、団体等との連携

飢餓、貧困、食品ロス削減などに取り組む国連機関(国連食糧農業機関(FAO))等と連携し、「食べること」や食べ物を「捨てること」について考えるイベント、飲食店等の事業者と連携した行動デザインを活用した適量注文、食べきり等の食品ロス削減につながる行動を促進する取組及びフードシェアリングサービス等の取組に関する広報啓発など、様々な主体と連携した取組を行っています。

ウ フードバンク・フードドライブ活動の推進

フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、区役所等の公共施設や小売店舗といった身近な場所に食品を持ち寄っていただける環境づくりを進めています。また、活動の認知度を向上させるため、動画やSNS等を通じて広報啓発を行っています。

エ 土壌混合法の普及啓発

土壌混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます。

土壌混合法を実施する地域の団体などに大型の生ごみ処理器を貸し出すほか、土壌混合法によ

ってできた堆肥を活用して花壇や菜園を運営する団体などに堆肥の活用に必要な物品の支給をするなど、コミュニティの発信力を活用して土壌混合法の普及拡大や街の美化につなげています。 また、生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の講習会等を行っています(令和3年度実績:各区講習会実施回数計451回、土壌混合法支援制度受付件数計20件)。

オ 生ごみの資源としての有効利用

資源の有効利用を更に促進するため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集など を引き続き進め、関係局と協議・連携を図りながら検討していきます。

カ 「食べきり協力店」事業の推進

神奈川県の推計では、事業系食品ロスの発生量のうち 45%を外食産業が占めています。 そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介するとともに、 広報等で事業周知をすすめ、食品ロス削減の機運を高めていきます。

食べきり協力店取組項目(以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいています。)

- ・ 小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

年度	平成29年度 以前	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計
	少 刑					
飲食店	794	28	80	39	231	1, 172
宿泊施設	7	0	0	0	0	7
計	801	28	80	39	231	1, 179

(単位:店舗数)

キ 横浜市食の 3 R きら星活動賞の表彰

食品廃棄物の発生抑制や再生利用等について、優れた取組を行っている事業者を、「横浜市食の 3 R きら星活動賞」として表彰し、取組内容をホームページで紹介しています。

(3) 環境事業推進委員

- ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・ 3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 清潔できれいな街づくりの推進
- ・ 地域への情報提供
- ・ 住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化 しています。

(4) 横浜環境行動賞「ヨコハマ 3 R夢」推進者表彰

様々な環境行動により「ヨコハマ 3 R 夢」の推進に功労のあった個人・団体の表彰を行っています。

表彰者数(令和3年度)

区	分	個	人	寸	体	合	計
ヨコハマ 3 R夢行		3		0		3	
清潔できれいな街	づくり推進者		14		12		26
環境事業推進委員		285		_		285	
合	計		302		12		314

[※] 令和3年度表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(5) 優良集積場所の表彰

ごみの分別や清掃等に積極的に取り組んでいる集積場所を、地域の方の推薦で「優良集積場所」 として選定し、表彰等を行っています。

徹底的なごみの分別とリサイクルの推進 6

(1) 家庭系ごみ

ア 分別事業の実績

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別を実施して います。

(単位・トン)

(単位:千円)

(単位:千円)

分別収集品目の資源化量(令和3年度実績)

/,	777//	II II V/ 54	.///\.	(13 TH C		,					,	· — 1— ·	1 0	
缶	びん	ペットボトル	ガラス 残さ	小さな 金属類	プラス チック 製容器 包装	スプレ 一缶	古紙	古布	蛍光灯 ・ 電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型 家電	燃えな いごみ
9, 533	19, 566	14, 372	5, 098	4, 726	50, 094	619	973	426	70	336	7, 077	12	91	1, 233

資源化物の売払金額(令和3年度実績)

缶	びん	ペットボトル	ガラス 残さ	小さな金属類	プラス チック 製容器 包装	スプレ 一缶	古紙	古布	蛍光灯 ・ 電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型 家電	燃えな いごみ
1, 470, 355	2, 275	212, 576	_	143, 127	0	38, 858	1, 447	6, 354	_	ı	182, 102	3, 399	5, 260	-

[※] プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

資源化物の中間処理及び資源化委託経費(令和3年度実績)

ペット ボトル	ガラス 残さ	小さな 金属類	プラス チック 製容器 包装	スプレ 一缶	古紙	古布	蛍光灯 ・ 電球	乾電池	粗大金属	羽毛 布団	小型 家電	燃えな いごみ
	82, 994	_	1, 514, 042	96, 853		_	24, 503	8, 308	58, 630		_	48, 501

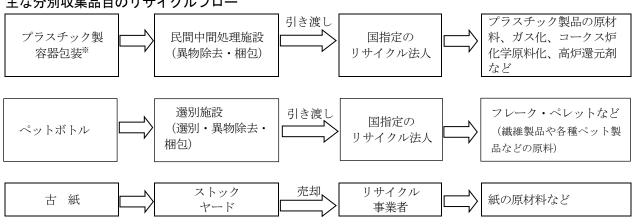
[※] 収集運搬経費は含まない。

びん

2,000,091

缶

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

[※] ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から市内の30%の世帯を対象にスタートし、平成6年10月からは45%の世帯に拡大、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区、青葉区、都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区、戸塚区、栄区、泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と 無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外の色の もの(特定事業者負担分)とペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化 の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき国指定のリサイクル 法人に引き渡し再商品化しています。

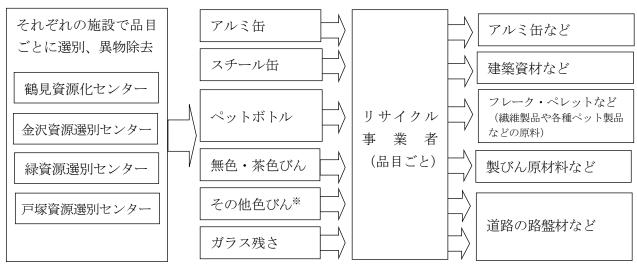
資源化実績(缶・びん・ペットボトル)

(単位:トン)

	年 度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	アルミ缶	4,601	4,657	4,863	5, 647	5, 783
	スチール缶	4,036	3, 891	3,807	4,081	3, 750
処	びん	21, 323	20, 376	19, 534	20, 538	19, 566
理	ペットボトル	11,772	12,858	13, 094	14, 077	14, 372
内	ガラス残さ	4, 317	4, 213	4, 354	4, 907	5, 098
訳	合計	46, 049	45, 995	45, 652	49, 250	48, 569

[※] 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



※ その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

ウ 古紙及び古布のリサイクル

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて 平成16年10月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の6区における分別収 集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しています。市内の家庭から排出され る古紙については平成26年4月から、古布については平成26年11月から、原則として資源集 団回収により回収されています。

なお、資源回収ボックスやセンターリサイクル、「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。収集した古紙及び古布は、行政が再資源化事業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装のリサイクル

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しています。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、「容器包装リサイクル法」に基づき、国指定のリサイクル法人に引き渡し資源化しています。

なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、小さな金属類、粗大ごみのリサイクル

家庭から排出されたスプレー缶、小さな金属類、粗大ごみのうちの金属類と羽毛布団はそれぞれ再生資源として売却し、燃えないごみ及び乾電池は再資源化事業者に委託し、ごみの減量化を図っています。

カ 小型家電のリサイクル

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成 25 年 10 月から実施しており、平成 28 年 5 月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)施行令」に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内76か所です(令和4年3月時点)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破砕・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

また、携帯電話については、横浜市を拠点とするスポーツチーム及び小型家電リサイクル認定 事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、使用済み携帯電話のリサイクル事業「横浜市 みんなのケータイリサイクル!」を実施しています。連携したスポーツチームの試合会場で回収ボックスを設置し、回収した携帯電話は、市内の障害者就労支援施設で分解等の処理を行うことで、障害のある方の就労支援にもつなげています。

キ 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成及び地域コミュニティの形成を目的として、紙類、布類、 金属類、びん類の回収を、自治会町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,100団体が実施 しています。

横浜市では、昭和 58 年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、登録団体に対して1kg 当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付して います。今後も引き続き奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収団体 (団体)		4, 264	4, 300	4, 254	4, 127	4, 111
回収量(トン)		165, 225	157, 458	152, 377	149, 022	142, 784
П	紙類	154, 282	146, 619	141, 137	138, 428	132, 768
目 別	布類	9, 271	9, 189	9, 587	9, 394	8, 951
回 収 量	金属類	1,609	1, 592	1,604	1, 185	1,050
量	びん類	63	57	50	15	16

[※] 端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ク 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所(令和4年3月時点)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

ケ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。 平成17年度からは、全収集事務所(緑区は長坂谷ヤード、栄区は栄ストックヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ 3 R 夢!」等をPRしています。

コ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民の皆様が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない人に対して罰則(過料 2,000 円)を科す制度を平成 20 年 5月1日から実施しています。

制度適用状況(令和3年度)

調査した集積場所数(延べ)	指導	勧告	命令	過料
0 か所※1	0 件	0 件	0 件	0 件**2

- ※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開封調査は未実施。
- ※2 制度施行以降の累計件数:2件(平成21年度)

サ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されており、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。禁止命令に従わない場合、20万円以下の罰金を規定しています。

シ 水銀含有製品の回収に向けた取組

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温 計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所・収集事務所で拠点回収を行っています。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

立入調査や、本市が開催する事業者向けの講習会等、様々な機会を捉えて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

事業者への働きかけ (令和3年度実績):19回 9,760名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年1回、減量化・資源化等計画書を提出することになっています。これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。

事業用大規模建築物等立入調査等実績

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大規模建築物数	2, 782	2, 799	2, 789	2, 797	2,819
立入調査等件数	3, 525	2, 717	2, 488	1, 785	1, 755

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が 搬入された場合は、持ち帰りを指示し、適切な処理や資源化を行うよう指導しています。

また、排出した事業者等が特定できた場合は立入調査を行い、分別を徹底するよう指導しています。

搬入物検査実績

年 度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査台数	193, 732	192, 719	188, 542	178, 761	173, 610
指導台数	342	319	375	325	428
持ち帰り台数	19	28	7	14	28

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけています。ルールを守らない事業者に対しては指導や勧告、命令等、改善を図る手続きを行い、それでも違反を繰り返す事業者に対しては、最終的に罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

オ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も排出事業者として全職員がごみの発生抑制や分別に取り組み、ごみの減量・適正 処理を推進しています。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理のとりまとめにより、分別・排出のルールの徹底を図っています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

年 度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
排出量(ト	ン) 9,055	8, 963	9, 082	7, 949	8, 143
参加施設数	女 1,290	1, 290	1, 284	1, 268	1, 262

(イ) 各職場における 3 R 行動の推進

各職場の取組目標等を定めた「オフィス $\stackrel{?}{3}$ $\stackrel{?}{R}$ $\stackrel{?}{\phi}$ プラン」や、研修等を通じて、 $\stackrel{?}{3}$ $\stackrel{?}{R}$ 行動を推進しています。

カ 3 R 活動優良事業所等の認定

分別排出や 3 R 活動に積極的に取り組み、他の模範となる事業所を「3 R 活動優良事業所」として、また、一般廃棄物収集運搬業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定し、その取組を広く紹介することにより、事業系廃棄物の分別排出や 3 R 活動を推進しています。

認定実績

年	度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3 R 活動優良事業		40	47	46	48	50
一般廃棄 収集運搬 優良事業	業	20	18	*	10	14

※ 令和元年度の一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定については、認定基準日等を改正 したため、実施していません。

7 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお 残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器 (バグフィルター)、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、保土ケ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、工場の既存施設を利用した 中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位:トン)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鶴見工場	273, 247	254, 108	275, 435	226, 763	214, 417
保土ケ谷工場	_	1	ı	1	
旭 工 場	128, 039	121, 137	121, 416	131, 816	131, 874
金沢工場	296, 716	280, 352	286, 865	265, 447	253, 838
都筑工場	179, 704	211, 655	202, 928	242, 311	251, 935
合 計	877, 706	867, 252	886, 643	866, 338	852, 065

[※] 保土ケ谷工場は、平成22年3月に停止。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1	0.00086	0.00091	0.0046	0.0010	整備中
鶴見	2	0.0030	0.00093	0.0031	0.0026	0.00058
	3	0.00091	0.00000017	0.00044	整備中	0.0011
	1					
保土ケ谷	2	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止
	3					
	1	0.000045	0.0086	0.000000078	0.000063	0.00063
旭	2	0.000083	0.00085	0.0013	0.000056	0.00011
	3	0.00000026	0.000089	0.000059	0.000052	0.000081
	1	0.00000021	0.00012	0.00000024	0.00012	0.000013
金 沢	2	0.00057	0.000078	0.000020	0.00051	0.00000040
	3	0.000034	0.0011	0.000000063	0.00033	0.00000029
	1	整備中	0.000058	0.0076	0.045	0. 026
都 筑	2	0.013	0.0085	0.037	0.000040	0.00042
	3	0.00095	0.000066	0.0017	0.011	0.028

[※] 排出基準 1ng-TEQ/m³ N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³ N)

[※] 端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

(2) 焼却工場で創出する「環境にやさしいエネルギー」の利活用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場(鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場)では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を使い、蒸気タービンによる発電を行っています。発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、社会全体の脱炭素化につながる CO_2 を排出しない「環境にやさしいエネルギー」です。 4工場で創出する電力は、1年間で約3.4億キロワットアワーであり、戸塚区の全世帯にあたる約12万世帯の年間消費電力量に相当します。

この電力は、工場内で利用するほか、隣接する下水道処理施設や市庁舎等に供給しています。 また、蒸気は工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設(温水プール、 老人福祉センター、高齢者保養研修施設(ふれーゆ))等に供給しています。

発電実績 (令和3年度)

(単位:kWh)

	総発電電力量		内 訳	
	松光电电刀里	所内消費量	余熱利用施設等	売電電力量
鶴見工場	83, 693, 520	30, 345, 284	2, 602, 640	50, 745, 596
旭工場	50, 712, 270	18, 143, 094	386, 690	32, 182, 486
金沢工場	101, 645, 500	32, 920, 390	1, 128, 460	67, 596, 650
都筑工場	104, 190, 350	26, 388, 724	2, 202, 970	75, 598, 656
計	340, 241, 640	107, 797, 492	6, 320, 760	226, 123, 388

[※] 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には 金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量分を含みます。

(3) 焼却工場の維持管理

焼却工場では、排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。また、 定期的に焼却炉やボイラー、排ガス処理施設等の補修を行い、安定した稼働に努めています。

焼却工場の維持管理費(令和3年度実績)

(単位:千円)

	工場運営費	工場補修費	排ガス処理設備等 整備事業
鶴見工場	475, 697	276, 012	92, 700
旭工場	334, 756	393, 585	
金沢工場	708, 551	1, 665, 523	
都筑工場	541, 140	414, 046	83, 961

(4) 脱炭素化への新たな取組

ア 「はまっこ電気」の取組み

ごみ焼却工場で発電した電気の活用として、市庁舎等への供給に加え、令和3年度からは小売電気事業者と連携し、CO2排出ゼロの電気を市内事業者に供給する「はまっこ電気」を開始するなど、地産地消の取組を進めています。

イ ごみ焼却工場の排ガスからСО2を分離・回収・利用

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれるCO₂を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する技術確立に向け、東京ガス株式会社や三菱重工グループ企業と覚書を締結し、開発した設備による実証試験を始めます。

ウ 熱エネルギーの新たな有効利用

横浜市と東亞合成株式会社は、ごみ焼却工場で発生する熱エネルギーの有効利用に関する覚書を締結しました。同社が使用している蒸気を、ごみ焼却工場で発生した蒸気に置き換えた時のコスト比較、温室効果ガス排出削減効果など、総合的な観点で調査・検討を進めます。

(5) 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法には、溶融処理や焼成処理、セメント原料化等があり、令和3年度は委託によるセメント化と薬剤固化処理を実施しました。

焼却灰資源化量 (単位:トン)

年度	令和	3年度	
資源化手法	セメント化	薬剤固化処理	
資源化量	591	205	

(6) 埋立処分

横浜市では南本牧ふ頭にある最終処分場で、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。 平成29年10月には南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を開設し、ごみの減量化に取り組むと ともに焼却灰の資源化を計画的に行うことで、50年程度の運用を目指しています。

最終処分場(埋立てが終了した場所も含む。)では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質、土壌等の環境調査を定期的に実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量 (単位:トン)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般廃棄物	130, 046	127, 453	127, 759	126, 936	123, 884
産業廃棄物	10, 284	9, 830	9, 510	10, 219	7, 895
合 計	140, 330	137, 283	137, 269	137, 155	131, 779

(7) 将来を見据えた焼却工場等の再整備

焼却工場の老朽化が進む中、将来にわたり安定的にごみを処理するため、計画的な工場の整備と 効率的、効果的な処理体制の構築が必要となります。

稼働 25 年を目途に設備の機能回復を図る長寿命化対策工事を順次実施し、10 年程度延命化を図っています。現在、鶴見工場の長寿命化対策工事を平成30 年度から5 か年で進めています。

また、平成29年度末で長寿命化対策工事を完了した都筑工場が、令和10年度頃に寿命を迎えることから、休止している保土ケ谷工場の建替えによる再整備を進めます。

令和4年度は、事業者公募に向けた基本設計を行うとともに、再整備に必要な環境影響調査や土 壌汚染調査などを行います。

また、再整備期間中においても中継輸送機能を確保するため、中継輸送施設の設計と一部の既存建物の解体を行います。なお、資源選別施設についても更新計画等を検討します。

(8) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(9) 排出禁止物。適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例:タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、エアコン、テレビ(プラズマ・液晶・ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になります。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました(ただし、28年5月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました。)。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。 今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を進めていきます。

(10) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業にかかる許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を本市から受ける必要があり、許可審査や指導を行っています。

ア 一般廃棄物処理業者数の推移

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集運搬業	126	129	131	130	130
処分業	12	14	14	14	13

[※] 平成30年度から、一部を除き新たな許可は行っていません。

イ 一般廃棄物収集運搬業の新規許可

一般廃棄物収集運搬業のうち、取扱廃棄物の種類が「ごみ(横浜市が収集するものを除く)」又は「浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥」である場合は、現在許可を受けている事業者による適正処理が確保されているため、新たな許可は行っていません。ただし、取扱廃棄物の種類が、「木くず」等に限定され、本市処理施設に搬入しない場合や、「車道清掃に伴い収集するごみ」に限定されている場合にあっては、引き続き許可を行っています。

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示

平成31年4月に許可車両の車体色を自由化し、許可業者による資源循環産業のイメージアップ に向けた取組を促進しています。

(11) 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、最終処分場で放射性セシウムの濃度や空間線量 の測定、放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

ア 最終処分場での測定結果

排水処理施設及び周辺海水において、放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を行っていますが、全て不検出(検出下限値未満)です。

また、敷地境界で空間線量測定を行っていますが、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルです。

これまでの放射線対策の経緯

平成 23 年度	第2ブロック※1内水・放流水の測定開始。(6月~)
	空間線量の測定開始。(7月~)
	周辺海水*2の測定開始。(8月~)
平成 30 年度	第5ブロック ^{※3} 排水処理施設が平成30年4月に運転開始したため、第5ブ
	ロック内水・放流水の測定を開始。また、第5ブロックに相当する周辺海水
	及び空間線量の測定を開始。(4月~)
令和2年度	第2ブロック排水処理施設が令和2年3月末に運転停止したため、第2ブロ
	ック放流水の測定を終了。(4月~)

- ※1 南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)
- ※2 周辺海水は、処分場からの影響がないかを確認するため実施。
- ※3 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

イ 放射性セシウム溶出防止対策

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設において、ゼオライト吸着塔を設置していますが、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼動させます。

※ ごみ焼却工場で発生した焼却灰(主灰、飛灰)の放射性セシウム濃度は、継続して国が示した埋立基準である 8,000Bq/kg を大幅に下回っていることから、飛灰へのゼオライトの噴きつけ及びベントナイトの添加について、平成 30 年 3 月をもって終了しました。また、焼却工場の敷地境界等における空間線量とあわせ、焼却灰(主灰、飛灰)の放射性セシウム濃度測定についても、平成 31 年 3 月をもって終了しました。

8 清潔できれいなまちづくりの推進

「清潔で安全なまち・ヨコハマ」の実現に向け、まちの美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の 散乱や不法投棄の防止、放置自動車対策を行っています。また、海のプラスチックごみを減らすため にも、ポイ捨て防止の広報や、クリーンアップ活動への支援などを進めています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全なまち・ョ コハマ」の実現に向けて、まちの美化やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

ア まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美 化推進重点地区に指定し、横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や、地域住民や事業 者等によるクリーンアップ活動の支援を行っています。

イ 喫煙禁止地区・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民や来街者の皆様の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定し、地区内では職員が巡回し、違反者への注意指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)

喫煙禁止地区以外の駅周辺では、各区美化推進重点地区を中心に、歩きたばこ防止パトロール を実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止について周知・指導を強化しています。

美化推進重点地区(令和3年度)

	<28 地区>
丢上\h\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	都心部:6地区(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、
重点地区数	山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区、新横浜地区)
	その他各区主要駅周辺:22地区
面積	都心部:445ha その他各区主要駅周辺:513.9ha

喫煙禁止地区における取組状況 (令和3年度)

	<8地区>
1171 大五 大大 、1 、116 1 二 半人	横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、
喫煙禁止地区数	東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅
	周辺地区
合計面積	約 45. 7ha
美化推進員 (喫煙禁止地	01
区等指導員)数	21 人
喫煙を中止させた件数	3,412件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域 での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用など、防止対策を図っています。

不法投棄防止実績

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
夜間監視パトロールの実施	延 60 日	延 40 日	延 28 日	延 18 日	延 18 日
警報装置	55 台	51 台	51 台	50 台	50 台
防止立て看板の作成	795 枚 (プラスチック製)	45 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 838 枚 (プラスチック製)	10 本 (木製脚有) 15 枚 (木製脚無) 1,243 枚 (プラスチック製)	1本 (木製脚有) 5枚 (木製脚無) 565枚 (プラスチック製)	848 枚 (プラスチック製)
不法投棄回収量	約 1,377 t	約 1,326 t	約 1,324 t	約 1,257 t	約 1, 249 t

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に 関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績 (単位:件)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発見・通報	92	119	105	86	36
委員会諮問	26	32	24	36	23
委員会報告	1	1	0	0	0
横浜市撤去	24	25	19	22	15
自主撤去	59	88	66	67	23

[※] 撤去数については、発見・通報年度に関わらず、当該年度に撤去されたものを計上しています。

(4) 焼却工場の受入れ拡大

平成31年1月から金沢工場で24時間受付を実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集 作業や夜間営業飲食店等から出されたごみを迅速に収集し、ごみのない美しい街の実現を推進します。

第5 レ 尿 処 理

1 収集処理の状況

本市のし尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理(下水道処理又は浄化槽処理)によるもの」に大別されます。

令和3年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約377万人のうち、くみ取り処理約0.04%、浄化槽処理約0.23%と推計されます。

2 終末処理の状況

令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は33,299klで、全量を磯子検認所で受け入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。令和3年度に申請受理 した基数は33基で、その設置累計は5,386基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理 法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置等にかかる審査及び指導

浄化槽の設置・変更について、関係法令等に基づき人員算定及び浄化槽の構造等の審査・指導を 行っています。令和3年度に行った浄化槽設置等の審査・指導件数は33件です。

(2) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、令和4年4月1日時点で、浄化槽の清掃業許可業者18社が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

令和3年度指導実績

- 浄化槽立入指導
 - 浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導(124 基)
- 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導(48 基)

4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位:kl)

	年	<u>.</u> [度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し	尿	収	集	量	7, 109	6, 982	7, 641	6,636	7, 250
浄化	匕槽污	泥	等収缜	重,	26, 402	27, 173	27, 645	27, 032	26, 049
総	収		集	量	33, 511	34, 155	35, 286	33, 668	33, 299

5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

(1) 公衆トイレの維持管理

市内には資源循環局管理の公衆トイレが 76 か所あります(令和4年3月末時点)。清掃は利用状況に応じて週4~7回行うとともに、利用者にマナーの向上を呼びかけ、清潔の保持に努めています。なお、一部の公衆トイレでは、1日2回の清掃を行っています。

また、一部の公衆トイレでは地元の企業や団体から清掃やネーミングライツの御協力をいただいています。

(2) 公衆トイレの整備

和式便器の洋式化を順次進めるなど、市民や来街者が安心して利用できる環境を計画的に整備しています。

床の段差解消などの改修や駅前の環境改善事業の一環として公衆トイレの再整備を進めています。

(3) 災害対策用トイレ

地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点等に災害対策用トイレの配備を進めており、 その中でも災害時下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)の整備を重点的に進めています。 また、地域防災拠点の防災訓練などを活用し、自宅におけるトイレパックの備蓄などの災害時の トイレ対策について、啓発を行っています。

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

産業廃棄物は大企業や大規模工場だけでなく、身近にある様々な事業所からも排出され、種類が 多く処理方法も多様です。

令和2年度の横浜市における産業廃棄物発生量(推計)は約956万トン(前年度比0.4%増)です。このうち、中間処理等による減量化量は約660万トン、再生利用量は約267万トン、最終処分される量は約29万トンです。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位: 万トン)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
発生量	1,000	1,064	1,060	952	956
減量化量	650	658	770	651	660
再生利用量	294	384	245	284	267
最終処分が必要な量	56	22	45	17	29

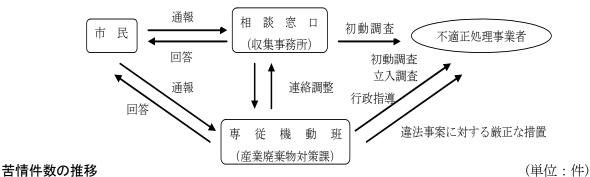
[※] 端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

(2) 産業廃棄物の処分状況

令和3年度に市内で埋立処分された産業廃棄物の量は、12,694トンです。内訳は、市による処分が7,895トン、処分業者による処分が4,799トンです。

2 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に元神奈川県警察職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



 年度
 平成29年度
 平成30年度
 令和元年度
 令和2年度
 令和3年度

 件数
 32
 21
 20
 67
 67

専従機動班の出動回数

(単位:回)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
立入検査	282	238	254	308	277
ハ゜トロール	316	451	384	258	319

3 排出事業者指導

市内にある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト(石綿)等特殊な廃棄物を発生する事業所、産業廃棄物の発生量が多い事業所などを中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。令和3年度の事業所立入数は513件、分析調査は延べ21検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、毎年1回、産業 廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約450事業所から処理に関する報告書を徴収していま す。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・ 処分量の把握や将来推計等に使用しています。

令和4年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立入指導を強化する等、再生砕石へのアスベスト含有産業廃棄物の混入防止を徹底していきます。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化していきます。

4 PCB廃棄物適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくい、 沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質をもつこ とから、かつては電気機器などに幅広く使用されましたが、毒性が問題化し、現在は製造・輸入と もに禁止されています。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で定められる期間内に処理する必要があり、高濃度PCB廃棄物のうち変圧器・コンデンサーの処分期間が令和4年3月31日に終了しました。また、蛍光灯安定器等の処分期間は令和5年3月31日までとなります。

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、処分期間内の処理を指導しておりますが、処分期間を過ぎても処理が行われない場合は、改善命令の発出や行政代執行による処理を行います。

さらに、蛍光灯安定器等については、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物約 41,000 件に対するアンケート調査を昨年度までに実施し、保管状況の把握を進めています。令和 4 年度は、アンケート調査で保管状況が確認できなかった事業所への現地調査などを実施し、把握漏れがないよう取り組むとともに、期間内の処理に向けた指導を行います。

このほか、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

市内で保管している主なPCB廃棄物の量

高濃度PCB廃棄物

(令和3年3月末時点)

	変圧器・コンデンサー(台)	安定器 (台)	合計(台)
市役所以外	810 *	85, 636	86, 446
横浜市役所	0	2, 751	2,751
合計	810 *	88, 387	89, 197

[※] 数台を除き令和4年4月までに処分契約済み

低濃度PCB廃棄物

(令和3年3月末時点)

	変圧器 (台)	コンデンサー (台)	合計(台)
市役所以外	432	596	1, 028
横浜市役所	121	36	157
合計	553	632	1, 185

その他	(kg)
	271, 297
	6, 245
	277, 542

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実績

(令和4年3月末時点)

送付数		回答あり	未回答
达 的数		届出必要	小凹台
14, 572 (100%)	14, 429 (99.0%)	(214)	143 (1.0%)

昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を対象とした掘り起こし調査の実績(令和4年3月末時点)

送付数	回答あ	りり	未回答	未達	
达 的		届出必要	本 凹合	木 连	
41,090 (100%)	37, 145 (90. 4%)	(178)	3, 504 (8.5%)	441 (1.1%)	

5 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の収集運搬業と処分業、特別管理産業廃棄物の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます(処分業には、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立の最終処分業があります。)。

(1) 許可件数の推移(許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計。)

(単位:件)

年 度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規	9 (1)	7 (0)	7 (0)	4 (0)	1 (0)
変更	13 (1)	12 (2)	9 (1)	8 (1)	8 (1)
更新	57 (8)	53 (10)	67 (5)	93 (7)	90 (10)
合 計	79 (10)	72 (12)	83 (6)	105 (8)	99 (11)

^{※()} 内は特別管理産業廃棄物処理業の許可件数の内数。

(2) 処理業の許可件数及び処理業者数

(令和4年3月末時点)

							,	
産業廃棄物処理業許可件数								
	収集運搬業					処分業		
積替保管除く 積替保管含む				中間処理	最終処分	計	合計	
産業廃棄物	115	107	222	126	1	127	349	
特別管理 産業廃棄物	16	18	34	13	1	14	48	
計 131 125 256					2	141	397	
構派市の許可を有する業者数							294	

※横浜市の許可を有する業者数の推移

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
374	358	327	303	294

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

6 最終処分に関する指導

市内で埋立処分される産業廃棄物のうち、汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることを確認してから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

7 公共関与による処理施設

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

8 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体におけるアスベスト対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体及びアスベスト対策等の指導を行っています。

届出等の件数 (単位:件)

年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法	届	出	7, 758	7, 880	7, 727	6, 814	7, 485
任	通	知	1, 262	1, 228	1, 266	1, 350	1, 217
計		9,020	9, 108	8, 993	8, 164	8, 702	
要	綱		1, 389	1, 517	1,604	1, 276	1,483
計		10, 409	10, 625	10, 597	9, 440	10, 185	
現地指導調査			405	405	371	181	178

9 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては、許可基準が遵守され、環境への影響が起きないよう指導しています。

登録·許可業者数

(令和4年3月末時点)

	者		許	可美	美 者		
引	取	業	415	解	体	業	31
フロン類回収業 66				破	砕	業	11

10 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

具体的には、処分場内外に設置されている井戸で汚水をくみ上げ、浸出水処理施設で浄化し、下水 道に放流しています。

なお、行政代執行に要した費用については、原因者への費用求償を引き続き行います。

11 有害使用済機器(雑品スクラップ)対策

一般家庭や業務上使用されている電気電子機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されているもの又は潤滑油等の油が使われているものがあります。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性があります。

このため平成30年4月1日から廃棄物処理法の改正により、下記の家電製品等(本来の使用用途を終了し収集されたもので廃棄物を除く。)が「有害使用済機器」として指定され、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

届出書の審査及び現場パトロール等により適正保管の指導を行います。

【対象品目】

- (1) 家電リサイクル法対象 4 品目 エアコン、テレビ(プラズマ・液晶・ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
- (2) 小型家電リサイクル法対象 28 品目 デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除 機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など

第7 災害に対する備え

1 防災訓練

東日本大震災、熊本地震など大規模災害では、大量にがれき等の災害廃棄物が発生し、その処理・ 処分に時間を要したことが、復旧・復興の妨げになりました。また、災害時にトイレが確保されない と、トイレの使用を控えるために水を飲まず避難所生活を続けることになり、水分不足によって様々 な健康上のリスクが高まります。

そこで、災害廃棄物(し尿を含む。)に対処する手順を確認するため、資源循環局では独自の防災訓練を毎年実施しています。

2 横浜市災害廃棄物処理計画

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理について定める「横浜市災害廃棄物処理計画」を 平成30年度に策定しました。他都市の災害廃棄物の収集運搬を支援した豊富な経験や、東日本大震災 以降の被災地の教訓などを取り入れ、今後発生する各種自然災害(地震、津波及び台風、大雨などに よる風水害)への備えや、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑、迅速に行うための応 急対策及び復旧・復興対策を進めていきます。

主な内容は次のとおりです。

(1) 目標と組織体制

迅速な処理・処分を目標とし、市内を4つのエリアに分けた体制を構築

(2) 主な災害廃棄物の種別と処理の考え方

アし尿

地域防災拠点の生活において重要であるため、早期に収集開始

- イ 生活ごみ・避難所ごみ 平時のごみ排出ルール(分別区分)で排出
- ウ 片付けごみ 生活ごみと混在しないように、別途排出
- エ 災害がれき 仮置場の設置と計画的な処理処分

(3) 平時からの取組

市民への広報、事業者との連携、仮置場候補地の選定、訓練、施設の強化など

3 民間団体との災害時の協定

災害時には、大量の災害廃棄物が発生しますが、そのすべてを横浜市単独で処理することは、困難です。また、廃棄物の発生種別の視点で考えるとし尿や生活ごみに加えて倒壊家屋から発生するがれきまで、処理フローの視点で考えると備蓄、仮置場、収集、運搬、資源化、処分と災害廃棄物に関連する事項は多種多様で、民間事業者のもつノウハウを活用することは迅速な復旧・復興のために不可欠です。

資源循環局では災害時に備え、事前に想定される課題について、民間事業者との間で各種協定を結 んでおり、対策の強化を図っています。

災害時の協定一覧(令和3年度末時点)

	名称	民間事業者名	概要
	地震等大規模災害時に おける建築物等構造物 の解体撤去の協力に関 する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	建築物等の解体・撤去、災害 廃棄物の撤去
災害廃	地震等大規模災害時に おける損壊家屋等解体 撤去の協力に関する協 定	一般社団法人横浜建設業協会	建築物等の解体・撤去
棄物一般	地震等大規模災害時に おける災害廃棄物処理 の協力に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集・運 搬、処理・処分、災害廃棄物 の仮置場の管理・運営
	災害時における災害廃 棄物処理の協力に関す る協定	横浜市一般廃棄物許可業協同組合	災害廃棄物の収集・運搬、仮 置き場の管理・運営等
	横浜市資源循環局ごみ 焼却施設の災害時にお ける応急措置の協力に 関する協定	JFEエンジニアリング株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式 会社 日立造船株式会社	ごみ焼却施設に重大な被害 を受けた場合の応急措置の 協力
焼却処理	横浜市資源循環局ごみ 焼却施設及び最終処分 場排水処理施設の災害 時における応急措置の 協力に関する協定	一般社団法人横浜管機設備協会	ごみ焼却施設及び最終処分 場排水処理施設に重大な被 害を受けた場合の応急措置 の協力
	災害時におけるごみ焼 却施設への薬品供給の 協力に関する協定	エスケー化学株式会社	ごみ焼却に必要な薬品の供 給の協力

焼却処理	横浜市資源循環局ごみ 焼却施設の災害時にお ける薬品供給の協力に 関する協定 横浜市資源循環局ごみ 焼却施設の災害時にお けるセメント供給の協 力に関する協定	小林化学産業株式会社 株式会社永島商店 株式会社渡邊商店	ごみ焼却に必要な薬品の供 給の協力 ごみ焼却に必要なセメント の供給の協力
最終処分場	横浜市資源循環局最終 処分場排水処理施設の 災害時における応急措 置の協力に関する協定	日立造船株式会社	最終処分場排水処理施設に 重大な被害を受けた場合の 応急措置の協力
	災害時における簡易式 トイレパック提供協力 に関する協定	株式会社ニード 株式会社ケンユー 株式会社総合サービス まいにち株式会社	災害時の簡易式トイレパッ ク (携帯トイレ便袋) の提供
し尿処理	災害時における仮設ト イレの設置協力に関す る協定	日野興業株式会社 ベクセス株式会社 株式会社アクティオ 株式会社レンタルのニッケン 旭ハウス工業株式会社 横浜支店 グランド産業株式会社	災害時に必要な仮設トイレの提供
	地震等大規模災害時に おけるし尿収集運搬業 務の協力に関する協定	横浜市生活環境整備協同組合	し尿の収集運搬業務
仮	大規模災害時における	国立大学法人横浜国立大学	市の仮置場提供の要請に対
置	災害廃棄物の仮置場の	学校法人横浜商科大学	する可否決定及び要請に応
場	設置協力に関する協定	公立大学法人横浜市立大学	ずる場合の協議実施等

第8 廃棄物分野における国際協力

資源循環局では、海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の 受入れや研修を実施し、これまで本市が培ってきた経験や分別・リサイクルのノウハウ、市民・事業者・ 行政が連携して進める取組の紹介等を行っています。

視察及び研修の受入実績

年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度**	令和3年度**
件数	29 件	31 件	31 件	5件	6件
(人数)	(517人)	(363 人)	(625 人)	(99人)	(349 人)

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修をオンラインで実施

1 Y-PORT 事業の推進

(1) ベトナム社会主義共和国ダナン市への協力 ~JICA草の根技術協力事業~

平成28年8月に、ダナン市での分別促進事業がJICA草の根技術協力事業に採択されました。本事業では、平成29年3月から令和2年3月までの3か年において、ダナン市職員などの関係者を対象に、分別・リサイクル業務などに関するノウハウ・経験の共有を行うため、公民連携の取組として市内企業にも御協力いただきながら、本邦研修や現地への専門家派遣を行いました。

また、これまでの事業実施を通じて明らかになった課題を解決するため、JICAに後続事業案を提出し、令和2年3月に第2期事業が採択され、令和4年度からの3か年において、データ収集及び活用手法の確立等のため、ごみと資源の総量の集計・管理や組成調査についてのノウハウ等を提供していきます。

【事業概要】

〈第1期〉

事業名:家庭系廃棄物の分別促進モデル事業「ヨコハマG30/3R夢の水平展開」

実施期間:平成29年3月から令和2年3月まで

目 標:モデル地区における 3 R 推進に向けたアクションプランの策定、ごみ分別に係る

市民意識の向上、リサイクル・廃棄物管理システムの導入

〈第2期〉

事業名:一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業「ヨコハマG30/3R夢の水平展開」

実施期間:令和4年度から3か年

目 標:一般廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集体

制強化のためのパイロット事業の実施、ダナン市における廃棄物管理マスタープラン

の改訂に向けた提言

(2) フィリピン共和国メトロセブへの協力

市内企業が、本市との合同現地調査やJICAの普及・実証事業などを経て、廃プラスチックを選別・粉砕し、石炭の代替燃料を製造するリサイクル事業を現地で展開しています。同企業は、環境省の支援のもと、平成29年5月に新たな廃プラスチックリサイクル工場を整備しました。最終処分場のひっ迫などの廃棄物課題に対し、引き続き、同企業の経験なども生かしながら、メトロセブへの支援などを進めます。

2 アフリカの廃棄物管理向上への協力

~アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)~

平成29年4月、環境省・JICAが、横浜市、国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画(UN-Habitat)、アフリカ各国・都市と共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGs (持続可能な開発目標)の推進等を行うための場としてプラットフォームを設立しました。横浜市は、これまでの廃棄物管理の知見、取組が評価され、本邦研修の拠点として位置づけられており、これまでに計10回の研修を実施してきました。

令和元年度には、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)の公式サイドイベントとして、本プラットフォームの第2回全体会合が横浜市で開催されました。その中で、横浜行動指針が採択され、これによりTICAD7の横浜宣言において廃棄物管理の重要性が強調されました。

今後も、プラットフォーム等を通じてアフリカへの廃棄物分野での協力を進めていきます。

【アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)の概要】

ミッション: 2030 年までにアフリカ諸国がきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物管理に関するSDGsを達成する。

構成員:アフリカ各国・都市、環境省、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)、 国連人間居住計画(UN-Habitat)等

【これまでに実施した研修】

第1回:英語圏、5か国9名参加(平成30年2月1日から2月23日まで)

第2回:英語圏、11か国11名参加(平成30年8月6日から8月24日まで)

第3回: 仏語圏、11 か国 13名参加(平成31年2月12日から3月5日まで)

第4回:英語圏、12か国12名参加(令和元年8月1日から8月30日まで)

第5回: 仏語圏、10か国16名参加(令和元年11月14日から12月6日まで)

第6回:英語圏、7か国8名参加(令和3年1月14日から7月2日まで)※オンライン形式

第7回: 仏語圏、9か国14名参加(令和3年1月18日から7月13日まで)※オンライン形式

第8回:青年研修、7か国11名参加(令和3年3月2日から18日まで)※オンライン形式

第9回:英語圏、10か国12名参加(令和3年10月6日から12月14日まで)※オンライン形式

第10回: 仏語圏、4か国4名参加(令和4年1月12日から3月2日まで)※オンライン形式

3 国際会議等への出席

廃棄物分野に関する国際会議等に参加し、海外諸都市の状況把握を進めるとともに、本市の廃棄物管理の取組について知見の共有を行っています。国際会議等への参加を通じて、新興国などにおける廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上を図るとともに、局内の国際人材育成にもつなげていきます。

第9 研修 • 厚生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- 技能職員研修
- 資源循環局指導員研修
- 人権啓発研修
- 新採用及び局転入職員研修
- ・普通救命講習(平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施)
- ・応急手当普及員講習(平成16年5月から実施し、各事務所に配置)
- 工場技術研修
- •委託積算基礎研修

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、 作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

じん肺健康診断、腰痛予防体操、破傷風予防接種

(2) その他

救急薬品の配付

3 事故防止対策

交通事故や公務災害等の防止や安全衛生に係る諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 研修等

交通事故防止研修、安全作業研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第10 公益財団法人横浜市資源循環公社

公益財団法人横浜市資源循環公社は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等並びに地球 温暖化対策に関する諸事業を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与することを目的に、事業を行ってい ます。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和55年10月1日

(2) 所在地

横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビルディング4階

(3) 基本財産

10,000 千円 (令和4年4月1日時点)

2 業務内容

(1) 資源選別施設管理運営業務

分別収集により集められた資源物(缶・びん・ペットボトル等)の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(2) 南本牧最終処分場運営管理業務

埋立てが終了した第2ブロック処分場及び埋立て中である第5ブロック処分場の管理や搬入される廃棄物の検査・検量・処分費の徴収等を行っています。

(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務

市民が直接粗大ごみや資源物を持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(4) 輸送事務所管理運営業務

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(5) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務

焼却施設や資源化施設等の廃棄物処理施設を建設する地方自治体から依頼を受け、施設の建設や 運転等に精通する職員を派遣して技術的な助言や支援を行っています。

(6) 開発途上国への技術支援業務

開発途上国より研修員を受け入れ、廃棄物処理等に関する技術的な助言や支援を行っています。

(7) 神明台処分地等管理業務

神明台処分地ほかの管理を行っています。

(8) 搬入土砂監視検査業務

大黒ふ頭及び幸浦の中継所において、建設発生土の受入れ・監視・検査を行っています。

(9) 検認所管理運営業務

検認所において、市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥等の検認及び施設の運転・維持管理等を 行っています。

第11 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

						手	数	料	及	Ũ	処	分	費	ŧ	用				
種	別	取	扱	X	分		通常の	場合		特	別にす	加 場合	算	す	る	徴	収	方	法
							額				基準			額					
動物の	死体					1個に	つき	6, 500	円							その都	度徴収す	る。	
し尿		横浜市廃棄 び適正処理 1項第3号 棄物を横浜 び処分する	!等に関す ·に規定す :市が収集	「る条例第 「る事業系	第26条第 系一般廃	便器12	基につ	き 3,000	刊							る前に	、運搬し 、納付書 納入通知	第50	号様式)
動物のし一	死体以廃	(1) 化条般し(2横すす大(1搬分(2定わ)(1) 及第廃、) 浜るるご市さる前準い(1) 大すり入すりまな(1) 大方長れ場号にと(1) 大方のよれかた合(2) 左右のよれかた合(3) 大方のよれかた合(4) 大方のよれかた合(5) 大方のよれかた合(7) 大方のよれかた合(7) 大方のよれかた合(7) 大方のよれかた合(8) 大方のよれかた合<	三角を分ら集ぜでは、 第二 場での 場合 場合 は	に規び合さ運出に2分 る棄 おが関定収 るしが入る 横物 い著す収 るしが入る 「市樹 、 くるる集 粗、市入る	条事し大及長た場の浜同例業ごびが当施市号第系運み処括該設がの浜に処算	状て額1基で正はにを非長プとめ理第づ算ロ立方	出が うして額44を対 グランの は品。物第則。 ム	等都 こり 目 た に 3 で	案め ・円規・で規る 円 きしる を則適 定額		び通常の方 り難い場		割相	当額		(2)収 分する (第50 5 る。)都度徴い し、、運動になる。 手様式)に 度徴収す	般し、 大ごみ より律	及び処 ×納付書
産業廃		(1)横(2)算子(2)するを集り、 (1) では、 (2) では、 (1) では、 (2) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (7	設 産にと 廃6乗砂廃棄の処 廃る長 物第7に対して	するを を なるを でする。 を でする。 でする。 がある。 がある。 がある。 がある。 がまる。 がまる。 がまままする。 がまままする。 がまままする。 がまままする。 がままままる。 がまる。 がままままる。 がも。 がも。 がも。 がも。 がも。 がも。 がも。 がも	業 売 売 売 売 で 乗 一 に し の し の に に に に に に に に に に に に に	1キロ: 1立方: 1キロ: 1キロ:	グラム	13 ルにつ: 3,250 につき 13	き 円 円		が通常の方り難い場	1	割相	当額		その都	度徴収す	ే .	

2 ごみ処理手数料の推移

区分	単 位	ごみ処理手数料	備考
昭和 26. 9	2斗入(4.5kg)	5円	昭和26.8 市じん芥条例の制定
29. 10	II	5円	昭和29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33. 12	5キログラム	5円	昭和33.10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1キログラム	70 銭	昭和37.4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	II	1円	昭和40.8 市清掃規則の一部改正
41. 4	II	2円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	II	「処分地搬入1円 50 銭 」 工場搬入 2円 6円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	II	「処分地搬入2円 」 工場搬入 3円 7円	昭和49.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	"	(施設搬入 3円 50 銭) 11円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	II	(施設搬入 5円) 15円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	II	(施設搬入 6円) 17円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	II	(施設搬入 9円 50 銭) 26円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9.1	II	粗大ごみ 1 キログ ラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成8.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	IJ	(施設搬入 13円)	平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分	単 位	動物死体処理手数料	備考
昭和 26. 9	1個につき	200円	昭和 29. 10 清掃法 昭和 30. 1 業者委託
41. 4	"	400 円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	II	500円	昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51. 4	II	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52. 4	IJ	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	II	2,000円	昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	II	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	II	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
13. 4	II	4, 500 円	平成 12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17. 4	JJ	6,500円	平成 17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

資 料 編

第1 条例・規則

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に 関する条例

制 定 平成 4 年 9 月 25 日条例第 44 号 最近改正 令和元年 6 月 14 日条例第 10 号

目 次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 市民の参加及び協力(第7条―第13条)

第3章 減量化及び資源化の推進(第14条—第22 条)

第4章 廃棄物の適正処理 (第23条―第38条)

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に 関する手続及び管理

第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続 (第38条の2-第38条の6)

第2節 技術管理者の資格(第38条の7)

第5章 一般廃棄物処理計画(第39条・第40条)

第6章 地域の清潔の保持等(第41条―第43条)

第7章 手数料等(第44条―第47条の4)

第8章 雑則 (第48条—第50条)

第9章 罰則 (第51条-第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下 「法」という。)の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
 - (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は 廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源 として利用すること等をいう。
 - (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
 - (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的 としない団体が、循環型社会の形成に寄与するこ とを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を 行うことをいう。
 - (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところ により市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。(平24条例31・一部改正)

(横浜市の責務)

- 第3条 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進 に必要な措置を講じなければならない。
- 2 横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の 策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他 必要な措置を講じなければならない。
- 3 横浜市は、前 2 項に定める責務を果たすため、必要 と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に 努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及 び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生し た廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責 任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に 関する横浜市の施策に積極的に協力しなければなら ない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減 量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保 持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互 に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地

域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、 廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当 たっては、相互に協力し、及び連携しなければならな い。

第2章 市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理 を推進するために必要な施策の策定及び実施に当た っては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要 な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理 の推進に関する市民の意識の啓発を図るよう必要な 措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理 の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技 術等の提供その他必要な援助を行わなければならな い。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第 10 条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の 推進に関する事項その他市長が必要と認める事項に ついて、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するた め、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市 長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平 16 条例 74・一部改正)

(委員の任期等)

- 第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

- 第 13 条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、 資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等 の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業 推進委員を委嘱することができる。
- 2 環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物

の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜 市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第 14 条 横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減 量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

- 第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量 化に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源 (資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律 第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)及 び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平 12 条例 81·一部改正)

(再生利用等促進物)

- 第 16 条 市長は、再生利用等を促進する必要があると 認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指 定することができる。
- 2 再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業 者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等によ り、その再生利用等の促進に努めなければならない。
- 3 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

- 第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 再び使用することが可能な容器、包装材等を使用する ように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回 収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努 めなければならない。
- 2 市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包 装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、 これを告示するものとする。
- 3 事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針 に従うよう努めなければならない。
- 4 市長は、適正な包装の推進を図るため、第2項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減 量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所 有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

- 第 19 条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年 1 回、市長に提出しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等 計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞な く、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第 20 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用 大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、 資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規 則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、 その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理 責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

- 第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第18 条第1項、第19条又は前条の規定に違反していると 認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対 し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告すること ができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規 模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、 その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 22 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条 第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項 の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用 大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れ を拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

第23条 土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障の

ない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平 19 条例 53·一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

第 24 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に 処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第25条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(平10条例53・平19条例53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜 市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理 計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従 い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならな い。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。

(平 19 条例 53·追加)

(事業系廃棄物の排出)

第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別 の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物 処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。 (平19条例53・追加)

(改善勧告等及び命令)

- 第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違 反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わ ずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認め るときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置 を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平19条例53・追加)

- 第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反 していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その 他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該 勧告に従わないときは、その旨を公表することができ ス
- 3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項

の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、 当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平19条例53・追加)

(受入拒否)

第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物(その者が排出する事業系廃棄物に限る。)の受入れを拒否することができる。

(平19条例53・追加)

(廃棄物の持去りの禁止等)

- 第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。
- 2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回 収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の 者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施す るために指定した場所に排出された資源物を持ち去 ってはならない。
- 3 市長は、第 1 項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(平 24 条例 31·全改)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

- 第 26 条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外の もの(以下「事業系一般廃棄物」という。)について、 一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、 次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとす る。
- (1) 住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの
- (2) 規則で定める福祉関係事業所において排出される 事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を 超えないもの
- (3) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)
- (4) 緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた 事業系一般廃棄物
- 2 法第11条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものと

する.

3 前項の規定により横浜市が処分する産業廃棄物は、 市長が定めて告示するものとする。

(平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 30 条例 32・一部改正)

(事業者の届出等)

- 第27条 前条第1項第1号及び第2号の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち2以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ることができる。
- 2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に 変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け 出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により届出をした者は、当該事業系一 般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければ ならない。

(平 12 条例 81・全改、平 30 条例 32・一部改正)

(製品等の適正処理の確保)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならない ような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、 容器等の使用者等に対しその適正な処理方法につい ての情報を提供すること等により、その製品、容器等 が廃棄物となった場合においてその処理が困難にな ることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

- 第 29 条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合に その適正な処理が困難となるものを適正処理困難物 として指定することができる。
- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行 う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要 請することができる。

(排出禁止物)

- 第30条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項 の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集に際 して、次に掲げるものを排出してはならない。
- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの
- 2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄

物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

- 第 31 条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない
- 2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

- 第32条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用 大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象と なる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めな ければならない。
- 2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

- 第 33 条 市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第 31 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有 者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従 わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第34条 市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第2項の規定による公表の後においても、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第35条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、 当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃 棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と 協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第36条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第26 条第2項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横 浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定 めるところにより、あらかじめその種類、数量その他 市長が必要と認める事項を市長に届け出なければな らない。

(事業系一般廃棄物管理票)

- 第37条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 2 受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般 廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとす る場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般 廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければ ならない。
- 3 市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般 廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般 廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な 事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなけれ ばならない。
- 4 前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理 票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄 物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事 業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒 否することができる。

(産業廃棄物管理票)

- 第38条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横 浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃 棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定め るところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下 「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に 係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載 した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 2 受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物 を横浜市の処理施設に運搬しようとする場合は、前項 の規定により交付を受けた産業廃棄物管理票及びそ の写しを市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物 の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票 に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、 当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託産廃運搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理

(平10条例53・追加、平24条例102・改称)

第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続 (平24条例102・節名追加)

(対象施設の種類)

第38条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において 準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条 第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。) の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の 対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ 処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例53・追加、平23条例26・一部改正)

(縦覧等の公告)

第38条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により 調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を 付与しようとするときは、その旨を公告するものとす る。

(平10条例53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

- 第38条の4 法第9条の3第2項の規定による調査書の 縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するも のとする。
- 2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して1月間とする。 (平10条例53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

- 第38条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の 提出先は、市長が第38条の3の公告において指定す るものとする。
- 2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限 は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算し

て2週間を経過する日までとする。

(平10条例53・追加)

(環境影響評価との関係)

- 第38条の6 対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に定める手続を経たものとみなす。
- (1) 環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第 27 条の規定による評価書の公告があったとき。
- (2) 横浜市環境影響評価条例(平成 22 年 12 月横浜市条 例第 46 号)に基づく環境影響評価の手続において、同 条例第 33 条の規定による評価書の公告があったとき (同条例附則第 3 項の規定により、同条例第 32 条に規 定する評価書とみなされた書類の公告があったときを含む。)。

(平 10 条例 53・追加、平 22 条例 46・平 23 条例 26・一 部改正)

第2節 技術管理者の資格

(平 24 条例 102・追加)

- 第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める 資格は、次のとおりとする。
- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に 規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生 工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学 (短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬 学、工学、農学又はこれらに相当する課程において 衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業 した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を

修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に おいて土木科、化学科又はこれらに相当する学科を 修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校に おいて理学、工学若しくは農学に関する科目又はこ れらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を 有すると認められる者

(平24条例102・追加、令元条例10・一部改正)

第5章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第 39 条 横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平19条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画の策定等)

- 第 40 条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

- 第 41 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その 他の公共の場所を汚さないようにしなければならない
- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該 公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てら

れることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を 推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して 回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなけ ればならない。

(土地の管理)

- 第42条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、 又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している 場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害 していると認めるときは、その土地所有者等に対して、 必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(あき缶等の散乱防止)

第 43 条 市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市 民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定す る区域内において市長が指定する製品、容器等の回収 を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

- 第 44 条 横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は 処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収 する。
- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

(平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 45・平 12 条例 81・一部改正)

(手数料の減免等)

- 第 45 条 市長は、災害その他やむを得ない事情がある と認める場合は、前条第1項又は第3項に定める手数 料を減免することができる。
- 2 前条第1項又は第3項の規定により徴収した手数料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると 市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収 に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例18・平12条例81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第46条 法第13条第2項の規定に基づき横浜市が産業 廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用 (以下「処分費用」という。)の額は、別表第2のとお りとする。 2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収について は、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規 定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

- 第47条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受 けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一 般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受 けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可 証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に 掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料1 件につき 10,000 円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料1 件につき 10,000 円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料1 件につき 10,000 円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料1 件につき 10,000 円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料1 件につき 5,000 円
- (6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料1 件につき 5,000 円

(平 15 条例 53·一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

- 第47条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に 係るもの 1件につき 130,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
- (2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に 係るもの 1件につき 120,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの

1件につき 100,000円

- (3) 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証再交付 申請手数料 1件につき 5,000円
- (4) 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請 手数料 1件につき73,000円
- (5) 一般廃棄物処理施設/合併/分割/認可申請手数料 1件につき 73,000円
- (平 12 条例 45・追加、平 12 条例 81・平 13 条例 24・一 部改正)
- 第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上 の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 を受けようとする者又は同条第7項の規定により2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認 定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申 請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特 例認定申請手数料 1件につき 147,000円
- (2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料 1件につき 134,000(平30条例32・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

- 第47条の4 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物 収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物 収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業 廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする 者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲 の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料1 件につき 81,000 円
- (2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料1 件につき 100,000 円
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円
- (4)特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料1件につき 100,000円
- (5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 73,000円
- (6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 94,000円

- (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数 料 1件につき 74,000円
- (8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 95,000円
- (9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 71,000円
- (10) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 92,000円
- (11)特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
- (12)特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 95,000円
- (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (14) 産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (15)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請 手数料 1件につき 5,000円
- (16)特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平 12 条例 45・追加、平 15 条例 53・一部改正、平 30 条例 32・旧第 47 条の 3 繰下)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

- 第47条の5 法第15条第1項の規定により産業廃棄物 処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第 15 条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の 許可に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに 掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これら の許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとす るもの、法第15条の3の3第1項の規定により産業 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの (以下この条において「熱回収施設」という。) の認 定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回 収施設の認定の更新を受けようとする者、法第 15 条 の4において準用する法第9条の5第1項の規定によ り産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けよう とする者又は法第15条の4において準用する法第9 条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の 認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手 数料を納付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設 に係るもの 1 件につき 140,000 円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
- (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料 ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設

に係るもの 1件につき 130,000円

- イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
- (3) 産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証再交付 申請手数料 1件につき 5,000円
- (4) 熱回収施設認定申請手数料 1件につき 33,000 円
- (5) 熱回収施設認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
- (6) 産業廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請 手数料 1件につき 73,000円
- (7) 産業廃棄物処理施設/合併/分割/認可申請手数料 1件につき 73,000円

(平 12 条例 45・追加、平 12 条例 81・平 13 条例 24・平 15 条例 53・平 23 条例 26・一部改正、平 30 条例 32・旧 第 47 条の 4 繰下)

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、 この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は 事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告 を求め、又は指示をすることができる。

(平 24 条例 31·一部改正)

(立入調査)

- 第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除く ほか、この条例の施行に必要な限度において、その職 員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土 地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要 な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、 これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査の ために認められたものと解釈してはならない。

(平 24 条例 31·一部改正)

(委任)

第 50 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施 行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(平 24 条例 31·章名追加)

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平 24 条例 31·追加)

第 52 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し て、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。 (平24条例31・追加)

第 53 条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

- 2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般 廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭 から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下 の過料に処する。
- 3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、 2,000円以下の過料に処する。

(平 19条例 53・一部改正、平 24条例 31・旧第 51条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただ し、第10条から第12条までの規定は、平成4年11 月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、 運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関す る第27条第1項の規定の適用については、第27条第 1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に 依頼している場合においては、この条例の施行の日か ら3箇月以内に」とする。
- 3 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条 例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係 る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄 物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用に ついては、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条 例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分 に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の 収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従 前の例による。

附 則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただ

し、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日 から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」 という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般 廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適 用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係 る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第 1 の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 10 年 12 月条例第 53 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附 則(平成 12 年 3 月条例第 45 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条 例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用 し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前 の例による。

附 則(平成 12 年 12 月条例第 81 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」 という。)の規定(第 47 条の 2 第 4 号及び第 5 号並び に第 47 条の 4 第 4 号及び第 5 号の規定を除く。)は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の 一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産 業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般 廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃 棄物の処分費用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第47条の2第4号及び第5号並びに第47条 の4第4号及び第5号の規定は、施行日以後の申請に 係る手数料について適用する。

附 則(平成13年3月条例第24号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月条例第 53 号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 74 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただ し、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項及 び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に横浜 市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数 料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運 搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお 従前の例による。

附 則(平成17年3月条例第56号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25条の次に5条を加える改正規定(第 25条の2及び第 25条の3に係る部分を除く。)及び第 51条に2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年2月規則第6号により同年5月1日から施行)

附 則(平成22年12月条例第46号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月条例第26号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年1月規則第1号により同年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第51条の見出しの改正規定並びに同条を第53条とし、第50条の次に章名及び2条を加える改正規定は、同年7月1日から施行)

附 則(平成 24 年 12 月条例第 102 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月条例第32号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第44条第1項)

(平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 17 条例 56・平 30 条例 32・一部改正)

74・平 17 条例 56・平 30 条例 32・一部改正)							
種別	取扱区分	手数料の額					
動物の		1個につき					
死体		6,500円					
し尿	第26条第1項第3号に規定	便器1基につき					
	する事業系一般廃棄物を横	3,000円					
	浜市が収集し、運搬し、及び						
	処分する場合						
動物の	(1) 第26条第1項第4号に	事業系一般廃棄					
死体及	規定する事業系一般廃棄物	物の性状、排出					
びし尿	を横浜市が収集し、運搬し、	方法等を勘案し					
以外の	及び処分する場合	て市長がその都					
一般廃		度定める額					
棄物	(2) 家庭から排出される粗	1 キログラムに					
	大ごみを横浜市が収集し、運	つき 26 円を基					
	搬し、及び処分する場合並び	準として品目別					
	に排出者が市長が指定する	に規則で定める					
	横浜市の施設に搬入した当	額。ただし、適					
	該粗大ごみを横浜市が処分	正処理困難物に					
	する場合	ついては、第44					
		条第3項の規定					
		に基づき規則で					
		定める額を加算					
		する。					
	(1) 市長が指定する横浜市	1 キログラムに					
	の施設に搬入された一般廃	つき 13円					
	棄物を横浜市が処分する場						
	合						
	(2) 前号の場合において、	1 立方メートル					
	同号の算定基準によること	につき					
	が著しく実情にそわないと	3, 250 円					
	市長が認めるとき。						

備考 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

別表第2(第46条第1項)

(平 10 条例 53・平 12 条例 81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の	1 キログラム
横浜市の施設で処分する産業廃棄物	につき
	13 円
(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の	1 立方メート
算定基準によることが著しく実情にそ	ルにつき
わないと市長が認めるもの	3, 250 円
(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分	1 キログラム
する政令第6条第1項第3号イに掲げ	につき
る産業廃棄物又は建設工事に伴い発生	13 円
する土砂を主成分とする汚泥	
(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分	1 キログラム
する産業廃棄物のうち、前号の産業廃	につき
棄物以外のもの	15円50銭

備考 産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に 関する規則

制 定 平成 5 年 2 月 25 日 規則第 5 号 最近改正 令和 3 年 9 月 30 日 規則第 60 号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第137号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(登録の申請)

- 第2条の2 条例第2条第2項第5号の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとするものは、資源集団回収団体登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書には、資源回収場所等申出書(第2号様式)を添付しなければならない。

(平 25 規則 2·追加)

(登録票の交付)

第2条の3 市長は、前条第1項の規定による申請書(同条第 2項の規定により申出書が添付されたものに限る。)を受理 した場合において、資源集団回収登録団体としての登録を 行ったときは、登録票を申請者に交付するものとする。

(平 25 規則 2・追加)

(登録事項の変更の届出等)

- 第2条の4 資源集団回収登録団体は、第2条の2第1項の 規定による申請書の記載事項(この項の規定により届け出 た事項を含む。)に変更があったときは、資源集団回収団体 登録事項変更届出書(第3号様式)を速やかに市長に提出し なければならない。
- 2 資源集団回収登録団体は、第2条の2第2項の規定による 申出書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含 む。)又は資源集団回収を実施するために指定した場所を変 更したときは、資源回収場所等変更届出書(第4号様式)を 速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 資源集団回収登録団体は、登録の取消しを受けようとする ときは、資源集団回収団体登録取消届出書(第5号様式)に 前条の規定による登録票を添付して市長に提出しなければ ならない。

(平 25 規則 2・追加)

(環境事業推進委員)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた 場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 2 委員は、再任されることができる。

(指導員)

- 第4条 土地又は建築物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者に対し、廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関して、主として啓発指導の職務を行わせるため、資源循環局に指導員を置く。
- 2 指導員は、横浜市職員のうちから市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(第6号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平17規則54・平25規則2・一部改正)

第5条 削除

(平7規則34)

(事業用の大規模建築物)

- 第6条 条例第18条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物は、次のとおりとする。
- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第 2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

(平 12 規則 111·一部改正)

(減量化・資源化等計画書)

- 第7条 条例第19条第1項に規定する減量化・資源化等計画 書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ 床面積
- (2) 廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所
- (3) 廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称
- (4) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに減 量化・資源化等計画書を市長に提出しなければならない。 (平17規則54・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

- 第8条 条例第20条の規定に基づき選任する廃棄物管理責任 者は、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理につ いて権限を有する者とする。
- 2 条例第20条の規定により廃棄物管理責任者の選任又は変 更の届出をしようとする者は、選任又は変更のあった日か ら14日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物管理責任 者選任(変更)届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 選任又は変更前及び変更後の廃棄物管理責任者の職名及 び氏名

(平 17 規則 54·一部改正)

(禁止命令)

第8条の2 市長は、条例第25条の4第3項の規定により禁止命令を行うときは、禁止命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平 25 規則 2·追加)

(横浜市が収集及び運搬を行う事業系一般廃棄物排出事業所の要件)

- 第9条 条例第26条第1項第1号に規定する住居に併置する 事業所で規則で定めるものは次のとおりとし、規則で定め る排出量は7日間を平均して常時1日当たり(以下この条及 び第12条において「1日平均」という。)3キログラム(事 業系一般廃棄物を含む一般廃棄物の排出量が1日平均5キ ログラム以下であるときは、5キログラム)とする。
- (1) 事業主のみの事業所で、当該事業主が当該住居に居住しているもの
- (2) 事業主及び従業員の全部又は一部が当該住居に居住している事業所
- (3) 従業員が主として事業主の親族により構成される事業所で、当該事業主又は当該事業主の親族である従業員のいずれかが当該住居に居住しているもの
- 2 条例第26条第1項第2号に規定する福祉関係事業所は次のとおりとし、規則で定める排出量は1日平均5キログラムとする。
- (1) 横浜市が運営費等の補助金を交付している障害者地域作業所、障害者地域活動ホーム又は中途障害者地域活動センター
- (2) 横浜市が運営費等の助成金を交付し、横浜保育室として認定している事業所
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29 条第1項に規定する特定地域型保育事業者が同項に規定する特定地域型保育を行う場所

(平 13 規則 54・追加、平 17 規則 54・旧第 9 条の 2 繰上・一 部改正、平 24 規則 84・平 27 規則 29・一部改正)

(事業者の届出等)

- 第10条 条例第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、条例第26条第1項第1号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書を、同項第2号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書を、同項第3号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書を、それぞれ次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。
- (1) 事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書
 - ア 住居及び事業所の状況
 - イ 事業主及び従業員の居住の状況
 - ウ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種 類
- (2) 事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書
 - ア 福祉事業所の種類
 - イ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種 類
- (3) 事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書
 - ア 建築物の名称、所在地及び用途
 - イ 建築物又は事業所の規模
 - ウ 廃棄物及び資源となるものの種類

(平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(一般廃棄物の新規処理の届出)

第11条 占有者等は、一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収 集、運搬又は処分を新たに受けようとする場合又は動物の 死体を自ら処分することが困難な場合は、あらかじめ、市 長に届け出なければならない。

(多量の一般廃棄物の運搬の指示)

第12条 市長は、1日平均10キログラム以上又は一時に100 キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等又は事業者 に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示 することができる。

(平 17 規則 54・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置基準)

- 第13条 条例第31条第1項の規則で定める基準は、次のと おりとする。
- (1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
- (2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。

- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(平 12 規則 111·一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

- 第14条 条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により 届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄 物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ 床面積
- (2) 建築物の所有者
- (3) 廃棄物の保管場所及び保管設備
- (4) 再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所
- (平 17 規則 54·全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

- 第15条 条例第32条第2項の規則で定める基準は、次のと おりとする。
- (1) 再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
- (2) 再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造 とすること。
- (7) 再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能と ならないような構造とすること。

(平 12 規則 111·一部改正)

第16条 削除

(平17規則54)

(開発事業)

- 第17条 条例第35条の規則で定める開発事業は、次の各号 のうち開発面積が1~クタール以上のものとする。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の 土地区画整理事業

(廃棄物搬入の届出)

第 18 条 条例第 36 条の規定による届出は、一般廃棄物及び

条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等搬入届出書(第12号様式)により搬入しようとする日の10日前から6日前までの間に、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物搬入届出書(第13号様式)により搬入しようとする日の3日前までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入すると市長が認める者の条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等継続搬入届出書(第14号様式)により、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物継続搬入届出書(第15号様式)により市長が定める日までに行わなければならない。

(平6規則99・平7規則34・一部改正)

(事業系一般廃棄物管理票)

- 第19条 条例第37条第1項の規則で定める事業者は、常時 1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業 用大規模建築物を所有する者とする。
- 2 条例第37条第1項に規定する事業系一般廃棄物管理票に は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 排出事業者の住所及び名称
- (2) 排出場所の住所及び名称
- (3) 事業系一般廃棄物管理票の交付年月日
- (4) 事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名
- (5) 廃棄物の種類及び量
- (6) 処理業者の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第37条第3項の規定により、市長が記載する事項は、 次のとおりとする。
- (1) 事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称
- (2) 事業系一般廃棄物を受け入れた年月日
- (平 17 規則 54·一部改正)

(産業廃棄物管理票)

- 第20条 条例第38条第1項の規則で定める事業者は、横浜 市において産業廃棄物を排出する事業者その他特に市長が 適当と認める事業者とする。
- 2 条例第38条第1項の産業廃棄物管理票の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)様式第2号の15を適用する。
- 3 条例第38条第3項の規定により、市長が記載する事項は、 次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

(平 17 規則 54・平 23 規則 26・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第21条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、/一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業//許可/許可更新/変更許可/申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 15 規則 105·一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第22条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物 収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬 業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定に よる事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、/一 般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業//許可/許可更 新/変更許可/申請書を市長に提出しなければならない。 (平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

- 第23条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請 書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の 種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、そ の旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、 承認を受けなければならない。
- 2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 54·一部改正)

(許可基準)

- 第24条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横 浜市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。
- (2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
- (3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂

行することができる能力を有する者であること。

- 2 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の 規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分 業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は 事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条第5 項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の2第2 項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申 請者が政令第6条に定める事項を実施するために必要な人 員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、 かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者 であることとする。
- 3 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条の4第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条の5に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

(平13規則54・平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

- 第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を 受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又 は事業範囲の変更の許可をしたときは、/一般廃棄物収集 運搬業/一般廃棄物処分業/許可証を申請者に交付するも のとする。
- 2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変 更承認書を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が/一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな/一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業/許可証を交付するものとする。
- 4 /一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業/許可証は、 他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 17 規則 54·一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第26条 市長は、法第14条の2第3項の規定により受理した産業廃棄物処理業/廃止/変更/届出書(省令第10条の10第2項に定める産業廃棄物処理業/廃止/変更/届出書をいう。)又は法第14条の5第3項の規定により受理した特別管理産業廃棄物処理業/廃止/変更/届出書(省令第10条の23第2項に定める特別管理産業廃棄物処理業/廃

止/変更/届出書をいう。)がそれぞれ該当する許可証の記載事項に係るものであるときは、それぞれ該当する新たな許可証(省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18に定める許可証をいう。次項及び次条第1項において同じ。)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (平 12 規則 142・平 17 規則 54・一部改正)

(処理業の許可証の再交付)

- 第27条 一般廃棄物収集運搬業等、産業廃棄物収集運搬業等 又は特別管理産業廃棄物収集運搬業等(以下「処理業」とい う。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、/ 一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業/許可証及び許 可証(以下「処理業の許可証」という。)を亡失し、き損し、 又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、 処理業の許可証の再交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定により処理業の許可証の再交付を受けようと する者は、許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出 しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

- 第28条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、その事業の全 部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、 その旨を記載した事業廃止届出書を市長に提出しなければ ならない。
- 2 処理業者は、その事業を休止したときは、休止した日から 10 日以内に、その旨を記載した事業休止届出書を市長に提 出しなければならない。

(平 17 規則 54·一部改正)

(処理業の許可の取消し等)

- 第29条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当する ときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全 部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第24条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がないのに 1 箇月以上事業の全部又は一部を 休止したとき(産業廃棄物収集運搬業等及び特別管理産業 廃棄物収集運搬業等を除く。)。
- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、処理業の許可取消通知書(第26号様式)又は事業停止命令書(第27号様式)により行うものとする。

(処理業の許可証の返還)

第30条 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちに、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業を廃止したとき。
- 2 処理業者は、事業の全部を休止した場合又は前条第1項の 規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該休 止又は停止の期間、処理業の許可証を市長に返還しなけれ ばならない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第25条第1項の規 定による事業範囲の変更の許可又は同条第3項の規定によ る許可申請事項の変更に伴う許可証の交付を受けるときは、 変更前の許可証を市長に返還しなければならない。
- 4 法第14条第1項又は第6項の規定により産業廃棄物収集 運搬業等の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業等 許可業者」という。)又は法第14条の4第1項又は第6項 の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可を受 けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等許可業者」 という。)は、法第14条の2第1項若しくは第14条の5 第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は法第14条の 2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による許可申請 事項の変更に伴い、それぞれ該当する許可証の交付を受け るときは、変更前のそれぞれ該当する許可証を市長に返還 しなければならない。

(平 12 規則 142・平 15 規則 105・一部改正)

(実績報告書の提出)

- 第31条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の 収集、運搬又は処分に関する前月の実績を毎月20日までに、 書面をもって、市長に報告しなければならない。
- 2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前項の規定により4 月分及び10月分の報告を行う場合においては、同項に規定 する事業実績総括報告書を提出するとともに、当該月分の すべての排出事業所ごとの実績を、書面をもって、市長に 報告しなければならない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第1項の規定により 報告を行う場合において排出事業所に異動があるときは、 当該異動が生じた排出事業所ごとの実績を前項に規定する 事業実績報告書により市長に報告しなければならない。こ の場合において、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績 について、同項の規定による報告を行ったときは、この項 の規定による報告を要しないものとする。

(平13規則54·平17規則54·一部改正)

(再生利用個別指定業)

第32条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第 9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けようと する者は、再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式) を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定する申請書を受理した場合において、 再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をし たときは、再生利用個別指定業指定証(第31号様式)を申請 者に交付するものとする。
- 4 指定業者は、第1項及び第2項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第 32 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申 請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項 に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定 証を届出者に交付するものとする。
- 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、 又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定 証再交付申請書(第33号様式)を市長に提出して、再生利用 個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。
- 7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は 休止したときは、廃止し、又は休止した日から10日以内に、 再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第34号様式)を市 長に提出しなければならない。
- 8 市長は、指定業者が省令第2条第2号若しくは第2条の3 第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号に該当 しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書 (第35号様式)により、指定を取り消すことができる。
- 9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ち に、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければな らない。
- (1) 指定を取り消されたとき。
- (2) 指定業を廃止したとき。
- (3) 第2項の規定による事業範囲の変更の指定又は第4項の 規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受け るとき。

(平5規則102·一部改正)

第33条 削除

(平17規則54)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

- 第33条の2 市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2

第1項に規定する届出書の記載事項が、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡 し、又は貸与してはならない。

(平 12 規則 142・追加、平 17 規則 54・旧第 33 条の 6 繰上・ 一部改正)

(産業廃棄物処理施設の許可証の交付)

第33条の3 市長は、省令第12条の10の2第1項に規定する届出書の記載事項が、産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(省令第12条の5に規定する許可証をいう。以下同じ。)の記載事項に係るものであるときは、新たな産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

2 産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 27 規則 29 · 追加)

(処理施設の使用前の検査申請書)

第34条 市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第 1項に規定する申請書により一般廃棄物処理施設又は産業 廃棄物処理施設(以下第38条までにおいて「処理施設」と いう。)の使用前の検査の申請があった場合において、法第 8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関 する計画に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知 書により申請者に通知するものとする。

(平12規則142・全改、平17規則54・一部改正)

(処理施設に係る許可証の再交付)

第35条 第27条の規定は、処理施設に係る許可証の再交付 について準用する。

(処理施設の維持管理状況の報告)

- 第36条 処理施設の設置者又は管理者は、当該処理施設の維持管理状況を記録するとともに、次に掲げる期日までに、 又は市長の請求があったときはその都度、処理施設維持管理状況報告書(第38号様式)を市長に提出しなければならない。
- (1) 処理施設が最終処分場である場合にあっては、前3箇月の状況をその月の末日
- (2) 処理施設が焼却施設である場合にあっては、前6箇月の 状況をその月の末日
- (3) 前 2 号以外の一般廃棄物処理施設にあっては、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの状況を毎年 6 月 30 日 (平 10 規則 53・一部改正)

(処理施設の許可の取消し等)

第37条 市長は、法第9条の2、第9条の2の2、第9条の 3第10項、第15条の2の7又は第15条の3の規定により、 処理施設の許可を取り消し、改善を命じ、又は使用の停止を命ずるときは、処理施設の許可取消通知書(第39号様式)、処理施設の改善命令書(第40号様式)又は処理施設の使用停止命令書(第41号様式)により行うものとする。

(平 6 規則 93・平 10 規則 53・平 15 規則 105・平 23 規則 26・ 一部改正)

(処理施設の許可証の返還)

- 第38条 処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理施設設置(変更)許可証(第33条の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証及び産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証をいう。)を市長に返還しなければならない。
- (1) 許可を取り消されたとき。
- (2) 処理施設の全部を廃止したとき。

(平12規則142・平17規則54・平27規則29・一部改正)

(産業廃棄物処理施設実績報告書の提出)

第38条の2 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、 前年の4月1日からその年の3月31日までの当該処理施設 ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年6月30日までに、産業 廃棄物処理施設実績報告書(第41号様式の2)により市長に 報告しなければならない。

(平 13 規則 54・追加)

(届出台帳の調製等)

第39条 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、 最終処分場届出台帳閲覧請求書(第43号様式)により行う ものとする。

(平 10 規則 53・平 12 規則 111・平 13 規則 54・平 17 規則 54・平 23 規則 26・平 30 規則 30・一部改正)

(排出事業者の届出等)

第40条 産業廃棄物を排出する事業者(工作物の新築、改築 又は除去(以下「工作物の新築等」という。)を行う事業者 にあっては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者(以下 「特定建設事業者」という。)に限る。)は、その事業を開 始した日から14日以内(工作物の新築等にあっては、当該 工作物の新築等に着手する日の7日前まで)に産業廃棄物 排出事業所届出書(第44号様式)を市長に提出しなければ ならない。

- (1) 特別管理産業廃棄物
- (2) 石綿含有産業廃棄物(政令第6条第1項第1号ロに規定 する石綿含有産業廃棄物をいい、石綿を含有する建設資材 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12 年法律第104号)第2条第1項に規定する建設資材をいう。) の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物 の新築等に伴って生じたものに限る。)

- 2 前項の規定により届出書を提出した事業者は、当該届出書に係る事業所を廃止し、又は当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、その日から14日以内に産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第45号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 特定建設事業者は、その工作物の新築等に伴って生じた 産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日 から30日以内に産業廃棄物の排出の状況を産業廃棄物排 出状況報告書(第46号様式)により市長に報告しなければ ならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物を排出する事業者 は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進の ために市長の請求があったときはその都度、産業廃棄物の 排出の状況を同項の報告書により市長に報告しなければ ならない。

(平 20 規則 22·全改)

(改善命令)

第41条 市長は、法第19条の3の規定により改善命令を行 うときは、改善命令書(第47号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第42条 市長は、法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定により措置命令を行うときは、 措置命令書(第48号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平15規則105・一部改正)

(証明書等の提示)

第43条 市長は、市長が指定する横浜市の施設に粗大ごみを 搬入しようとする排出者に対し、条例の施行に必要な限度に おいて、運転免許証その他市長が必要と認める書類の提示を 求めることができる。

(令2規則72・全改)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収の基礎)

- 第44条 条例別表第1動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物 の項取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく 実情にそわないと市長が認めるとき」とは、1 立方メート ルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当 でないと市長が認めるときをいう。
- 2 条例別表第2取扱区分の欄中「同号の算定基準によること が著しく実情にそわないと市長が認めるもの」とは、1 立 方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによるこ とが適当でないと市長が認めるものをいう。

(平 5 規則 102・平 8 規則 101・平 13 規則 54・平 17 規則 54・ 一部改正)

(粗大ごみの処理手数料)

第44条の2 条例別表第1の規定により規則で定める家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処

分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合の手数料の額(条例第44条第3項の規定に基づき適正処理困難物について加算する額を含む。)は、別表第1のとおりとする。

(平8規則101・追加、平13規則54・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

- 第45条 条例第44条第3項の規定により同条第1項の一般 廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)に加算する場 合及び額は、別表第2のとおりとする。
- 2 条例第46条第2項において準用する条例第44条第3項の 規定により条例第46条第1項の産業廃棄物処分費用(以下 「処分費用」という。)に加算する場合及び額は、別表第3 のとおりとする。

(平8規則101・平13規則54・一部改正)

(手数料等の徴収)

第46条 動物の死体に係る手数料は、その都度徴収する。

- 2 次の各号に掲げる動物の死体以外の一般廃棄物に係る手 数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。
- (1) 削除
- (2) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)及び家庭から排出される粗大ごみ 収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。ただし、仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)においては、市長が特に認めたものに限り、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第30号様式の1の納入通知書により徴収することができる。
- (3) 市長の指定する施設へ搬入される一般廃棄物 その都度 徴収する。
- (4) 市長が特に前各号に掲げる方法以外の方法により手数料 を徴収することが適当と認める一般廃棄物 市長が適当と 認める方法により徴収する。
- 3 処分費用は、その都度徴収する。ただし、市長が特に他の 徴収区分によることが適当と認めるときは、その徴収区分 により徴収する。
- 4 条例第47条に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可申 請手数料等、条例第47条の2に規定する一般廃棄物処理施 設の設置許可申請手数料等、条例第47条の3に規定する2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請 手数料等、条例第47条の4に規定する産業廃棄物収集運搬 業等の許可申請手数料等又は条例第47条の5に規定する 産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等は、その都度 徴収する。
- 5 手数料及び処分費用(その都度徴収するものを除く。)の納期限は、別表第4のとおりとする。

6 市長は、手数料及び処分費用を集金の方法により徴収した ときは、領収書(第51号様式)を納人に交付しなければならない

(平 5 規則 102・平 8 規則 101・平 12 規則 10・平 13 規則 54・ 平 15 規則 59・平 17 規則 54・一部改正)

(手数料の減免)

第47条 条例第45条第1項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。ただし、災害等の場合で、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(平8規則101・全改、平13規則54・平30規則30一部改正) (**身分証明書**)

第48条 条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、 身分証明書(第52号様式)とする。

(委任)

第49条 この規則の施行について必要な事項は、資源循環局 長が定める。

(平 16 規則 46・平 17 規則 54・一部改正)

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月規則第102号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の 日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料に ついて適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分 に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成5年11月規則第122号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕 規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の 日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年9月規則第93号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 官修正の上使用することができる。

附 則(平成6年11月規則第109号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月6日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年1月規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則第 2 条の規定による改 正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に 関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお 当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第40号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成8年10月規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第44条の2及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみ の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適 用する。

附 則(平成10年6月規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 官修正の上使用することができる。

附 則(平成11年3月規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年3月規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年5月規則第111号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年9月規則第142号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。 (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 官修正の上使用することができる。

附 則(平成13年1月規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横 浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容 師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正 処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法 第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規 則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行 規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 3 月規則第 54 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 10 月規則第 95 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年4月規則第59号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年9月規則第88号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年11月規則第105号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月規則第19号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月規則第46号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下 「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類 は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている環境事業指導員の証明書は、この規則による改正後の 横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規 則の規定により交付された指導員の証明書とみなす。

附 則(平成19年3月規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、 横浜市物品規則、横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横 浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則及び横浜市収 入証紙条例施行規則の規定により作成されている様式書類 は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成19年10月規則第100号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴 収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年3月規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から起算して 7 日を経過する日までの間にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項各号に掲げる産業廃棄物が生じる工作物の新築、改築又は除去の着手を予定している同項に規定する特定建設事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで」とあるのは、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則(平成20年3月横浜市規則第24号)の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(平成21年3月規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の 日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼す る場合の手数料について適用し、同日前に横浜市に粗大ご みの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料について は、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日 以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の 手数料について適用する。

附 則(平成23年3月規則第26号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月規則第84号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年1月規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に横 浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条 例の一部を改正する条例(平成 24 年 6 月横浜市条例第 31 号)による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適 正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。 以下「新条例」という。)第2条第2項第4号に規定する資 源集団回収に相当する資源物の収集又は運搬を行うものと して市長の登録を受けているものは、施行日から平成 25 年4月30日までの間においては、施行日にこの規則による 改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する規則(以下「新規則」という。)第2条の2第1項 の規定による申請書を提出したものとみなす。
- 3 前項の規定により申請書を提出したものとみなされたものであって、新条例第2条第2項第5号の規定による登録を受けようとするものは、新規則第2条の2第2項の規定による申出書を平成25年4月30日までに市長に提出しなければならない。
- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による 改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する規則第1号様式による指導員の証明書は、新規則 第6号様式による指導員の証明書とみなす。

附 則(平成27年3月規則第29号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(令和元年12月規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。 (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市 廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の 規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 宜修正の上使用することができる。

附 則(令和2年11月規則第72号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第44条の2)

(平 8 規則 101・追加、平 13 規則 54・旧別表第 2 繰上・一部改正、平 15 規則 88・平 16 規則 19・平成 21 規則 44・一部改正)

種目	品目	単価
電気・ガ	アンテナ	200円
ス・石	ウインドファン	1,000円
油・ちゅう房器具	映像・音響機器(単体のもの。アンプ・チューナー・プレーヤー・ビデオデッキ等。 ただし、スピーカー及びテレビを除く。)	200円
	オーブンレンジ	500円
	ガス台	500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置(一体型)	1,500円
	こたつ(板とセットのものを含む。)	500円
	米びつ	200円
	照明器具	200円
	除显幾	500円
	食器先 乾燥幾	1,000円
	食器刺火機	200円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル以上のもの)	1,500円
	ストープ類(ヒーターを含む。)	200円
	スピーカー(2本まで)	500円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台(流し台と一体となったものを含む。)	1,000円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	流し台	1,000円
	プリンター	200円

### (最も長い辺が1メートル以上のもの) な器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) な器棚(最も長い辺が1メートル大満のもの) たんす(最も長い辺が1メートル大満のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートルが1・1,500 を			
ふろがま 1,000 マッサージ機 1,000 マッサージ機 1,000 ミシン 500 次沸器 500 レンジフードファン (換気扇を除く。) 500 ワードプロセッサー 200 た後押いすを除く。) 200 た接押いす・ソファ(一人用のもの) 1,000 カーベット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 666 けた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル状声のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 2,500 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 2,500 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 2,500 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル状態のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル状態のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんず(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500		ファクシミリ	200円
ボータブル発電機 1,000 マッサージ機 1,000 ミシン 500 湯沸器 500 レンジフードファン (換気扇を除く。) 500 ワードブロセッサー 200 家具・寝 アコーディオンカーテン 500 広接野ル・す・ソファ(一人用のもの) 500 応接野ル・す・ソファ(一人用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 サイトボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 アーブル(座車を含む。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。) 500 ブラインド 200 ブラインド 200 ブラインド 200 ブラインド 200		布団乾燥幾	200円
マッサージ機 1,000 ミシン 500 湯沸器 500 レンジフードファン (嫌気扇を除く。) 500 ワードプロセッサー 200 家具・寝 アコーディオンカーテン 500 応接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 応接用いす・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 けたギード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートルよ上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートルよ上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートルよ上のも 1,500 アーブル(座車を含む。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。) 500 ブラインド 200 ブラインド 200		ふろがま	500円
まシン 500 湯沸器 500 フードプロセッサー 200 フードプロセッサー 200 広接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 広接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 広接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 広接用いす・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カラーボックス 200 鏡台 500 けた箱 500 けた箱 500 けた箱 500 けがた着 500 けが着 500 ま棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 2,200 電		ポータブル発電機	1,000円
湯沸器 500 レンジフードファン (機気扇を除く。) 500 ワードプロセッサー 200 家具・寝 アコーディオンカーテン 500 応接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 応接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 カーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 統治 500 げた箱 500 サイトボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,000 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートルよ片のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) 1,500 で)		マッサージ機	1,000円
レンジフードファン (機気扇を除く。) 500 ワードプロセッサー 200 マコーディオンカーテン 500 いす(応接用、吋を除く。) 200 応接用、吋・ソファ(一人用のもの) 500 応接用、吋・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 げた箱 500 けた箱 500 けた箱 500 けた箱 500 は最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 でんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 アーブル(座卓を含む。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 200 ブラインド 200 ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブ		ミシン	500円
家具・寝 アコーディオンカーテン 500 に対しは接用いすを除く。) 200 応接用、す・ソファ(一人用のもの) 500 応接用、す・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カラーボックス 200 競台 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) な器棚(最も長い辺が1メートル状体のもの) 1,500 スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のもの) 1,500 がんす(最も長い辺が1メートル未満のものの) 1,500 がりでした人す(最も長い辺が1メートル表満のものの) 1,500 たんす(最も長い辺が1メートル表満のものの) 1,500 がしずしました。 1,500 がしずしを存むを含む。 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 デーズルド、書棚及び食器棚を除く。) 500 ブラインド 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		湯沸器	500円
家具・寝 アコーディオンカーテン 500 いずに接押いすを除く。) 200 応接用いす・ソファ(一人用のもの) 500 オーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 量 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 たんす(最も長い辺が1メートル表満のもの) 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 が(両そで机) 1,500 机(両そで机) 1,500 れ(両そで机) 1,500 アーブル(座車を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドあいよいに、書棚及び食器棚を除く。) 500 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000 パット(枠のみ) 1,000		レンジフードファン (換気扇を除く。)	500円
大人寸(最も長い辺が1メートル大満のもの) に対すに検制をいる。) 200 に対すに対すに対します。) 500 に対すに対します。) 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 競台 500 げた箱 500 げた箱 500 げた箱 500 げた箱 500 げた箱 500 けんずに関も長い辺が1メートル大満のもの) 1,000 食器棚(最も長い辺が1メートル大満のもの) 1,500 の) 食器棚(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,500の) たんず(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 だんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) がたがで刺りが1メートルが1メートルが1メードが1、500 がに、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ブラインド 200 ブラインド 200 ブラインド 200 ブラインド 200		ワードプロセッサー	200円
応接用、す・ソファ(一人用のもの) 500 応接用、す・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) 2プリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 アーブル(座卓を含む。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド ボード、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000	家具・寝	アコーディオンカーテン	500円
応接用いす・ソファ(二人以上用のもの) 1,000 オーディオラック 500 カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートルよ満のも 1,000 アーブル(虚も長い辺が1メートル以上のも 1,500 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド ボード、書棚及び食器棚を除く。) 200 ブラインド 200	具	レす(応接用レすを除く。)	200円
オーディオラック カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 競台 500 げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) 2200 カラーボックス 2,200 電 1,000 たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 が 1,000 たんず(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 が 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド ボード、書棚及び食器棚を除く。) 200 ブラインド 200		応接用いす・ソファ(一人用のもの)	500円
カーペット類(ホットカーペットを含む。) 500 カラーボックス 200 鏡台 500 げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) 2プリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの) たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,500 が 1,500 が 1,500 が 1,500 和(両そで机) 1,500 和(両そでれを除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ブラインド 200		応接用いす・ソファ(二人以上用のもの)	1,000円
### (最も長い辺が1メートル未満のもの) はいかり メートル 大満のもの) はいかり メートル 大満のもの) はいかり メートル 大満のもの) はいかり メートル 大満のもの) はいがり メートル 大満のもりの) をおけばしましいがり メートル 大満のもりの) ないがり メートル 大満のもりの) ないがり メートル 大満のもりのり スプリングマットレス はいがり メートル 大満のもりのり たんす (最も長い辺がり メートル 大満のもりの) たんす (最も長い辺がり メートル 大満のもりの) たんす (最も長い辺がり メートル 大力のもりの) ない (両そで机) はい (両そでれ) はい (両そでれ) はい (両そでれを除く。) はいのの テーブル (座卓を含む。) はいのの テーブル (座卓を含む。) はいのの テーブル (座卓を含む。) はいのの テーブル (座卓を含む。) はいのの テレビ (本のより) はい (本のより) ない (本のより) はい (本のより) はい (本のより) はい (本のより) ない (本のより) ない (本のより) はい (本のより) ない (本のより) ない (本のより) ない (本のより) はい (本のより) はい (本のより) ない (本のより) はい		オーディオラック	500円
### (最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル大満のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 0) たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		カーペット類(ホットカーペットを含む。)	500円
げた箱 500 サイドボード 1,500 書棚(最も長い辺が1メートル大満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 の) (食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) れ(両そで机) 1,500 れ(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 500 ブラインド 200 ブラインド 200		カラーボックス	200円
##(最も長い辺が1メートル未満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 の) 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のも 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		鏡台	500円
書棚(最も長い辺が1メートル大満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 の) (食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル大満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座車を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		げた箱	500円
書棚(最も長い辺が1メートルよ満のもの) 1,000 書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートルよ満のも 1,000 の) (食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートルよ満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 1,000 ブラインド 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		サイドボード	1,500円
書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの) 1,500 食器棚(最も長い辺が1メートル以上のも 1,000 の) 1,500 の) 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル末満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500 の) 1,500 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
の) 食器棚(最も長い辺が 1 メートル以上のも 1,500 の) スプリングマットレス 2,200 畳 1,000 たんす(最も長い辺が 1 メートル未満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が 1 メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
の) スプリングマットレス 是 1,000 たんす(最も長い辺が 1 メートル未満のも 1,000 の) たんす(最も長い辺が 1 メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) れ(両そで机を除く。) テーブル(座卓を含む。) テルビ台 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2 枚まで)) ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000			1,000円
世 1,000 たんす(最も長い辺が1メートル未満のも 1,000の) たんす(最も長い辺が1メートル以上のも 1,500の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000			1,500円
たんす(最も長い辺が 1 メートル末満のも 1,000の) たんす(最も長い辺が 1 メートル以上のも 1,500の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500ボード、書棚及び食器棚を除く。) 200 ブラインド 200		スプリングマットレス	2,200円
の) たんす(最も長い辺が 1 メートル以上のも 1,500 の) 机(両そで机) 1,500 机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2 枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		畳	1,000円
の) れ(両そで机) れ(両そで机を除く。) れ(両そで机を除く。) テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 万棚(オーディオラック、げた箱、サイド ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000			1,000円
机(両そで机を除く。) 1,000 テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2 枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000			1,500円
テーブル(座卓を含む。) 1,000 テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		机(両そで机)	1,500円
テレビ台 500 戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 500 布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		机(両そで机を除く。)	1,000円
戸棚(オーディオラック、げた箱、サイド 500 ボード、書棚及び食器棚を除く。) 500 布団(マットレス(2 枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		テーブル(座卓を含む。)	1,000円
ボード、書棚及び食器棚を除く。) 布団(マットレス(2 枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000		テレビ台	500円
布団(マットレス(2枚まで)) 200 ブラインド 200 ベット(枠のみ) 1,000			500円
ベット(枠のみ) 1,000			200円
		ブラインド	200円
0 1 2 2 4 4 60 20 20 1		ベット(枠のみ)	1,000円
ベットマットレス(スプリング無し) 1,000		ベットマットレス(スプリング無し)	1,000円
ベビーベッド 500		ベビーベッド	500円

	ワゴン	200円
趣味用品	電子オルガン	1,500円
	オルガン(電子オルガンを除く。)	1,000円
	キーボード(楽器)	200円
	健康器具	500円
	ゴルフ用具	200円
	スキー用具・スノーボード	200円
その他	編み機	500円
	衣装箱	200円
	一輪車	200円
	家庭用焼却炉	1,000円
	子供用遊具(自転車を除く。)	200円
	三輪車	200円
	自転車	500円
	芝刈機	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	洗面化粧台	1,000円
	建具	200円
	仏壇	1,000円
	ペット小屋	500円
	ベビーカー	200円
	物置(最も長い辺が 1 メートル未満で、解体済みのもの)	1,000円
	物置(最も長い辺が 1 メートル以上で、解体済みのもの)	1,500円
	物干竿(2本まで)	200円
	物干台	1,000円
	浴槽	1,000円
	その他のもの(金属製品30 センチメートル 以上のもの、木製品など 50 センチメート ル以上のものを目安とする。)	200円

別表第2(第45条第1項)

(平 8 規則 101・追加、平 13 規則 54・旧別表第 3 繰上、平 17 規則 54・平 22 規則 15・一部改正)

種別	加算基準	加算額
動物の死体	処理が通常の方法により難	5割相当額
以外の一般	い場合	
廃棄物		

別表第3(第45条第2項)

(平 8 規則 101・旧別表第 2 繰下、平 13 規則 54・旧別表第 4 繰上)

加算基準	加算額
処分が通常の方法により難い場合	5割相当額

別表第 4(第 46 条第 5 項)

(平 5 規則 102・平 5 規則 122・一部改正、平 8 規則 101・旧別表第 3 繰下、平 13 規則 54・旧別表第 5 繰上、平 30 規則 30・一部改正)

区分	納期限
1 箇月分を徴収する場合	処理に係る
	月の翌月末
	日

3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び 適正な処理に関する条例

制 定 平成 3 年 9 月 25 日条例第 31 号 最近改正 平成 16 年 12 月 24 日条例第 75 号

目 次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 通報及び調査(第8条―第11条)
- 第3章 勧告及び措置命令(第12条―第14条)
- 第4章 廃物認定(第15条)
- 第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (第16条一第19条)
- 第6章 処分等(第20条-第23条)
- 第7章 雑則(第24条・第25条)
- 第8章 罰則(第26条—第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の 防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放 置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去するこ とにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を 形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を 図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 船舶 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第2項第1号に規定する船舶をいう。ただし、第7条、次章、第3章及び第7章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。
- (3) 放置 自動車又は船舶が正当な権原に基づき置く ことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当 の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部 を失った状態で放置されているものをいう。
- (5) 沈船等 船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (6) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売

- を業として行っている者及びそれらの者の団体を いう。
- (7) 所有者等 自動車又は船舶の所有権、占有権又は 使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自 動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をい う。
- (8) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶 として本来の用に供することが困難な状態にある ものをいう。
- (9) 処分等 廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(横浜市の責務)

第3条 横浜市は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「総合施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車又は船舶が放置自動車又は沈船等とならないよう回収その他の適切な措置を 講ずるよう努めるとともに、横浜市が策定し、及び 実施する総合施策に協力する責務を有する。

(市民の青務)

第5条 市民(市の区域内において自動車又は船舶を所有し、又は使用する者を含む。次条において同じ。) は、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(総合施策)

- 第6条 総合施策には、次の各号に掲げる事項を定め るものとする。
- (1) 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画
- (2) 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画
- (3) 事業者等及び市民の協力に関する計画
- 2 総合施策は、告示するものとする。

(放置の禁止)

第7条 何人も、故なく自動車及び船舶を放置し、若 しくは放置させ、又はこれらを放置し、若しくは放 置させようとする者に協力してはならない。

第2章 通報及び調査

(通報)

- 第8条 放置されている自動車又は船舶を発見した者 は、市長にその旨を通報するよう努めなければなら ない。
- 2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する

等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第9条 土地を所有し、占有し、若しくは管理し、又は水面を管理し、若しくは占用する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地又は水面に自動車又は船舶が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車又は船舶の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。
- 2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前 項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当 該自動車又は船舶が放置されたものに当たらないと 認めるときは、この限りでない。

(立入調査)

- 第11条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査の ために認められたものと解釈してはならない。

第3章 勧告及び措置命令

(所有者等への勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査の 結果、放置されている自動車又は船舶の所有者等が 判明したときは、当該所有者等に対し、その自動車 又は船舶を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への勧告)

第13条 市長は、土地又は水面に自動車又は船舶が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車又は船舶の放置を防止する措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地所有者等に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第14条 市長は、放置自動車又は沈船等の所有者等に 対し、当該放置自動車又は沈船等を撤去するよう命 ずることができる。

(平7条例16·一部改正)

第4章 廃物認定

(廃物認定)

- 第15条 市長は、第10条第1項の規定による調査を 行ったにもかかわらず所有者等を確認できなかった ときは、当該放置自動車又は沈船等を、次条に規定 する委員会の判定を経て、廃物として認定すること ができる。ただし、本来の用に供することが困難な 状態にあることが明らかであるものとして規則で定 める基準に該当する放置自動車については、当該委 員会の判定を経ずに廃物として認定することができ る。
- 2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(平 16 条例 75·一部改正)

第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (放置自動車及び沈船等廃物判定委員会)

第16条 放置自動車及び沈船等の廃物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

- 第17条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。
- (1) 自動車又は船舶について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 横浜市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が 欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員等)

第19条 委員会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

第6章 処分等

(処分等)

第20条 市長は、放置自動車又は沈船等を廃物として 認定したときは、処分等を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第21条 市長は、事業者等に対し、廃物の撤去等の実施及び処分等に関するその他の協力を要請することができる。

(事業者等の報告)

第22条 前条の要請に応じた事業者等は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(費用の徴収)

第23条 市長は、廃物の処分等を行った後に、その所 有者等が判明したときは、その者に対し、その処分 等に要した費用を請求することができる。

第7章 雑則

(関係法規の活用)

第24条 市長は、自動車及び船舶の放置の防止並びに 放置自動車及び沈船等の適正な処理を行うため、関 係機関と連携し、関係法規の積極的な活用を図るも のとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施 行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第 26 条 第 14 条の規定による命令に違反した者は、 200,000 円以下の罰金に処する。

(平7条例16·一部改正)

第27条 第11条第1項の規定による調査を拒み、妨 げ、又は忌避した者は、30,000円以下の罰金に処す る。

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰 するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑 を科する。

附 則

この条例は、平成3年10月1日から施行する。ただし、第8章の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月条例第16号)

この条例は、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜 市条例第15号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成7年7月1日)

附 則(平成7年6月条例第26号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正 な処理に関する条例施行規則

制 定 平成 3年 9月 25 日規則第 76 号 最近改正 平成 28年 3月 31 日規則第 48 号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生 の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜 市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 (放置となる期間)

第3条 条例第2条第3号に規定する相当の期間は、自動車にあっては10日間、船舶にあっては1箇月間とする。 ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(土地所有者等の調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定により調査を依頼しようとする 者は、調査依頼書(第1号様式)を市長に提出しなければ ならない。

(調書の作成)

第5条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定に より当該職員に調査させたときは、調査調書(自動 車)(第2号様式)又は調査調書(船舶)(第3号様式)を作 成するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(関係機関との協議)

- 第7条 市長は、条例第12条の規定により勧告し、又は 条例第14条の規定により措置を命じようとするときは、 当該自動車又は船舶について、関係機関に、その処置方 法に関する協議を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する関係機関が警察又は海上保安 機関である場合には、当該自動車又は船舶が放置されて いる場所を管轄する警察署長又は海上保安機関に、前項 の規定による協議を行わなければならない。

(平7規則81·一部改正)

(所有者等への勧告)

第8条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(第 5号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

第9条 条例第13条の規定による勧告は、放置防止措置 勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第10条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令 書(第7号様式)により行うものとする。

(平7規則81·一部改正)

第11条 削除

(平7規則81)

(廃物認定)

- 第 12 条 市長は、条例第 15 条第 2 項の規定による公告を 行った日から起算して 10 日を経過したときは、同条第 1 項の規定による認定を行うことができる。
- 2 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当し、かつ、走行するための機能の喪失の程度、放置の状況等を総合的に考慮して、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであると認められることとする。
- (1) 自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 11 条第 1 項に規定する自動車登録番号標をいう。)又は車両番号標(同法第 73 条第 1 項に規定する車両番号標をいう。)が滅失し、又はこれらに記載された自動車登録番号若しくは車両番号の識別が困難であること。
- (2) 打刻された車台番号(道路運送車両法第7条第1項第 2号に規定する車台番号をいう。)の識別が困難である こと。

(平 16 規則 108·一部改正)

(委員長等)

- 第13条 条例第16条の規定による横浜市放置自動車及び 沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員 長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理す る。

(会議)

- 第 14 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要 に応じ委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

- 第15条 条例第19条に規定する専門委員は、当該調査し、 及び審査する事項に関し専門的知識を有する者のうち から市長が任命する。
- 2 前項の専門委員は、当該事項の調査及び審査が終わったときに解任されたものとする。

(部会)

- 第16条 条例第19条に規定する部会は、委員会の委員を もって組織する。
- 2 前項に規定する委員会の委員は、委員長が委員会に諮って定める。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選によって定める。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。 (平17規則70・一部改正)

(委員会の運営)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環 局長が関係局長と協議して定める。

(平 17 規則 70·一部改正)

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中 略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の 施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することがで きる。

附 則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第89号) 抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に第 31 条の規定による改正前

の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正 な処理に関する条例施行規則、第52条の規定による改 正前の横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取 扱規則、第72条の規定による改正前の租税特別措置法 に基づく横浜市優良宅地造成認定規則及び第74条の規 定による改正前の横浜市開発登録簿閲覧規則の規定に より作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修 正の上使用することができる。

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の 処理については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行す

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の 処理については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月規則第48号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の 処理については、なお従前の例による。

5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

制 定 平成 4 年 10 月 23 日規則第 103 号 最近改正 平成 17 年 4 月 1 日規則第 70 号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及 び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第 44号)第10条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・ 資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

- 第2条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長 となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

- 第4条 審議会に、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が 指名する。
- 3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委 員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、資源循環局において処理する。 (平17規則70・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関 し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附即

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の 処理については、なお従前の例による。

6 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関す る条例

制 定 平成 7年9月25日条例第46号 最近改正 平成19年5月31日条例第37号

目 次

第1章 総則(第1条-第7条の2)

第2章 投棄の禁止(第8条)

第3章 美化推進重点地区等(第9条-第11条)

第3章の2 喫煙禁止地区等(第11条の2・第11の3)

第4章 自動販売機の設置届出等(第12条-第19条)

第5章 雑則 (第20条-第25条)

第6章 罰則(第26条-第30条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

(平 19 条例 37·一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみか す、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、 投棄されることによってごみの散乱の原因となるも のをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を 通過する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される 場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(平 19 条例 37·一部改正)

(横浜市の青務)

- 第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、空き 缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での 喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止 並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合 的に実施しなければならない。
- 2 横浜市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の 公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対 する被害の防止について事業者及び市民等に対して意 識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、 及び学習が促進されるよう努めなければならない。

(平 19 条例 37·一部改正)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を 行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければな らない。
- 2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれ のある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及 び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識 の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、横浜市が 実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い 設等を持ち帰り、又は適切な回収容器 (空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)、吸い殻入れ等に収納しなければならない。
- 2 市内に居住する者は、その居住する地域において、空 き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帯して意 識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなけ ればならない。
- 3 市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車 内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。
- 4 市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が 実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

- 第6条 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。
- 2 市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入 れを持つよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土

- 地所有者等」という。) は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、横 浜市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等への協力要請)

第7条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。(平19条例37・追加)

第2章 投棄の禁止

(投棄の禁止)

第8条 何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てて はならない。

第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区の指定)

- 第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、 清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められ る地区を美化推進重点地区として指定することができ る。
- 2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(施策の重点実施)

第 10 条 市長は、美化推進重点地区において、空き缶等 及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に 実施するものとする。

(美化推進員)

- 第 11 条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。) を任命することができる。
- 2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の 請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 喫煙禁止地区等

(平 19 条例 37·追加)

(喫煙禁止地区の指定)

第 11 条の 2 市長は、美化推進重点地区内において、た

ばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体 及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共 の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地 区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(平 19 条例 37·追加)

(喫煙の禁止)

第 11 条の 3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙を してはならない。

(平 19 条例 37·追加)

第4章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の設置届出)

- 第12条 市長の指定する地区(以下「届出対象地区」という。)内において、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 回収容器の設置場所及び管理方法
- (4) 回収された空き缶等の資源化等の方法
- (5) 第18条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する届出対象地区の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。
- 3 第1項の規定により市長が届出対象地区を指定した場合において、既に当該届出対象地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、同項に規定する届出を行わなければならない。

(変更等の届出)

- 第13条 前条第1項又は第3項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項(同条第1項第1号及び第5号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号又は第5 号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係 る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第 14 条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人 又は合併後存続する法人若しくは合併により設立され た法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第15条 市長は、第12条第1項若しくは第3項、第13 条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。) 又は前条第 3項の規定による届出があったときは、当該届出をした 者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該 届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証 をちょう付しておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該 届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。 この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第 16 条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で 定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に 管理しなければならない。
- 2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのちょう付)

第17条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機(第15条第2項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)の規定により届出済証をちょう付している自動販売機を除く。)ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

(散乱防止責任者の選任)

- 第 18 条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を選任しなければならない。
- 2 散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている

- 回収容器を適正に管理し、及び当該自動販売機周辺の清 潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第 15条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は 前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選 任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなけ ればならない。

(空き缶等の資源化等計画書の提出)

第19条 市内において規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第16条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(勧告)

第20条 市長は、第15条第2項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)、第16条第1項、第17条、第18条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第21条 市長は、第16条第1項の規定に違反して前条の 勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わな いときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命 ずることができる。

(公表)

第22条 市長は、第20条の規定による勧告を受けた者(第 16条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。) が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その 旨を公表することができる。

(報告の徴収等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 事業者又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等 の散乱の防止及び空き缶等の資源化の促進について、必 要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

- 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物 に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、こ れを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰 則

(罰則)

第 26 条 第 21 条の規定による命令に違反した者は、 200,000 円以下の罰金に処する。

第27条 第12条第1項若しくは第3項、第13条第1項若しくは第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第28条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の 罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条又は第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平 19 条例 37·追加)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月条例第37号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年8月規則第86号により同年9月1日から施行。ただし、目次の改正規定(「第7条」を「第7条の2」に改める部分を除く。)、第3章の次に1章を加える改正規定及び第29条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月21日から施行)

7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関す る条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

制定 平成19年8月3日規則第86号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する 条例の一部を改正する条例(平成19年5月横浜市条例第 37号)は、平成19年9月1日から施行する。ただし、目 次の改正規定(「第7条」を「第7条の2」に改める部分 を除く。)、第3章の次に1章を加える改正規定及び第29条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月21日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関す る条例施行規則

制 定 平成 8年3月5日規則第 7号 最近改正 平成29年6月5日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱 の防止等に関する条例(平成7年9月横浜市条例第46 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(平 19 規則 87·一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 (美化推進員証)

第3条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書 は、美化推進員証(第1号様式)とする。

(喫煙禁止地区標識等の設置)

第3条の2 市長は、条例第11条の2第1項の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識(第1号様式の2)及び喫煙禁止地区路面標示(第1号様式の3)を設置するものとする。

(平 29 規則 48・追加)

(届出を要しない自動販売機)

- 第4条 条例第12条第1項に規定する規則で定める自動 販売機は、次のとおりとする。
- (1) 囲障により囲まれていること等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建築物の内部(地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。)に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(自動販売機設置届出書等)

第5条 条例第12条第1項又は第3項の規定による届出

- は、自動販売機設置届出書(第2号様式)により行わなければならない。
- 2 条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。
- 3 条例第14条第3項の規定による届出は、自動販売機設 置届出者地位承継届出書(第4号様式)により行わなけ ればならない。

(設置届出書記載事項)

- 第6条 条例第12条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

- 第7条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第8条 条例第15条第1項又は第4項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第18条第3項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、届出済 証亡失・汚損・き損届出書(第5号様式)により行わな ければならない。

(回収容器の設置及び管理)

- 第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める回収 容器の設置及び管理については、次のとおりとする。
- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易 に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機 1 台につき 30 リットル以上であること。
- (3) 自動販売機から5メートル以内で空き缶等の投入に

支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

- 第11条 条例第19条に規定する規則で定める台数は、第 4条各号に掲げる場所に設置されるものを除き30台と する。
- 2 条例第 19 条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等 計画書(第 6 号様式)とする。
- 3 前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

(勧告)

第 12 条 条例第 20 条の規定による勧告は、勧告書(第 7 号様式)により行うものとする。

(命令)

第 13 条 条例第 21 条の規定による命令は、命令書(第 8 号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第14条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書 は、立入調査員証(第9号様式)とする。

(渦料)

- 第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分を しようとする場合においては、当該処分を受ける者に対 し、あらかじめ告知・弁明書(第10号様式)により告知 し、弁明の機会を与えるものとする。
- 2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける 者に対し、過料処分決定通知書(第11号様式)を交付す るものとする。

(平 19 規則 87・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環 局長が定める。

(平17規則70・一部改正、平19規則87・旧第15条繰下)

附具

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の 処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年8月規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月21日から施行する。ただ し、第1条の規定(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱 の防止に関する条例施行規則第15条を第16条とし、第 14条の次に1条を加える改正規定及び第9号様式の次 に2様式を加える改正規定を除く。)及び次項の規定は、 平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除 く。)の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜 市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施 行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当 分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成26年7月規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

制 定 平成28年9月26日条例第45号

目 次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 支援(第6条)

第3章 措置(第7条-第9条)

第4章 調査等 (第10条-第12条)

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解 消及び発生の防止に関する審議会(第13条― 第17条)

第6章 雑則 (第18条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 建築物等 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第 2条第1号に規定する建築物及びその敷地(これに隣接 し、物の堆積又は放置(以下「物の堆積等」という。) が一体となってなされている私道その他の土地を含 む。)をいう。
- (2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。
- (3) 堆積者 物の堆積等をすることにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者(自然人に限る。)をいう。
- (4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因と なっている当該物をいう。

- 2 この章及び第4章において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市(以下 「市」という。)又は地域住民、関係機関その他関係者 (以下「地域住民等」という。)が講ずる建築物等にお ける不良な生活環境の解消及び発生(再発を含む。以下 同じ。)の防止を図るための対策(措置を除く。)をいう。
- (2) 措置 第3章の規定による建築物等における不良な 生活環境の解消を図るための対策をいう。

(基本方針)

- 第3条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。
- (1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、 地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得る ことを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱 える者(第6条第1項及び第2項において「当事者」と いう。)に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不 良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が 自ら当該不良な生活環境を解消することが困難である と認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消 に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組む に当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適 切に講ずること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域 住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を 達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとす る。

(市民の責務)

第5条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築 物等において不良な生活環境を生じさせないように努 めなければならない。

第2章 支援

第6条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消 及び発生の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等 からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を 受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支 援を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防 止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物 等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上 で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、 助言その他の支援を行うものとする。この場合において、 生活保護法(昭和25年法律第144号)、介護保険法(平 成9年法律第123号)その他の法令(条例等を含む。) の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言そ の他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等 の生活上の諸課題の解決に資するものがあると認める ときは、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行う ものとする。
- 3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境(当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。)を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物(事業活動に伴って生じたものを除く。)をいう。第5項において同じ。)に該当するものの排出の支援を行うことができる。
- 4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により排出された一般廃棄物の 収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合におい て、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入 された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜 市条例第44号)第44条、第45条及び別表第1の規定 を適用する。
- 6 市長は、前3項の規定により建築物等における不良な 生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不 良な生活環境が生じないようにするため、地域住民等に よる見守りその他の地域社会における孤立等の生活上 の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支 援を行うものとする。

第3章 措置

(指導及び勧告)

- 第7条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境(当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者(堆積者を確知することができない場合は、当該建築物等の所有者。次項、次条第1項及び第12条第1項において同じ。)に対し、書面により必要な指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、 当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分 その他の当該不良な生活環境を解消するための措置(以下「解消措置」という。)を行うよう、書面により勧告 することができる。

(命令)

- 第8条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、 あらかじめ、第13条第1項に規定する審議会の意見を 聴かなければならない。

(代執行)

- 第9条 前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。
- 3 第6条第6項の規定は、前2項の規定により建築物等 における不良な生活環境が解消された場合について準 用する。

第4章 調査等

(調査及び報告)

- 第 10 条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。

(調査結果等の提供等)

- 第 11 条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機 関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認 める場合は、それらの者に対し、当該支援の実施に必要 な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供すること ができる。
- 2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を 受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役 員)若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正 当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。

(立入調査等)

- 第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消 及び発生の防止に関する審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

- 第 13 条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成 するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答

申する。

- (1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の 規定による代執行に関すること。
- (2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関し市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及 び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を 述べることができる。

(組織)

- 第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

第6章 雑 則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

10 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施 行規則

制定 平成 28 年 11 月 25 日規則第 103 号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

- 第2条 条例第11条第1項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。
- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第2項に 規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)第77条の2第 3項の規定により、横浜市から同条第1項の事業及び 業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)第1条第1項に規定する地域ケアプラザの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。)
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例(平成 11 年3月横浜市条例第21号)第1条第1項に規定する精 神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援(条例第2条第2項第1 号に規定する支援をいう。)を実施することのできる者 として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書 は、身分証明書(別記様式)とする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局 長及び資源循環局長が定める。

附則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理実施計画

横浜市告示第171号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和4年3月31日 横浜市長 山 中 竹 春

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 ごみ処理実施計画

(1) 処理計画量

ごみと資源の総量(家庭系・事業系のごみ量と資源化量の合計):約118.3万トン

(2) 事業の方向性

ア 安定したごみ処理

- (ア) コロナ禍にあっても、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に実施する。
- (4) 高齢化が進む中、ふれあい収集や粗大ごみ持ち出し収集等を着実に実施する。

イ 保土ケ谷工場の再整備と将来を見据えた施設整備

- (7) ごみ処理を安定的に継続するため、休止中の保土ケ谷工場の再整備に着手する。
- (イ) 将来を見据え、老朽化した廃棄物処理施設の整備に向けた検討を進める。

ウ 廃棄物分野における脱炭素化の推進

- (7) 「環境にやさしいエネルギー(電気)」を市内事業者や公共施設へ供給し、市域の脱炭素化を推進する。
- (イ) ごみ焼却工場の排ガスから二酸化炭素を分離・回収し利用する実証試験を開始するとともに、ごみ焼却工場で発生した蒸気を熱エネルギーとして新たに地域利用するための技術検討を進める。
- (†) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラスチック対策をさらに推進する。

(3) 主な事業内容

ア 資源循環管理

- (ア) 減量・リサイクル推進
 - a 3Rの推進

3 Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報啓発、イベント等を通じて、市民・事業者の実践行動を推進する。また、対象者に合わせてパンフレット・SNS等を活用した啓発を行い、ごみの減量や分別率の向上につなげるとともに、小学4年生を対象にした副読本や、小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施し、子どもたちの環境学習につなげる。

- b 分別・リサイクルの推進
- (a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資源化委託 を実施する。

(b) 資源選別施設管理運営事業等

分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。また、施設の老朽化に伴い、資源選別施設の更新計画を検討する。 c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組

(a) 発生抑制等推進事業

市民・事業者との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行うとともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進する。

(b) 環境事業推進委員等事業

環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組む。また、様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰することで、地域社会への定着を図る。

(c) 資源集団回収促進事業

地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化する。また、資源集団回収の促進と安定のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進

(a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等

「食べきり協力店」や「食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進める。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査や「3R活動優良事業所」の認定を行うとともに、横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組む。

(b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等

ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業許可業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。

e 国際協力事業

各国が抱えている廃棄物に関する課題の解決に向け、国やJICA等と連携して支援を行う。

(1) 事務所

a 事務所等運営

収集事務所等の維持管理を行う。

b 事務所等整備補修

収集事務所等の整備・補修を進める。

c 港南事務所再整備事業

港南事務所の建設工事を行い、竣工後は速やかに移転する。

(ウ) 車両管理

a 車両維持管理等

ごみの収集運搬業務で使用する車両等の維持管理や燃料の調達等を行う。

b 車両調達

ごみの収集運搬業務で使用する車両等を調達する。

イ 適正処理

(ア) 適正処理総務

- a 家庭ごみの収集運搬
- (a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施する。

(d) 適正処理総務管理等

集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を行う。

- b きれいなまち横浜の推進
- (a) クリーンタウン横浜事業

喫煙禁止地区の巡回指導を行うとともに、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組む。また、駅周辺などにおける清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を展開する。

(b) 不法投棄等対策事業

夜間監視パトロールの実施や不法投棄された廃家電の撤去及びリサイクル処理を行うほか、放置自動車等の撤去及び処理を行う。

(イ) 工場

- a ごみ焼却工場の管理・運営
- (a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を行う。また、工場で創出した電力等を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を行う。

(c) 「Zero Carbon Yokohama」実現に向けた取組

ごみ焼却工場でつくられる環境にやさしいエネルギーの地産地消や、ごみ焼却工場の排ガスから二酸化炭素を分離・回収し利用する技術開発など、脱炭素化に向けた取組を民間事業者と連携して進める。

b 鶴見工場長寿命化対策事業

焼却炉のプラント工事やクレーン制御装置工事などを行う。

c 保土ケ谷工場再整備事業

事業者公募に向けた基本設計、環境影響調査及び土壌汚染調査を行う。また、中継輸送施設の設計及び一部の既存建物の解体を行う。

d 焼却灰資源化事業

焼却灰の資源化を、民間事業者へ委託し実施する。

e 工場環境保全調查等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を行う。また、ごみの組成調査を実施する。

f 港南工場跡地活用事業

済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事を実施する。また、既存建物解体設計の経費負担を行う。

- (ウ) 処分地
 - a 最終処分場の管理・運営
 - (a) 南本牧最終処分場の管理・運営

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を行う。また、南本牧最終処分場の水質の変化に合わせて、排水処理施設を計画的に整備する。

(b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を行う。

b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。

環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施する。

- (工) 産業廃棄物対策
 - a 産業廃棄物の適正処理
 - (a) 排出事業者指導等

産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入 調査や多量排出事業者への指導を実施する。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する 審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。

(b) 不適正処理監視·指導強化事業

産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施する。

(c) PCB適正処理推進

PCB廃棄物の把握漏れを防ぐため、市内事業者へ広報や掘り起こし調査を実施する。また、事業者が保管しているPCB廃棄物が処分期間内に処理されるよう、訪問等により早期の対応を促す。

b 南本牧最終処分場埋立事業等

市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。

c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業

公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水をくみ上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流する。行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

(4) 収集•運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

- (7) 家庭ごみ
 - a 行政回収
 - (a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	/ 内切り、 イエノへ	. – ,			1	
	分別の区分		 - 排出方法		収集運搬方法	
		説明	[J7F14]//]ム		小天生败力石	
1	燃やすごみ	この表の2から8までの項及び3(4)イ	集積場所(集積場所を	透明若しくは半透明の袋	週2回、集積	
		(ア) a (b) 古紙及び古布に属さないもの	利用しようとする市民	で、又は透明若しくは半	場所にて収集	
			等が協議のうえ位置を	透明の袋に入れふた付き	(燃やすごみ	
			定め、その場所を市に	の容器で排出。	の日に収集。	
2	燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却し	申し出て、市が収集可	購入時の箱や新聞紙など)。(※1)	
		ないもの(この表の6項及び8項に該当	能であると確認した場	で包み、製品名を表示し		
		するものを除く。)及び蛍光灯、電球	所のみとする。) ごと	て排出。		
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶	に指定された曜日の朝	中身を出し切り、透明又		
		(カートリッジ式ガスボンべを含む。)	8時までに排出。(※	は半透明の袋で排出。		
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アル	1) (※2)	透明又は半透明の袋で排		
		カリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチ		出。		
		ウム電池				
5	プラスチック	商品の容器包装のうち、主としてプラス		中身を残さないようにし	週1回、集積	
	製容器包装(・ チック製のもの(この表の6項のペットボ		、容器を軽くすすぐ又は	場所にて収集	
	※ 3)	トルに該当するものを除く。)であって、		ふいて、透明若しくは半	(プラスチッ	
		次に掲げるもの		透明の袋で、又は透明若	ク製容器包装	
		(1) 箱及びケース		しくは半透明の袋に入れ	の日に収集)	
		(2) 瓶		ふた付きの容器で排出。	。(※1)	
		(3) たる及びおけ				
		(4) カップ形の容器及びコップ				
		(5)				
		(6) くぼみを有するシート状の容器				
		(7) チューブ状の容器				
		(8) 袋				
		(9) (1)から(8)までに				
		掲げるものに準ずる構造・形状等を有す				
•	•	•	٠,		. '	

、集積
て収集
びん・
ボトル
収集)
1)
- /
の際に
た日及
にて収
21

- ※1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。
- ※2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所(北部事務所を除く。)に申し込み、1項は3(5)ア(7)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項(蛍光灯及び電球を除く。)は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町 745 番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570 番地の1)へ持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112 号)第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの。)のこと(ただし、

在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。)。

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		Million L.S.L.	収集運搬方法
		説明	排出方法 	
1	古紙		紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出 (その他の紙で大きさの揃わないものや、細 かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の 袋に入れて排出。)。(※4)	及び場所にて 収集。(※5
		は除く。)		
2	古布	主として繊維でできている製品(衣類、シーツ、	透明又は半透明の袋で排出。(※4)	指定した日時
		毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケ		及び場所にて
		ット、布団カバー(汚れや破れのあるもの、綿入		収集。(※5
		りのものは除く。)))

- ※4 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町 745 番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570 番地の1)へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。
- ※5 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		416-11 r-4-5/4-	収集運搬方法
		説明	排出方法 	
1	小型家電	電気、電池で作動する製品(蛍光灯、電球を除く	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務	適宜収集
		、30 センチメートル×15 センチメートルの投	所等に設置されている専用の回収ボックスへ	
		入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品	排出。また、金属製の製品は3(4)イ(7)a	
		に限る。)	(a) 7項小さな金属類として、その他の製品	
			は3(4)イ(ア)a(a)1項燃やすごみとして	
			も排出できる(パーソナルコンピューターを除	
			<.).	
2	水銀式の体温	水銀式の体温計・血圧計・温度計(割れているも	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れ	適宜収集
	計・血圧計・	のを除く。)	て、区役所や資源循環局事務所の受付窓口ま	
	温度計		たは設置されている専用の回収ボックスへ排	
			出。	
			また、3(4)イ(ア)a(a)2項燃えないごみと	
			しても排出できる。	

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契
・その他の紙)		約による。(※6)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料		
用))		
(4) びん類		

※6 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

	分別の区分	(石野)(二十つ (土) の一枚)を	排出場所	排出方法	収集運搬方法
	J474477 IIIJ4	説明	₩1 	* 1 m 4 m	
1	資源化可能な古紙	説明 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー(名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。)(資源化に適さない可能性のあるもの(※7)は除く。)	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自ら が運搬する場合は 、分別の区分に応 じて、3(5)イに記 載された施設まで 運搬し排出。 (2) 当該事業活動を 行う敷地内に排出 (3(4)イ(7)a行政 回収の「排出方法」	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。	排出事業者自らが運搬又 は法第7条第1項ただし 書きに規定する専ら再生 利用の目的となる一般廃 棄物(以下「専ら物」と いう。)のみを収集運搬 する業者若しくは排出事 業者の委託を受けた本市 の一般廃棄物収集運搬業 の許可業者が収集運搬。
2	資源化可能な古紙以外	この表の1項の分別の区分に属さないもの(別表に記載された廃棄物を除く。)	欄において排出場所として使用される集積場所を除く。)。	産業廃棄物を混入させずに排出。なお、一般 廃棄物と産業廃棄物が一体となったものであって、次のいずれかに該当するものについては、分離させずに排出することが高いで分離できる。(1) 容易についてまないの。(2) 排出にとと得ないて、やむもの。(2) がいることができないの。ないものとに行いない。事情があり、離さでの、から、から、から、という。)。	排出事業者自らが運搬又 は専ら物のみを収集運搬 する業者(専ら物を扱う場 合に限る。)若しくは排 出事業者の委託を受けた 本市の一般廃棄物収集運 搬業許可業者が収集運搬。 産業廃棄物又は分別した 資源化可能な古紙と混合 するおそれのないように 、搬入先の指示に従い運 搬。ただし、この項の排 出方法欄のただし書きに 係るものについてはこの 限りではない。
又はなら り り り り の が 規 り り り り し た し た り た し た し た し た し た し た	こ併置する事業所 晶祉関係事務所か 出される事業系一 硬物(横浜市廃棄物 蔵量化、資源化及 正処理等に関する 第9条の要件を満 同規則第10条に 3届出を行った事 に限る。)	3 (4) イ(ア) a 行政回収 の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(4)イ(7) a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。福祉関係事務所は指定された場所に排出。	3(4)イ(ア) a 行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(4)イ(ア) a 行政回収 の収集運搬方法に準ずる。

^{※7} 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体	_	適宜収集
(遺棄動物の死体に限る。)		
不法投棄	_	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる
生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(平		0
成28年9月横浜市条例第45号)第6条第2項に規定		
される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出		
された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出		
された一般廃棄物(以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策		
条例に規定された一般廃棄物」という。)		
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

ク 1気穴川が 収未しないこの				
区分	品目	排出方法		
排出禁止物(条例	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)	メーカー及び販売店等に相		
第 30 条第 1 項関	第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。)であ	談し、適正に処理。		
連)	るエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オー			
	トバイ、FRP船、パーソナルコンピューター(3(4)イ(7) a (c)に該当する			
	ものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車			
	・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ			
	、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及			
	び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号) 第3条第1号ホに規定			
	する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものは除く。)、その他収集及び処理に			
	著しい支障を及ぼすもの			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含	排出者自ら又は本市の一般		
	有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	廃棄物収集運搬業許可業者		
		に収集運搬を委託し、南本		
		牧第5ブロック廃棄物最終		
		処分場に搬入。		
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は本市の一般		
		廃棄物収集運搬業許可業者		
		に収集運搬を委託し、市長		
		の指定する施設に搬入。		

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

搬入先	所在地	
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町 745 番地の 45	
栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1関連)

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目 15番地の1
保土ケ谷工場(※8)	保土ケ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1

都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目 15番地の1

※8 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

カー般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな 許可は行わない(詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。)。

(5) 処理·処分計画

ア 家庭ごみ

(ア) 行政回収

	搬入先(中継施設は除く。)	In other balls	
区分	施設名	所在地	—— <u>如理方法</u>
燃やすごみ、可燃性の粗大ご み(資源化可能な粗大ごみを除	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	焼却
<∘)	保土ケ谷工場(※8)	保土ケ谷区狩場町 355 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ(資源化可能 な粗大ごみを除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最 終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	資源化
	保土ケ谷ストックヤード	保土ケ谷区狩場町 355 番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443 番地の 1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	南本牧第5ブロック廃棄物最 終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て(※9)
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
プラスチック製容器包装	民間処理施設		
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	

資源化可能	再使用可能な	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	再使用
な粗大ごみ	家具類	神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	
		民間処理施設		
古布		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	資源化•
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	再使用
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
度計				

※9 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段	民間処理施設	資源化·再使
ボール、紙パック)、布類、金属類(用
アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料		
用))、びん類		

イ 事業系ごみ

区分		搬入先		<i>b</i> п ≠ ⊞ 1. >>+-	
		施設名	所在地	処理方法	
資源化可能な古紙		専ら物 (古紙を扱う場合に限る。) の処分を業として行う者の施設		資源化	
資源化	専ら物(古紙を除く。)	当該専ら物の処分を業として行	行う者の施設		
可能な	木くず、生ごみ (※10)	一般廃棄物処分業許可業者が	軍営する施設又はこの表の可燃性の廃棄物	資源化又は焼	
古紙以		の搬入先		却	
外	可燃性の廃棄物(別表に	鶴見工場(破砕物は鶴見資	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	記載された廃棄物を除く	源化センター)			
	。)	保土ケ谷工場(※8)	保土ケ谷区狩場町 355 番地		
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		都筑工場	都筑区平台27番1号		
	不燃性の廃棄物(別表に	南本牧第5ブロック廃棄物	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て	
	記載された廃棄物を除く	最終処分場			
	。)				
			 	次派ル	
	化口物	一般廃棄物処分業許可業者が運営する施設(混合物が一般廃棄物と産業		資源化	
		廃棄物に分離される施設に限			

※10 資源化可能なものについては、一般廃棄物処分業許可業者が運営する施設での資源化を推奨する。

ウ 一時多量ごみ

	搬入先		ATTET 十ツナ
	施設名	所在地	- 処理方法
とな古紙	専ら物(古紙を扱う場合に呼	える。) の処分を業として行う者の施設	資源化
専ら物(古紙を除く。)	当該専ら物の処分を業として	で行う者の施設	
可燃性の廃棄物(別表に記	鶴見工場(破砕物は鶴見資	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
載された廃棄物を除く。)	源化センター)		
	保土ケ谷工場(※8)	保土ケ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の廃棄物(ただし、	南本牧第5ブロック廃棄物	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
本表の神明台ストックヤー	最終処分場		
ドに持ち込むもの及び別表			
に記載された廃棄物を除く			
。)			
蛍光灯及び電球、スプレー	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
缶、乾電池、プラスチック			
製容器包装、ペットボトル			
、小さな金属類(※11)			
粗大ごみの規格 (※12) に	3(4) 工に定める搬入先		焼却、埋立て
該当するもの			及び資源化
	専ら物(古紙を除く。) 可燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。) 不燃性の廃棄物(ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。) 蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類(※11)	施設名	施設名 所在地

※11 3(4)イ(ア) a(a) 2~7項参照

※12 3(4)イ(ア) a(a) 8項参照

エその他

区分		搬入先(中継施設は除く。)		処理方法
		施設名	所在地	处壁方法
動物の死体		鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
(遺棄動物の死体	に限る。)	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
不法投棄、いわ	缶・びん・ペット	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
ゆる「ごみ屋敷	ボトル	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
」対策条例に規		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
定された一般廃		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
棄物、地域清掃	小さな金属類(※	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
、その他	13)	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	粗大ごみの規格(栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	
	※12) に該当する	神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	金属製品			
	可燃性の廃棄物	鶴見工場(破砕物は鶴見資	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		源化センター)		
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	

	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
	最終処分場		

※13 3(4)イ(ア) a (a) 7項参照

4 し尿等処理実施計画

(1) 処理計画量

し尿・	争化槽等汚泥 (単	並:キ	-ロリットル)
処理量		34, 369	
	し尿		7, 086
	浄化槽等汚泥		27, 283

(2) 主な事業内容

ア し尿処理総務

(ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(イ) 公衆トイレ維持管理

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

イ し尿処理施設

(7) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽等汚泥について、磯子検認所で前処理をした後、水再生センターへ圧送する。また、施設の管理・運営業務を委託により実施する。

(イ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点への災害時下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)の整備を進める。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について啓発を行う。

(ウ) 公衆トイレ整備事業

公衆トイレに残る和式便器の洋式化を順次進めるほか、戸塚駅東口公衆トイレについては、バリアフリー化を目的とした 全面リニューアル工事を実施する。また、保土ケ谷駅前公衆トイレについては、再整備に向け新築工事の設計及び既存建物 の解体を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集:おおむね月2回収集。
	臨時収集:申請により収集。(※14)
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者
	等の依頼に基づき収集。

^{※14} 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する(手数料の徴収有)。

ウー般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな 許可は行わない(詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。)。

(4) 処理·処分計画

マハ	搬入先		処理方法
区分	施設名	所在地	处生力伝
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による
浄化槽等汚泥			処理

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	・特定家庭用機器廃棄物
	・焼却不適物(液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 50 センチメートル以上のもの
	(破砕機を使用する場合は長さ 300 センチメートル以上のもの。)、焼却設備に損傷を与えるおそれが
	あるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第300号)第2条に規定
	するもの。)又は動物の死体(駆除又は遺棄動物の死体を除く。)、その他処理に著しい支障を及ぼすも
	$\mathcal{O}_{\circ})$
不燃性の廃棄物	・PCBが付着又は混入しているもの
	・油分が付着又は混入しているもの
	・水中に投じて油膜が生じるもの
	・水中に投じて浮遊するもの
	・毒物・劇物
	・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの
	・中空であるもの
	・概ね30センチメートルを超えるもの

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成7年5月25日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成7年6月1日
第 156 号	平成8年5月15日	食品容器としてのアルミ缶,スチール缶, ワンウェイびん	平成8年6月1日
第 264 号	平成8年10月25日	食品容器としてのペットボトル、紙パック	平成9年4月1日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレー	平成12年4月1日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成7年12月 5日	指定	平成7年12月5日
		スプリングマットレス	
		大型テレビ(25 型以上)	
		大型冷蔵庫(250 リットル以上)	
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除	平成 13 年 4 月 1 日
		大型テレビ(25 型以上)	
		大型冷蔵庫(250 リットル以上)	
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定	平成 17 年 8 月 25 日
		アスベストを含むもの	

4 美化推進重点地区の指定

_	
指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	平成8年
東神奈川駅周辺地区	4月1日
横浜駅周辺地区	
みなとみらい21地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡・港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年
中山駅周辺地区	11月24日
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年
	4月1日
日吉駅周辺地区	平成 30 年
	10月1日
大船駅周辺地区	令和3年
	4月1日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	平成8年
東神奈川駅周辺地区	4月1日
横浜駅周辺地区	
みなとみらい21地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡·港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年
中山駅周辺地区	11月24日
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年
	4月1日
日吉駅周辺地区	平成 30 年
	10月1日
大船駅周辺地区	令和3年
	4月1日

6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日	区域変更年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区	平成 20 年 1 月 21 日	横浜駅周辺地区(拡大) 平成21年3月10日 みなとみらい21地区(拡大) 令和2年7月1日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区	平成 21 年 3 月 10 日	
新横浜駅周辺地区	平成 22 年 3 月 1 日	
戸塚駅周辺地区	平成 30 年 3 月 1 日	
二俣川駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日	

7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物(昭和46年12月横 浜市告示第247号)の一部を次のように改正し、平 成30年4月25日から施行する。

平成30年4月25日 横浜市長 林 文子

第1 構浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

第	1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物
種類	1 繊維くず(繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものに限る。) 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したものその他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて1箇月3トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1箇月10立方メートル以下 3 ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1及び2の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね50センチメートル以下に破砕し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に 市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄 物を横浜市の焼却施設へ搬入することについ て、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼ すと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の 全部又は一部について、搬入を制限することが ある。

第	2 柞	黄浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物
	1	燃え殻
	2	汚泥
	3	鉱さい
	4	ばいじん
	5	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を
種	6	含む。) ゴムくず
類	7	金属くず
,,,	8	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
		くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
	9	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
	10	その他特に市長が適当と認めたもの
		ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含
		有ばいじん等を除く。
	1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入さ
		れていないもの
	2	油分が付着し、又は封入されていないもの
	3	水中に投じて油膜が生じないもの
	4	水中に投じて浮遊しないもの
	5	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法(昭和
		25 年法律第 303 号) 第2条に規定する毒物、
		劇物及び特定毒物)が付着し、又は混入されていないもの
	6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及
	Ü	び臭気を有しないもの
	7	中空の状態でないもの
	8	燃え殻については、熱しゃく減量 15 パーセ
		ント以下であって、別表に示す判定基準に適
		合するもの
		粉末状のものについては、大気中に飛散し
		ないように加湿するなど必要な措置を行った もの
形	9	ちの 汚泥については、水分 85 パーセント以下で
状		あって、流動性がなく、別表に示す判定基準
等		に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっ
		ては、焼却施設等で熱しゃく減量15パーセン
		ト以下にしたもので、別表に示す判定基準に
		適合するもの
		粉末状のものについては、大気中に飛散し
		ないように加湿するなど必要な措置を行った
		t 0
	10	鉱さいについては、おおむね最大径30セン
		チメートル以下であって、別表に示す判定基 準に適合するもの
	11	#に適合するもの ばいじんについては、あらかじめ大気中に
	11	飛散しないように梱包するなどの必要な措置
		を行ったもので、別表に示す判定基準に適合
		するもの
	12	アース アプラスチック類については、おおむね最
		大径 15 センチメートル以下に破砕若しくは、
		切断したもの又はおおむね最大径 30 センチ
		メートル以下に溶融固化したもので比重 1.1

以上であるもの

	13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15
	センチメートル以下に破砕若しくは、切断
	したもの又はおおむね最大径 30 センチメ
	ートル以下に溶融固化したもので比重
	1.1以上であるもの
	14 金属くず、ガラスくず、コンクリートく
	ず及び陶磁器くず並びにがれき類につい
	ては、おおむね最大径 30 センチメートル
	以下に破砕し、又は切断したもの
	15 感染性産業廃棄物については、焼却して
	感染性を消滅させたものであって、別表に
	示す判定基準に適合するもの
	16 その他特に市長が適当と認めたものに
	ついては、おおむね最大径 30 センチメー
	トル以下に破砕し、又は切断したもので、
	別表に示す判定基準に適合するもの
	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に
排	市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄
出	物を横浜市の最終処分場へ搬入することについ
者	て、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を
	受けたもの
搬	上記の届出をした事業者及び届出をした事業
入	者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
者	
£111-	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと
備	市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部
考	又は一部について、搬入を制限することがある。
I	

別表

判 定 基 準

	11 / 25 =	
	塔 口	基準値(溶出試験、 ダイオキシン類の
	項目	スタイスキンク類の み含有量試験)
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg/1 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/1 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	有機燐化合物	0.2 mg/1 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/1 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	シアン化合物	1 mg/1 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/1 以下
+	トリクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
有	テトラクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
害	ジクロロメタン	0.2 mg/1 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/1 以下
物	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/1 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/1 以下
質	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/1 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1 以下
	チウラム	0.06 mg/1 以下
	シマジン	0.03 mg/1 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/1 以下
	ベンゼン	0.1 mg/1 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/1 以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

一般	※水分	85	%以下
般性状	※含油量	5	%以下

(備考)

- 1 ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 2 溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定 方法(昭和48年環境庁告示第13号)による。
- 3 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及 び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平 成4年厚生省告示第192号)別表第1に定める方 法による。

8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適 正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施 策

制 定 平成 3 年 9 月 25 日告示第 217 号 最近改正 令和 2 年 6 月 5 日告示第 435 号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正 な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号) 第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等 の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次の とおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

- 1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画 放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、 自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない 環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4 項目の対策を重点的に推進します。
 - (1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者 に関する情報提供を行うことにより、所有者等によ る自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防 止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進 横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じ た啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導 放置防止対策を講じようとする土地所有者等に 対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、 その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に 行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項 目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロー

ル等により放置状況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横 浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び 沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例 その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれら を適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市 民が一体となって取り組むことが重要です。このため、 横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び 市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に 環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い 市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力 を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中 に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処 理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域 の美観を保持することにより、放置し、又は放置 させることのない環境づくりへの協力を求めます。

第3 事業年表

1 沿革

<u>' /⊢</u>		
明治	初期	・し尿のくみ取り及びごみの処理は、業者が外国人居留地や市街地の一部を行っていたと伝えられる。
	33年	・汚物掃除法が発布され、し尿のくみ取りについては依然業者が行っていたが、ごみの処理は市の直営に移され、それを民間の業者に請負わせていた。
大正	7年	・ごみの処理が、市衛生課の直営となった(各戸に備えられたごみ箱から収集)。
	13年	・市の直営によるくみ取りが開始され、公共施設及び申請のあった一部民家等を対象にし尿処理が行われた。
昭和	6年	・滝頭じんかい処理所竣工(昭和31年廃止)
	18年	・第二次世界大戦激化に伴い清掃事業はほとんど休止となった。
	21年	・各区にごみ取扱出張所を設置、戦後はじめて汚物の収集を行った(12世帯につき 1 個備えられたごみ箱から収集)。
	26年	・清掃局発足
	29年	・汚物掃除法が廃止され、新たに清掃法施行。それに伴い、「横浜市清掃条例」、「清掃規則」施行
	35年	・ごみ箱を無くして設置した集積場所から収集する定時制収集方式を3,225世帯を対象にはじめた (昭和45年度に全市実施)。
	42年	・「横浜市し尿処理問題研究会」を設置、同年11月同会より人頭制採用等の報告が出された。
	44年	・し尿くみ取り料金を人頭制に切り替えた。
		・焼却工場近代化の緒「磯子工場」竣工(昭和59年3月廃止)
		・粗大ごみの収集開始
	45年	·清掃協力員制度発足
		・「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」制定
	46年	・「廃棄物処理法」の施行に伴い、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布、施行
	47年	・清掃施設見学会、清掃主婦講座等開催
	48年	・局名を「清掃局」から「環境事業局」に変更
		・し尿くみ取り制度を許可制から委託制に移行
		・余熱利用施設を併設した「旭工場」竣工
		・神明台処分地開設(平成23年3月埋立終了)
	49年	・余熱利用施設を併設した「港南工場」竣工(平成18年11月廃止)
	50年	・港北輸送事務所竣工(平成16年3月廃止)
	51年	・余熱利用施設を併設した「南戸塚工場」(栄工場)竣工(平成17年10月廃止)
	53年	「ヨコハマさわやか運動」が発足
		・通産省工業技術院が金沢区に建設した都市ごみ再資源化実験プラント (スターダスト'80) の運転研究開始 (昭和57年終了)
	54年	・「ヨコハマさわやか運動」の一環として「さわやか号」3台を3特別事務所(粗大ごみ)に配備
	55年	・余熱利用施設を併設した「保土ケ谷工場」竣工(平成22年3月停止)
		・環境事業協力員制度(旧 清掃協力員制度)10周年を記念して、協力員の表彰を実施
	56年	・ごみの資源化・減量化をテーマにした「資源化展」実施
		・し尿処理委託業者(陸上)の業務転換を開始(22業者264台を対象)
	57年	・第1回資源集団回収優良団体表彰式を実施
	58年	・焼却残灰再利用施設(栄工場内)稼働
		・「横浜市リサイクルセンター」(自転車リサイクルセンター)開設(平成16年3月廃止)
		・資源集団回収実施団体への物品助成を開始
	59年	・使用済み乾電池の分別収集を開始。
		・磯子輸送事務所竣工(平成17年3月廃止)
		・余熱利用施設を併設した「北部工場」(現在の都筑工場)竣工
	60年	・「第1次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定
		・「環境事業さわやかママさん懇談会」発足
		・散乱ごみ防止を目的とする「よこはまクリーンキャンペーン」実施
		・全国初の全電動ごみ収集車の試用を開始
	61年	・金沢区「海の公園」であき缶回収システム(デポジット方式の実験)開始(平成13年3月終了)
	62年	・一般家庭ごみ全市域週3回収集実施
		・第3回トレイシンポジウムを横浜で開催
		・戸塚輸送事務所竣工

2 平成以降の事業

田検認所廃止 し尿処理委託業者 (海上) の業務転 換を実施 (6 養 名 6 隻) 4. 1 「第 2 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 し尿・浄化槽汚でい全量陸上処理の開始 4. 12 港南リサイクルブラザ開設(平成23年 3 月 31日廃 止) 4. 23 みなとみらい 2 1 地区集じんセンター「みなとみらい2 1・クリーンセンター」(管路収集事業)一部稼動(平成30年 3 月 31日廃止) 9、小学校拠点あき田回収事業開始 9. 25 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布(10月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布(10月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布(10月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布(10月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示 10. 16 資源ごみ分別収集モデル事業拡大(旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象) 12 オフィス古紙リサイクルマニアル作成 12. 4 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催 3 広報ビデオ 「ごみ新時代」〜減量化・資源化に向けて〜作成			降の事業		
- 1 し 上版是手数計名 集金的の 重接容析 : 持入地面 自立の 音楽	年			月日	国等
1990年) 1.			し尿処理手数料を集金制から口座振替制・納入通知		
1 日本集組の収入地域体への別成を定摘しまる交換	1 // -/ - 1	5. 31	横浜市清掃事業料金受託㈱へのし尿処理手数料収納		
1 再年報の導入(当所・12月に全向に購入)	(1909十)		金に変更		
4.2 精典事業シンボルキャラクターを「ジリーンバード」に決定 6.1 特別事務所(相大ごみ)を廃止し、一般収集事務所(接近ごろ)を廃止し、一般収集事務所(を定この収集年を紹子ダインマンペを実施し、市民投票(こりの収集を紹子ダインマンペを実施し、市民投票(こりの収集を紹子ダインマンペを実施し、市民投票(こりの収集を紹子ダインマンペを実施し、市民投票(こりの収集をデルターンリン方式から、電話の「公園」による収益のを発展して本等す。 10.1 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)		11	再生紙の導入(当局→12月に全庁に導入)	10	「ゲノナモンハ海が井吐山塩ゼノビニノハ」則ウ
(東京 エル 東京 金融 デザインコンペを実施し、市民投票		4. 23	環境事業シンボルキャラクターを「クリーンバー ド」に決定	12	「タイタインン規定生的正寺ルイトノイン」制た
1. 1 地大ご水収集が高水を、ステーションと示から電話中 しおかによる中告前門の収集が高水を、ステーションと示から電話中 しおかによる中告前門の収集が高水を、ステーションと示から電話中 しおかによる財産に 25 対別の電子でルラ業開始 (10素 着) 12.12 (製工 25 対別の単年でルラ業開始 (10素 着) 12.12 (対別の単年でルラ業開始 (10素 着) 12.12 (対別の単年でルラ業開始 (10素 着) 12.12 (対別の単年でルランドルランの連由に作れ 12 地域 25 対別の単年でルランドルランの連由に作れ 12 地域 25 対別の単年でルランドルランの連由に作れ 12 地域 25 対応 25 支援 25 対別の単分の単分 (10 大学 25 対別の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の単分の			(家庭ごみ)に業務を統合		
1.	平成2年		により収集車色彩デザインを変更		
L 民処理委託業者 (除上) の業務転換を実施(10素 名124) 12.12 賞演にみ分削収集モデル事業開始(地区、緑区の5 万世帯を対象) 3.31 L 民・浄化博行の10海洋投入処分療止に伴い、出 19金 ((1990年)	10. 1	し込みによる申告制戸別収集方式に変更 資源集団回収実施団体への助成を従量制 (3円/		
3.31 民保・浄化権持でい海洋疫及処分の廃止に伴い、出 接続財産・		12. 12	し尿処理委託業者 (陸上) の業務転換を実施 (10業者12台) 資源ごみ分別収集モデル事業開始 (旭区、緑区の5		
4.1		3. 31	し尿・浄化槽汚でい海洋投入処分の廃止に伴い、出 田検認所廃止 し尿処理委託業者(海上)の業務転	4. 26	11-2101 1700 140-1 1700 1
上)			「第2次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 し尿・浄化槽汚でい全量陸上処理の開始		「廃棄物処理法」の一部改正(平成4年7月4日施
平成3年 (1991年)			此)		行) ^{*1}
(1991年) 9,25 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策 の告示 200世に関する条例第3条の規定に基づく総合施策 の告示 200世に関する条例第3条の規定に基づく総合施策 10.16 資産 2分別収集モデル事業拡大(旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象) 12.4 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催 3 広報ビデオ (工分新時代)・減量化・資源化に向けて〜作成 5.1 グリーンコンポスト事業開始(平成24年3月31日廃止) 5.27 (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する条例、の公布(平成24年3月31日廃止) 9.25 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布 (1月1日施行) 10.23 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布 (1月1日施行) 10.23 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布(1月1日施行) 3 北部リサイクルブラザ開設(平成23年3月31日廃止) 2.25 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布(1月1日施行) 3 北部の公本 (1月1日施行) 3 北部資源運列センター (緑資源運列センター) 竣工 (市 でルの分別収集を市内30%で本格実施) 9.17 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (バーゼル条約) 加入 1 「排水基準を定める総理府令」改正 「神水基準を定める総理府令」改正 「神水基準を定める総理府令」改正 「標焼業基本法」公布 4 保険事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員 2 日本 2 日	亚什?左		い21・クリーンセンター」(管路収集事業) 一部稼動 (平成30年3月31日廃止)		
月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示 10.16 資源ごみ分別収集モデル事業拡大(旭区、緑区、南区、港南区、護子区の10万世帯を対象) 12 オフィス古紙リサイクルマニュアル作成 12.4 事業系ごみ減量化・資源化能明会開催 5.27 「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に「ごみ新時代」〜減量化・資源化に向けて〜作成上、1 グリーンコンポスト事業開始(平成24年3月31日廃止) 7.1 家庭用コンポスト容器購入助成事業開始(平成28年12.16 「廃棄物処理法」改正 ^{※1} 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)」、公布 11月 1 日施行 2.23 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布(平成5年4月1日施行) 10.23 「横浜市廃棄物域量化・資源化等性進帯議会規則」の公布(11月 1 日施行・3、北部資源選別センター(緑資源選別センター)竣工 出・びんの分別収集を市内30%で本格実施 12.16 「機浜市一般廃棄物処理第 1月 加入 11.11 横浜市 一股廃棄物の運化、資源化及び適正処理等に関する採りの公布(4月1日施行) 3 北部資源選別・ロ公布(4月1日施行) 3 北部資源選別・センター)竣工 出・びんの分別収集を市内30%で本格実施 11.11 情報定市一般廃棄物処理第1 財推進計画、実施計画 策定 4 環境事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員制度を発足 6.17 みなとみらい 2 1 リサイクル推進協議会設立 7 7 般康薬物処理基本計画策定 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 9~11 各下法投棄防止対策会議設置 11.1 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋		9	小学校拠点あき缶回収事業開始 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適		
10.16 資源ごみ分別収集モデル事業拡大(旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象)			月1日施行) 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適 正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施		
12. 4 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催 12. 14 事業系ごみ減量化・資源化に向けて~作成 15. 27 「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に 15. 27 「産業廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (バーゼル法)」公布 16. 23 月31日廃止			資源ごみ分別収集モデル事業拡大(旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象)		义 1 「批山坑地」 「五八利田」 笠 小屋 是 N
「ごみ新時代」〜減量化・資源化に向けて〜作成 5. 1 グリーンコンポスト事業開始(平成24年 3 月31日廃止)					
止			「ごみ新時代」~減量化・資源化に向けて~作成	5. 27	
平成4年			止)	19 16	Γρέο τέρε μένα Απισταγέτ , το με το % 1
上) 9.25		6. 1	3月31日廃止)	14.10	「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
10.23 「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」の公布(11月1日施行、審議会設置) 11.11 横浜市オフィヌ町内会設立 ※1 廃棄物の輸出入規制 2.25 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布(4月1日施行) 3 北部資源選別センター(緑資源選別センター)竣工	(1332十)		止) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等		
11.11 横浜市オフィス町内会設立 ※1 廃棄物の輸出入規制 2.25 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布(4月1日施行) 12.25 (長する規則」の公布(4月1日施行) 12.25 (日する規則」の公布(4月1日施行) 12.25 (日ずるバーゼル条約(バーゼル条約)加入 12.25 (日ずるバーゼル条約)加入 12.25 (日ずるバーゼル条約)加入 12.25 (日ずるバーゼル条約)加入 12.25 (日ずるバーゼル条約(バーゼル条約)加入 13.31 (横浜市一般廃棄物処理第1期推進計画、実施計画 策定 4環境事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員制度を発足 4環境事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員制度を発足 11.19 (日本の大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10. 23	「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」		
2.25			横浜市オフィス町内会設立		
3.31 「横浜市一般廃棄物処理第1期推進計画、実施計画 策定 平成5年 (1993年) 4環境事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員制度を発足 6.17 みなとみらい21リサイクル推進協議会設立 - 一般廃棄物処理基本計画策定 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 - 各区不法投棄防止対策会議設置 - 11 11 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋		2. 25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布(4月1日施行) 北部資源選別センター(緑資源選別センター)竣工		に関するバーゼル条約(バーゼル条約)加入
(1993年) 員制度を発足 6.17 みなとみらい 2 1 リサイクル推進協議会設立 7 一般廃棄物処理基本計画策定 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 9~1 各区不法投棄防止対策会議設置 11 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋			「横浜市一般廃棄物処理第1期推進計画、実施計画」策定		
7 一般廃棄物処理基本計画策定 9~10 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 9~1 各区不法投棄防止対策会議設置 11 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋			員制度を発足		
9~1 各区不法投棄防止対策会議設置 11 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋		7	一般廃棄物処理基本計画策定		
11 南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋					
			南本牧廃棄物最終処分場開設(平成30年3月31日埋		

年	月日	横浜市	月日	国等
·	1. 1	し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料の無料化		廃棄物処理法第6条の3の規定に基づく一般廃棄物
		横浜市一般廃棄物処理基本計画策定 横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部の設置		の指定(ゴムタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、スプリング入りマットレス)
		生ごみたい肥化実験プラントの設置		
		神奈川輸送事務所竣工		
平成6年	6. 24	包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関す る指針策定		
(1994年)	6~7	粗大ごみからの冷媒用フロン回収、市内全域実施		
		旭工場着工		
		缶・びんの分別収集を市内45%で実施 港北区と緑区が再編成され青葉区と都筑区が新設		
	11. 0	行政区再編成により北事務所を都筑事務所に、北部		
		工場を都筑工場に、北部リサイクルプラザを青葉リ サイクルプラザ(平成23年3月31日廃止)とする		
	2. 1	長坂谷輸送事務所開設(平成11年3月廃止)	6. 16	■ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に
	2.27	泉事務所開設		関する法律(容器包装リサイクル法)」の公布(12
	3. 24	「横浜市リサイクル施設条例」「同施行規則」の公 布(4月1日施行) (平成22年度末条例廃止)		月15日第1段階施行、平成9年4月1日本格施行)**1
	3, 31	(4月1日施刊) (平成22年度未采例廃止) 鶴見工場竣工		
		し尿処理委託業者 (陸上) の業務転換を完了 (19業		
	4 1	者81台) 鶴見リサイクルプラザ開設(平成23年 3 月31日廃		
	4. 1	鶴光リッイクルノノリ州政(十成23年3月31日廃 止)		
	c -	し尿収集を北部事務所で直営により開始		
	6. 1	再生利用等促進物の指定(リターナブルびん及び事業系古紙)		
平成7年	6. 5	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適		
(1995年)		正な処理に関する条例」の一部改正(平成8年4月 1日施行)		
	6. 29	「適正処理困難物の指定」について答申(平成5年		
		12月20日諮問)		
		北部資源選別センターを緑資源選別センターとする 戸塚資源選別センター稼動		
		「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関す		
	0.00	る条例」の公布(平成8年4月1日施行)		※1 ガラス製容器、ペットボトルについて9年度から
		金沢工場着工 鶴見資源化センター開設		再商品化義務付け
		市内全域で「缶・びんの分別収集」実施		紙製・プラスチック製容器包装については12年度
	11. 7	「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ 処理のあり方」について答申(平成6年7月25日諮		から義務付け
		問)		
	3. 5	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」の公布(4月1日施行)	3. 25	「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の 再商品化の促進等に関する基本方針」策定
	3. 28	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等	5	「容器包装リサイクル法第7条第1項の規定に基づ
		に関する条例」の一部改正(平成9年1月1日施		く平成9年度以降の5年間についての分別基準適合
	4 1	行) 「第3次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定	6 19	物の再商品化に関する計画」策定 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」の一部改正
		再生利用等促進物の指定(アルミ缶、スチール缶、	0.10	· 元来仍尽还他队正偏亲心旧直因」。
平成8年 (1996年)	7 10	ワンウェイびん)(6月1日施行) 鶴見工場余熱利用施設「ふれーゆ」開館		
(1990平)		「横浜市分別収集計画」策定		
	10.25	再生利用等促進物の指定(ペットボトル、紙パッ		
	10. 26	ク)(平成9年4月1日施行) 横浜市国際廃棄物フォーラム開催		
	10.27	第7回国際廃棄物会議開催(11月1日まで)		
	11. 1	かながわ廃棄物処理事業団設立(平成22年3月31日 解散)		
	1. 1	粗大ごみ収集有料化	1	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラ
平成 9 年 (1997年)		事業系ごみ全量有料化		イン(新ガイドライン)策定
	3, 31	一般廃棄物収集運搬業の新規許可(24社) 「神明台処分地暫定開放施設基本計画」策定		「容器包装リサイクル法」本格施行 「環境影響評価法」制定(平成11年6月12日施行)
		「一般廃棄物処理計画第2期推進計画」策定*1	3.10	ダイオキシン類規制本格始動
	7	広報紙「はまごみフォーラム」創刊	6. 18	「廃棄物処理法」の一部改正(第1次:12月17日施
	10. 1	資源ごみの分別収集を週1回に変更 併せて小さな 金属類を分別収集品目に追加		行、第 2 次: 平成10年 6 月17日施行、第 3 次: 平成10年12月 1 日施行) **1
		亚周州で万州以来四日に旦川	0 00	
			8. 29	「廃棄物処理法施行令」「同施行規則」の一部改正 (平成9年12月1日施行) ^{※2}
				※1 再生利用認定制度の新設、生活環境影響調査
		※1 再生利用認定制度の新設、施設設置手続きの 明確化、不法投棄対策の強化等		の実施等
		7月曜日、千石以米の水の周日寺		※2 ダイオキシン対策

年	月日	横浜市	月日	国等
		緑資源選別センターB棟竣工 財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜 市資源循環公社)へ粗大ごみ収集運搬業務を全面委 託	6. 5	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル 法)」の公布(平成13年4月1日本格施行) ^{※1}
平成10年 (1998年)	9. 26 12. 18	環境事業局ホームページの開設 ハマシーガル号(歩道清掃車)稼動 保土ケ谷工場ダイオキシン対策工事着手 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等		「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正 「ごみ処理施設性能指針」策定
	9	に関する条例」の一部改正(平成11年6月12日施 行) ペットボトルの分別収集開始(緑区、青葉区、都筑	3 30	※1 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて 13年度から再商品化義務 「ダイオキシン対策推進基本方針」決定
	3. 31	区) 旭工場竣工 長坂谷輸送事務所廃止	7. 16	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布(平成12年 1月施行)
平成11年 (1999年)	9. 24	「第2期横浜市分別収集計画」策定 横浜市リサイクル施設条例の一部改正(平成11年11 月27日施行)	9. 28	「廃棄物の減量化の目標量」決定※1
	11. 27	神明台処分地スポーツ広場の開設横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター(エコティフかながわ)開設(平成23年3月31日廃止)		※1 平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等
	2. 2	家庭ごみの排出を透明又は半透明袋に変更 ペットボトル分別収集地域を拡大(港南区、戸塚 区、栄区、泉区で開始し7区で実施に) 再生利用等促進物の指定(食品用発泡スチロールト		「家電リサイクル法」本格施行 「容器包装リサイクル法」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法 律(グリーン購入法)」の公布(平成13年4月1日
		レー)(平成12年4月1日施行) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する条例」の一部改正(平成12年4月1日施		施行) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」の公布(11月30日一部施
		行) ごみの減量化・資源化推進キャラクターを「エコペン太」に決定 都筑工場ダイオキシン対策工事着手	6. 2	行) 「浄化槽法」の一部改正(平成13年4月1日施行) 「循環型社会形成推進基本法」公布(平成13年1月 施行) ^{※1}
平成12年 (2000年)		「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(平成13年4月1日施行)	6. 7	原棄物処理法」の一部改正 (10月1日施行) 「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源 利用促進法)改正(名称を「資源の有効な利用の促進 に関する法律」(資源有効利用促進法)に変更)**2
				「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)」の公布(平成13年5月1日 施行)
				「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正 (平成13年4月1日施行) ※1 基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民 の責務の明確化、循環型社会形成推進基本計画の策
				定 ※2 リサイクル対策の強化、廃棄物の発生抑制 (リデュース)対策、部品等の再利用(リユース) 対策等)
	2	粗大ごみ受付センターを開設 栄工場休止(平成17年10月廃止) ペットボトル分別収集地域を拡大(鶴見区、神奈川	1. 17	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材 廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」告 示
		区、西区、中区で開始し11区で実施) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(平成13年4月1日施行)		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」策定 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処 分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正
	4. 1 4. 2	金沢工場竣工 「第4次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 粗大ごみの持ち出し収集開始		「家電リサイクル法」完全施行 「資源有効利用促進法」施行 「グリーン購入法」完全施行
平成13年 (2001年)	6. 1 10.11	保土ケ谷工場ダイオキシン対策工事完了 かながわクリーンセンター稼動 青葉事務所開設 「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え		「食品リサイクル法」完全施行 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方 針」策定
	13.21	方」について答申(平成13年3月27日諮問)		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 「建設リサイクル法」一部施行
				「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法 (PCB特別措置法)」公布 (7月15日施行)
				「浄化槽法」の改正(10月1日施行) ^{※1} 「廃棄物処理法施行令」の改正 ^{※2} ※1 単独処理浄化槽の新設禁止
				※2 と畜場等における動物性固形不要物の産業廃 棄物としての適正処理

年	月日	横浜市	月日	国等
·		市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に	1. 7	
	ı	「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組 行動協定」を締結(取組期間:平成14年4月1日~	5.30	「建設リサイクル法」完全施行
	ı	平成19年3月31日の5か年)	7. 12	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車
平成14年	3. 5	金沢資源選別センター開設	ļ	リサイクル法)」公布
平成14年 (2002年)		ペットボトル分別収集全市実施(南、保土ケ谷、	ļ	
(2002)	0.00	旭、磯子、金沢、港北、瀬谷の7区で開始)	ļ	
		「第3期横浜市分別収集計画」策定 環境にやさしい取組行動協定店のロゴマーク発表	ļ	
		鶴見工場日曜受入開始	ļ	
	12. 16	「中期政策プラン」の策定		※1 し尿等の海洋投入の禁止
	1. 8	「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)」策定		「循環型社会形成推進基本計画」の策定 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
	2. 15	ン)」 ^{R に} 家庭ごみ収集運搬業務の民間委託試行開始(みなと		「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する
	2.10	みらい21地区の高層住宅)	5.10	特別措置法(産廃特措法)」公布・施行 ^{※1}
	3. 10	都筑工場ダイオキシン対策工事完成	ļ	「廃棄物処理法」の一部改正(平成15年12月1日施
	3. 31	金沢工場余熱利用施設建設工事完成	ļ	行) ^{*2}
	4. 1	家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業開始	ļ	「食品リサイクル法」の一部改正(平成15年12月1
		「ヨコハマはG30」推進本部設置	ļ	日施行)
		国際仮装行列への参加(平成16年からはフロート車	10. 2	
	F 0.5	による参加)	ļ	年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な支針に第二
	5. 30	「ヨコハマはG30」スタートダッシュイベント開 催	10 10	本的な方針」策定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成15年		金沢工場余熱利用施設「リネツ金沢」開館	10.10	NAME OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PAR
(2003年)		財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜	ļ	
	ı	市資源循環公社) へ、戸塚輸送事務所の管理運営、 運搬業務を委託開始	ļ	
	8. 25	連搬業務を安託開始 粗大ごみインターネット受付窓口を開設	ļ	
		分別収集品目拡大モデル事業開始	ļ	
	ı	中区の一部で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始	ļ	
	İ	(福富、関内地区) 西区の家庭ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大(南	ļ	
	ı	四区の家庭こみ収集連搬業務の民間安託を拡入 (曽北幸地区)	ļ	
		「へら星人ミーオ」、「G30ロゴ」の決定	ļ	
	10. 22	「G30テーマソング(クレイジーケンバンド)」の _地	ļ	※1 不法投棄の未然防止、リサイクルの推進
	12 1	決定 産業廃棄物である木くずや資源化可能な古紙等の焼	ļ	 ※2 平成10年6月以前に不適正処分された産業廃
	14. 1	世来廃棄物である木くりで真体化可能な古私等の焼 却工場への受入れ停止	ļ	乗物の支障の除去のための財政支援
		「株心士成者帰歴ホン4目ル、海にリョンツナートラー	4 ~ .	[蒙蛮胁加加州
	3. 5	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する条例」の一部改正(平成16年4月1日施行)	1.21	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成16年4月 1日施行)** ¹
	Q 91	自転車リサイクルセンターの廃止	1 20	I 日施行) *** 「廃棄物処理法」の一部改正(平成16年10月27日施
	ა. 31	世紀年リザイクルセンターの廃止 港北輸送事務所の廃止	4. 28	「廃棄物処理法」の一部改正(平成16年10月27日施 行) ^{※2}
	4	ふれあい収集の開始		「不法投棄撲滅アクションプラン」公表
		狭あい道路収集の開始	9.29	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成16年10月
	4. 1	西区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始		27日施行) **3
	ı	財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜市資源循環公社)へ、神奈川輸送事務所の管理運	12. 1	「建設リサイクル法」の一部改正
	İ	「中資源循環公任」へ、神奈川軸広事務所の官理連営、運搬業務を委託開始	ļ	
平成16年	İ	「市役所ごみゼロ」の取組が開始	ļ	
(2004年)		横浜市役所IS014001認証取得	ļ	
	10. 1	6区(南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区)で分別収集品目拡大先行実施	ļ	
	ı	「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」及び	ļ	
	ı	「同要綱運用基準」の施行	ļ	
	12. 24	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等」に関する条例しの一部改正(平成17年4月1月旅行)	ļ	W.1 DOD还识然不胜印统和立业中学业、企工
	ı	に関する条例」の一部改正(平成17年4月1日施行)	ļ	※1 PCB汚泥等の特別管理産業廃棄物へ追加、PCB 廃棄物に係る収集運搬基準の創設
	İ	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適	ļ	※2 事故時の措置、罰則の強化等
	İ	正な処理に関する条例」の一部改正(平成16年12月	ļ	※3 指定有害廃棄物の指定、廃棄物処理に関する
		24日施行)		基準の強化・明確化等

年	月日	横浜市	月日	国等
	3. 25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する条例」の一部改正(平成17年4月1日施行)		「自動車リサイクル法」の本格施行 「廃棄物処理施法行令」の一部改正(平成17年4月
平成17年 (2005年)	3, 31	一般子輸送事務所の廃止	1. 0	「廃棄物処理施伝行や」の一部以正(平成17年4月 1 日施行) ^{※1}
		局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更 分別収集品目拡大全市実施	5. 18	「廃棄物処理法」の一部改正(平成17年10月1日施行) ^{※2}
		中区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 粗大ごみ受付及び収集運搬業務の一部地域を民間事		「T) […] 「産廃特措法」の一部改正(平成17年10月1日施 行)
		業者へ委託(2エリア、市内6区) 財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜	9. 13	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成17年10 月1日施行)
		市資源循環公社)へ、神明台輸送事務所の管理運 営、運搬業務を委託開始	9. 20	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成17年10月 1日施行)
	4. 1	事業用仮設トイレから排出されるし尿収集有料化動物の死体の処理手数料の改正 各収集事務所に産業廃棄物の「相談窓口」開設 「市役所ごみゼロ」における分別拡大(18分別)及 びルート回収開始 全区の収集事務所でセンターリサイクルを開始	9. 30	「廃棄物処理法施行令」及び「PCB特別措置法施行令」の一部改正
	6. 24	「横浜市リサイクル施設条例」、「横浜市リサイクル条例施行規則」一部改正(同日施行)		
		「第4期横浜市分別収集計画」策定		
		栄工場廃止 金沢資源選別センター増築		※1 指定区域の指定 ※2 マニフェスト制度や許可に係る規制の厳格
	11	「建築物の解体工事に係る指導要綱」策定 港北事務所移転		化、無確認輸出等に対する罰則の強化等
		「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定	3. 10	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成18年4
		粗大ごみ受付及び収集運搬業務の民間事業者への委託を拡大(4エリア、市内13区)	6. 15	月1日施行) 「容器包装リサイクル法」の一部改正(平成18年12
		緑資源選別センター (A棟) 増築 金沢事務所移転	7 96	月1日施行)※1
		金の事務所移転 ハイブリッド収集車を 4 台導入	1.20	「廃棄物処理法施行令」及び「海洋汚染等及び海上 災害の防止に関する法律施行令」の一部改正(平成
	11. 22	港南工場廃止		18年10月1日施行)**2
	12 25	車両課港南派遣整備工場廃止 横浜市中期計画策定(新たなごみ量目標35%減を設	10. 12	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成19年4月 1日施行) ^{※3}
	12. 20	定)	11. 27	「容器包装リサイクル法施行令」の一部改正(平成 19年4月1日施行) ^{※4}
平成18年 (2006年)			12. 1	「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」ほか公布 ※1 容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国等すべての関係者の連携
				※2 アスベスト(石綿)を含む廃棄物の処理基準 強化、「アスベスト無害化処理認定制度」の関連基 準整備
				※3 以下のものについて海洋投入処分を禁止 ・全ての一般廃棄物
				・公共下水道・流域下水道から除去した汚泥 ・動植物性残さ・家畜ふん尿のうち、油分や有害 物質の含有基準を満たさないもの
				※4 プラスチック製容器包装の再商品化手法の追加(固形燃料等)、指定容器包装利用事業者の業種
	5 1	栄区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始	6 12	の指定、容器包装多量事業者の要件 「食品リサイクル法」の一部改正(平成19年12月1
平成19年 (2007年)		「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関す		日一部施行)※1
	6 00	る条例」の一部改正(平成19年9月1日一部施行) 「第5期横浜市分別収集計画」策定	6. 28	「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくり
		「第5期傾供巾分別収集計画」 東足 港南事務所に「リサイクルひろば 港南」 開設		に向けた一般廃棄物処理システムの指針」制定
	9. 28	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等 に関する条例」の一部改正(一部は公布の目から、	9. 7	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成20年4月
		残りは平成20年5月1日施行)	10. 18	1日施行) ^{※2} 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」
		都筑工場に「G30ひろば つづき」開設 資源物の売却収入の一部を原資として「G30地域 還元事業」を開始(平成22年3月31日終了)	11. 30	公表 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成19年12 月1日施行)
				71 日 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
				※2 物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に追加

年	月日	横浜市	月日	国等
	1. 21		3. 24	
	2. 4	燃やすごみ等の収集回数を週3回から週2回へ変更 (7・8月は週3回収集)		
_ 5		古紙・古布の収集回数を月1回から原則月2回へ変 更		
平成20年 (2008年)		戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業 実施計画に対する「特定産業廃棄物に起因する支障 の除去等に関する特別措置法」第4条の規定に基づ く環境大臣の同意		
	5. 1	分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制 度の適用開始		
		資源循環局モバイルサイト開設 生ごみの減量・資源化のための実証実験「G30生 ごみマイスター事業」を都筑区内で開始 金沢工場に「G30ひろば 金沢」開設		※1 対象に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥 機を追加
		車両課本工場の指定自動車整備事業化 喫煙禁止地区に鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸 駅周辺地区を新たに指定		「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(同日施行) 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正ほか(平成21 年11月24日施行)
	4. 1	7区(鶴見区、保土ケ谷区、港北区、緑区、青葉 区、都筑区、戸塚区)のプラスチック製容器包装の		平11万24日旭刊)
平成21年 (2009年)	7. 29	収集運搬業務の民間委託を開始 「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員 会」、「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース3者検		
(2003+)		計会」を設置(平成22年7月まで) 旭工場に「G30ひろば 旭」開設		
		「G30生ごみマイスター事業」実施エリアの拡大 (平成22年3月末まで) 鶴見工場に「G30ひろば 鶴見」開設		
		生ごみバイオガス化実証実験を磯子区内で開始(平成23年3月末まで)		
		喫煙禁止地区に新横浜駅周辺地区を新たに指定 保土ケ谷工場を停止し、バックアップ工場化		「廃棄物処理法」の一部改正(平成22年6月7日一 部施行)**1
	4. 1	かながわ廃棄物処理事業団の解散機構再編(総務部、家庭系対策部、事業系対策部、	12. 22	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成23年4月 1日施行)
		適正処理計画部に再編) 民間委託していた西区の燃やすごみ等(缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く)		
		について、本市職員による収集に移行 プラスチック製容器包装の収集について、新たに8		
Ti-Doo <i>le</i>		区(神奈川区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、泉区、瀬谷区)を加えて全区で民間委託を実施		
平成22年 (2010年)		保土ケ谷工場における中継輸送施設の稼動及び中継輸送業務を民間委託 神奈川輸送事務所での運搬業務を民間委託		
		燃やすごみ等の収集回数を年間を通して週2回へ変更(7・8月の収集回数を週3回から週2回へ) 金沢工場灰溶融施設の一時休止(平成26年4月再稼働)		
	9.17	「第6期横浜市分別収集計画」策定 栄事務所に「プレパークさかえ」開所		
	10. 1	集積場所快善(改善) 隊事業開始 「ヨコハマR (リデュース) ひろば」設置 「マイボトルスポット」事業取組開始		
	11.30	第1回「ヨコハマR (リデュース) 委員会」開催 都筑工場耐震補強工事着手		※1 建築廃棄物の元受責任一元化、廃棄物処理施 設の維持管理強化、不法投棄の厳罰化等

年	月日	横浜市	月日	国等
'		「横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢	1. 28	
		(スリム) プラン) 」を策定		月1日一部施行)
		ヨコハマ 3 R 夢マスコット「イーオ」、「 3 R 夢ロ ゴ」の決定		「廃棄物処理法施行令」の一部改正(同日施行)※1
		4工場の「G30ひろば」を「3R夢ひろば」に変	8. 18	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
		更		, - ,
		「横浜市焼却灰セメント原料化事業」中止発表 ヨコハマ3R夢プランスタートアップ作戦開始		
		東日本大震災により被災した仙台市・陸前高田市・		
		大船渡市・大槌町に対し、災害廃棄物処理及びし尿		
	3, 25	収集等支援隊を派遣 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等		
		に関する条例」の一部改正(平成23年4月1日施行)		
	3. 28	「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画(産廃3R 夢プラン) を策定		
		電動収集車(電動積込装置付収集車)を2台導入		
亚出99年	3. 31	リサイクルプラザ・リサイクルコミュニティセン ターの廃止に伴い、「横浜市リサイクル施設条例」		
平成23年 (2011年)		を廃止		
	4 1	神明台処分地での埋立終了		
	4. 1	缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに2 区(神奈川区・港南区)で民間委託を開始		
		戸塚・神明台輸送事務所での運搬業務を民間委託		
		「ヨコハマ3R夢サポーター」「ヨコハマ3R夢 パートナー 登録開始		
		ミーオとイーオの分別辞典「MIctionary」公開		
		「オフィスでも3R夢」を関内地区で開始 第1回「ヨコハマ3R夢」推進会議を開催		
	5	粗大ごみリユース事業開始		
	6. 8	横浜F・マリノス「ヨコハマ3R夢!」広報大使就 任		
		生ごみバイオガス化実証実験を金沢区内で開始		
		粗大ごみの受付業務と収集運搬業務を分離 新横浜駅北口公衆トイレのネーミングライツ締結		
	10. 2	(愛称「ドゥ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断		
	1.1 -	士の厠堂」、平成26年10月19日まで)		※1 東日本大震災にかかる委託の基準の特例(再 委託の許可)
		3 R 夢カー発進 h i t o m i さん「ヨコハマ 3 R 夢!」 広報大使就	3. 9	安託の許可) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する
		任、「3R夢テーマソング」の決定		法律」閣議決定
		都筑工場耐震補強工事完了 グリーンコンポスト事業終了		
		民間委託していた栄区の燃やすごみ等(缶・びん・		
		ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く) について、本市職員による収集に移行		
		缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに7		
		区(鶴見区、保土ケ谷区、金沢区、青葉区、都筑 区、戸塚区、瀬谷区)で民間委託を開始		
	4 1	チェーン系カフェ5ブランドが「マイボトルスポッ		
TF-4-0.4		ト」に登録		
平成24年 (2012年)		イオン株式会社との間に「包括連携協定」を締結 食べきりモデル事業協力店の募集開始		
	0. 1	粗大ごみ受付業務は全エリアを一括して民間事業者		
		へ委託 (市内全区) 粗大ごみ収集運搬業務は民間事業者への委託を拡大		
		位入こみ収集連倣業務は民间事業有べの姿能を拡入 (5エリア、市内15区)		
	6. 14	セブン&アイグループ3社との間に「地域活性化包		
	7. 3	括連携協定」を締結 ごみの分別に関するiPhoneアプリ公開		
		栄事務所の「プレパーク・さかえ」リニューアル		
	12. 28	オープン 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等		
	,_,	に関する条例」の一部改正(平成25年4月1日施		
		行)		

年	月日	横浜市	月日	国等
		「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等	4. 1	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法
平成25年 (2013年)		に関する規則」の一部改正(平成25年4月1日施行) 民間委託していた中区の燃やすごみ等(缶・びん・ペットボトル、及びプラスチック製容器包装を除く)について、本市職員による収集に移行缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに6区(南区、旭区、磯子区、港北区、緑区、泉区)を加えて全区で民間委託を実施	5. 31	律の施行 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
	6. 1 6. 12 10. 1	「食べきり協力店」全市展開 粗大ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大(6エリア、市内全区) 「第7期横浜市分別収集計画」策定 小型家電リサイクル事業開始		
平成26年 (2014年)	3. 20 4. 1 6. 3 6. 4 6. 25 9. 25 11 11. 1	工場通年受入開始 「ヨコハマ3R夢プラン第2期推進計画」策定 資源集団回収による古紙の回収100%実施 金沢工場灰溶融施設の再稼働 南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事開始 フィリピン共和国セブ市にごみ収集車10台を寄贈 マイボトルスポットの登録数が300か所を突破 都筑工場長寿命化工事着手 庁内高濃度PCB廃棄物処分開始 資源集団回収による古布の回収100%実施 粗大ごみ受付センター電話番号の統一		「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」 公表
平成27年 (2015年)	9.25 9.28 ~ 10.10 10.1 11.1	一部の工場受入時間拡大 ごみ屋敷検討プロジェクトによる対策検討開始 平成27年関東・東北豪雨により被災した常総市に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣 冷蔵庫10・30運動スタート 喫煙禁止地区及び歩きたばこ防止のPRなどを行う 「大好き!ョコハマ きれいなまちに」啓発キャンペーンスタート(全区で実施)	6. 19 7. 17	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」閣議決定 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布 「廃棄物処理法」及び「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成27年8月6日施行) 「SDGs (持続可能な開発目標)」を国連サミットにおいて全会一致で採択
平成28年 (2016年)	3. 31 4. 1 5. 1 5. 10 ~6. 9 5. 26 ~12. 13 6. 3 8. 5	羽毛布団のリサイクル開始 家庭用コンポスト容器購入助成事業及び家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業終了「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画(産廃3R 夢プラン)」を策定 小型家電回収品目にパソコンを追加 平成28年熊本地震により被災した益城町に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣日本ロジテック協同組合における電力売却料金等の支払いに関する検証の実施「第8期横浜市分別収集計画」策定ベトナム国ダナン市における「家庭系廃棄物の分別促進モデル事業(第1期)」が、JICA草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)に採択「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防ゆる「ごみ屋敷」対策条例)」施行ベトナム国ダナン市へ職員派遣(第5回ダナン都市開発フォーラムへの参加、JICA草の根技術協力事業「家庭系廃棄物分別促進モデル事業」の合意文書への署名)	7. 26	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の閣議決定 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正(平成28年8月1日施行)

年	月日	横浜市	月日	国等
	3. 6	A I を活用した"チャットボット" 「イーオのごみ 分別案内」を公開		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正す る法律案の閣議決定
	4. 1	万加泉内」を公開 「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェク ト」へ参加		特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の 一部を改正する法律案の閣議決定
	4. 27	モザンビーク・マプト市において、アフリカきれい な街プラットフォーム設立式に出席	4. 27	「アフリカきれいな街プラットフォーム」の設立
	7. 3	水銀式の体温計・血圧計・温度計の回収開始	5. 18	「水銀に関する水俣条約」の締約国数が50か国に達 し、規定の発効要件が満たされたため発行
平成29年 (2017年)	8. 31	一般廃棄物収集運搬業について、一部を除き新たな 許可は行わないこととする基本方針を制定(平成30 年1月1日施行)	8. 16	「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行
	10. 1	「世界食料デー」月間2017キックオフシンポジウム 開催		
	$ \begin{array}{c} 10. & 1 \\ \sim 11. & 30 \end{array} $	せん定枝リサイクル実証実験事業		
		南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場供用開始		
		プラスチック分別リサイクルモデル実証事業(環境省モデル事業)		
	3. 1	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場埋立開始 喫煙禁止地区に戸塚駅周辺地区を新たに指定	3. 9	「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 案」閣議決定
	3. 31	みなとみらい21地区における廃棄物処理管路収集 事業廃止		「廃棄物処理法」の一部改正(平成30年4月1日施行) ^{※1}
		ガラス・陶磁器類のリサイクル開始	6. 19	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
		鶴見工場長寿命化工事着手 第8回アジア太平洋3R推進フォーラムへの参加		「災害廃棄物対策指針」改定 2018年度から2022年度の5か年の「廃棄物処理施設
		日本ロジテック協同組合破産事件に係る売電収入等	1.19	整備計画」閣議決定
平成30年		について、配当金確定に伴い配当金受取 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」		
平成30年 (2018年)		第1回全体会合への参加 平成30年7月豪雨により被災した東広島市・倉敷市		
	~9.11	に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣 喫煙禁止地区に二俣川駅周辺地区を新たに指定		
		「ヨコハマ 3 R夢プラン推進計画 (2018~2021)」 策定		
		「横浜市災害廃棄物処理計画」策定		
	$^{10.}$ 1 1 11. 30	せん定枝リサイクル実証実験事業		
	$ \begin{array}{c} 11. \ 1 \\ \sim 3.29 \end{array} $	びん品目別収集実証実験事業		※1 使用済み電子機器を有害使用済機器として指定し、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等義務付け
	1. 28	金沢工場で事業系ごみの24時間受入を開始	5. 31	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布
	4. 1	財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜 市資源循環公社)へ磯子検認所管理運営業務を委託		「プラスチック資源循環戦略」策定
	4. 5	一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集・運搬に使用 する車両の車体色の基準の緩和 公衆トイレ4か所のフルリニューアル工事完了		「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の 策定
	~30	「よこはまプラスチック対策強化月間」 イオンとのプラごみ削減キャンペーン、駅頭啓発 「第9期横浜市分別収集計画」策定	~29	G20サミット開催 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
	8. 26	「アフリカのきれいな街プラットフォーム」 第2回全体会合への参加	12. 27	容器包装リサイクル法の関係省令「小売業に属する 事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器
	8. 28	第7回アフリカ開発会議(TICAD7) 横浜開催		包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準 となるべき事項を定める省令」の一部改正(令和2
平成31年 令和元年		令和元年房総半島台風に伴う高潮により金沢工場等 が被災		年7月1日施行)
(2019年)	9. 18	令和元年房総半島台風の被害が大きかった福浦・幸 浦地区を中心に災害廃棄物処理を実施(災害廃棄物 2,139トン)		
	9. 21	横浜国際総合競技場周辺のクリーンアップイベントを実施		
	9.30	を実施 よこはまプラスチック資源循環アクションプログラ ムを策定		
	$ \begin{array}{c} 10. & 1 \\ \sim 11. & 30 \end{array} $	せん定枝リサイクル実証実験事業		
	10.12	令和元年東日本台風により被災した自治体に対し、 災害廃棄物処理の支援を実施(他町村からの受入廃 棄物 神奈川県川崎市:187トン、 宮城県丸森町: 163トン)		
	12. 23	103 トン) ベトナム・ダナン市にて「ダナン市分別活動全市展 開記念イベント」を開催		

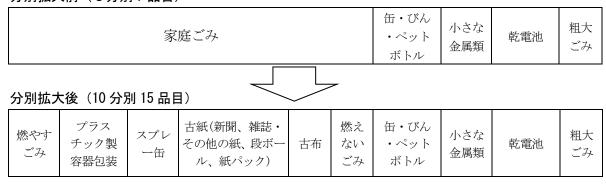
年	月日	横浜市	月日	国等
		食品ロス削減とフードバンク活動支援を目的とした		「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣
	0.40	公民連携の覚書を株式会社クラダシと締結		議決定
		新型コロナウイルス感染症に関する対応としてダイヤモンド・プリンセス号からの廃棄物受入処理を実	7. 1	プラスチック製買物袋の有料化制度の開始
	- 3. 20	施(受入廃棄物 306トン)		
	3. 5	チャットボットを活用した粗大ごみの申込み受付を	10.26	菅義偉内閣総理大臣が、所信表明演説において
		開始		「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として
	3. 17	ベトナム国ダナン市における「一般廃棄物の分別・ 回収促進モデル事業(第2期)」が、JICA草の根技術		ゼロにする」ことを宣言
令和2年		協力事業(地域活性化特別枠)に採択		
(2020年)	4. 24	LINEを活用した粗大ごみの申込み受付を開始		
	7. 1	市庁舎移転に伴い、みなとみらい21地区の喫煙禁		
		止地区指定区域を新市庁舎周辺まで拡大		
		10月の食品ロス削減月間にあわせ、公共施設での		
		フードドライブ活動を全区で実施		
	10.30	セブン-イレブン・ジャパン、日本財団と連携し、		
	12 10	ペットボトルリサイクル事業を開始 廃棄物分野の学びの場づくりの際に活用いただく		
	12.10	「環境学習プログラム」を作成・公表		
	1. 31	港南資源回収センター閉鎖	6. 11	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法
	2. 1	栄ストックヤード開設		律」の公布(令和4年4月1日施行)
	4. 12	ベトナム国ダナン市におけるJICA草の根技術協力事		
		業「一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業(第2		
	4 26	期)」の合意文書への署名 外食時の食べ残し等飲食店における食品ロス削減と		
	4.20	市民意識の向上を図ることを目的とした公民連携協		
		定を株式会社ゼットンと締結		
	5. 29	市内のスポーツチーム、リネットジャパンリサイク ルと連携し、資源循環・障害者就労支援を目的とし		
		た「横浜市 みんなのケータイリサイクル! 事業		
令和3年 (2021年)		を開始		
(20214)	7. 15	キリンホールディングス株式会社及びキリンビバ		
		レッジ株式会社並びに株式会社ローソンが連携し、 それぞれのインフラを活用した使用済みペットボト		
		ル回収の実証実験を開始		
		一般廃棄物処理の支援を実施(川崎市の焼却施設故		
		障による受入。受入廃棄物:1310トン) 焼却工場と市内家庭の再エネの環境価値を電気事業		
	1 1	者と連携し、地産地消する電気メニュー「はまっこ		
		電気」として販売開始		
	12. 1	学校法人岩崎学園横浜デジタルアーツ専門学校と 「横浜市の3Rの推進に関する啓発ツールのデザイ		
		ンに関する覚書」を締結		
	2. 24	ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素を分離、同塩し、溶源して利益用は大変記書を	4. 1	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法
		離・回収し、資源として利活用する実証試験について、三菱重工グループ企業、東京ガス株式会社と覚		律」施行
令和4年 (2022年)		書を締結		
(4044+)	3. 16	ごみ焼却工場から発生する熱エネルギーの有効利用		
		に関する実現可能性調査の実施について、東亞合成 株式会社と覚書を締結		

3 分別収集品目拡大事業の実施

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成22年度における全市のごみ排出量を平成13年度に対して30%削減する」(横浜G30行動宣言)という目標のもと、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成15年10月から市内約40,000世帯(各区約2,200世帯)を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成16年10月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の6区において実施し、平成17年4月からは上記以外の12区を含めた全市で実施しています。

以降、現在まで分別ルールの大きな変更は行っていません。

分別拡大前(5分別7品目)



4 過去の処理状況(平成13年度~平成20年度)

(単位:トン)

	数			資源化	12, 161	14, 866	13, 938	11, 689	12, 494	14, 192	18, 879	21,839
	整型			草	291, 076	285, 248	267, 286	202, 111	144, 390	137, 605	118, 378	106, 241
		資源化量	ンンマン ション で で で が が が が が が が が が が が が が が が が		49, 962	50, 325	53, 345	72, 226	186, 181	162, 420	159, 779	154, 994
内			抽		1, 609, 155	1, 585, 907	1, 532, 340	1, 315, 627	1, 063, 271	1, 031, 928	986, 561	949, 377
黚	みを申		直		15,933 1,	18, 425 1,	18, 425 1,	20, 621 1,	22, 981 1,	14,159 1,	12, 045	8, 924
处	,,		施		1, 593, 222	1, 567, 482	513, 915	1, 295, 006	1, 040, 290	1, 017, 769	974, 516	940, 453
					1, 5		1,					10
			/ K か 8 8 看		ا ا	- 2	- 6	- 2	- 9	ا ـ	- 6	
] = *) ル) ポ) ド) ド		3,805	3,995	4, 239	3,647	5, 316	4, 255	5,049	3,922
			抽	and and	46, 157	46, 330	49, 106	68, 579	160, 865	158, 165	154, 730	151,062
				ガ ステさ 敗	1	ı	1	-	1	3, 974	3, 987	6, 103
				粗大金属	6, 143 ** 2	5, 014 ※2	5, 516 % 2	5,393 % 2	7, 379	6, 920	6, 797	6, 603
				乾電池	181	208	357	475	484	424	474	466
					1	_	7	77	254	230	233	216
				4	ı	-	366	1, 667	6, 417	5, 554	5, 645	4, 350
		-hel		古 策	1	_	1,355	10,600	55, 825	48, 555	41,051	35, 417
	畄	渡って重		ス プロ 1	1	_	9	61	279	304	418	533
益	源化	· 知· 引	1 2 2	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1,255	1,323	1,886	8,698	44, 026	45, 956	47,285	48, 342
理	縇	資源物売		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1, 077	1, 340 **2	1, 522	2, 696 ※2	4, 233	4, 503	4, 418	4, 977
処		34		∜ ~ ☆ ~ ☆	3, 794	6, 797	7,818	9, 305	10, 742	11,668	12, 238	12, 241
				4,5	21, 558	19, 934	19, 122	18, 196	19, 585	18,802	21, 134	21, 182
				坦	12, 149	11, 714	11, 151	11, 411	11, 641	11,275	11, 050	10, 632
			11111		1, 609, 155	1, 585, 907	1, 532, 340	1, 315, 627	1, 063, 271	1,031,928	986, 561	949, 377
			丰小		674, 394	658, 231	612, 727	461, 140	411, 963	379, 925	358, 600	330, 904
		**	拉斯		9,707 6	8,810 6	8, 216 6	8,982 4	8,931 4	8, 249 3	7,556 3	6,507 3
	み量	掛	雅		664, 687	649, 421	604, 511	452, 158	403, 032	371, 676	351, 044	324, 397
	3)		- - - -		934, 761	927, 676	919, 613	854, 487	651, 308		627, 961	
		帐	拉斯		6, 226 9	9,615 9	10, 209 9	11,639 8	14,050 6	5, 910 652, 003	4,489 6	2, 417 618, 473
		涿	型	か 色 合	27, 709	22, 625	23, 419	22, 945	21, 941	26, 863	29, 456	31, 092
			焼坩	泰 十か。 ※ **	900, 826	895, 436	885, 985	819, 903	615, 317	619, 230	594, 016	584, 964
		•			13年度(14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(19年度(20年度

※1 家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。

^{※2} 平成16年度まで一括売却しているため、収集搬入量を基に按分しています。

^{※3} 生ごみの資源化量です。

第4 施 設 • 車 両 等

(令和4年4月1日時点)

1 施設

(1) 車両課

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床 面 積	取 扱	業務	電 F	活番 A	号 X
車両課	神奈川区新浦島町 2-4	10, 782. 6 m²	2, 643. 3 m ²	車両の修	理保管等	1	1)82 1)82	

(2) 事務所

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床 面 積	取 扱 業 務	電話番号 F A X
鶴見事務所	鶴見区小野町39	4, 932. 9 m²	1, 713. 8 m²	一般廃棄物の収集・運搬	(502) 5383 (502) 5482
神奈川事務所	神奈川区千若町 3-1-43	4, 950. 0 m ²	1, 682. 6 m²	II	(441) 0871 (441) 5938
西事務所	西区浜松町 11-4	885. 9 m²	1, 564. 6 m²	II.	(241) 9773 (251) 1791
中事務所	中区錦町 11-2	3, 395. 7 m²	2, 112. 0 m²	II	(621) 6952 (625) 2932
南事務所	南区睦町 1-1-2	2, 761. 4 m ²	2, 944. 1 m²	II	(741) 3077 (741) 6492
港南事務所	港南区港南台 8-4-41 (※令和 4 年度中に「港南区日野南 3-1-2」へ移転予定)	40, 013. 4 m²	1, 200. 1 m²	II	(832) 0135 (832) 5204
保土ケ谷事務所	保土ケ谷区狩場町 355	保土ケ谷工場内	1, 491. 4 m²	"	(742) 3715 (742) 4931
旭事務所	旭区白根 2-8-1	旭工場内	1, 822. 1 m²	II	(953) 4811 (953) 6669
磯子事務所	磯子区新磯子町6	2, 644. 6 m²	1, 437. 4 m²	II.	(761) 5331 (754) 6109
金沢事務所	金沢区幸浦 2-2-6	1, 653. 8 m²	1, 767. 1 m ²	II	(781) 3375 (788) 0269
港北事務所	港北区大豆戸町 1238	6, 340. 5 m²	1, 775. 6 m²	II.	(541) 1220 (541) 1224
緑事務所	緑区長津田みなみ台 5-1-15	5, 619. 9 m²	1, 689. 7 m²	II	(983) 7611 (982) 7973
青葉事務所	青葉区市ケ尾町 2039-1	2, 449. 0 m²	1, 696. 0 m²	II	(975) 0025 (975) 0028
都筑事務所	都筑区平台 27-2	都筑工場内	1, 822. 3 m²	II	(941) 7914 (941) 8409
戸塚事務所	戸塚区川上町 415-8	6, 940. 2 m ²	1, 907. 2 m²	11	(824) 2580 (824) 2820

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床 面 積	取 扱 業 務	電話番号 F A X
栄 事 務 所	栄区上郷町 1570−1	148, 613. 5 m ²	1, 041. 7 m ²	II	(891) 9200 (893) 7641
泉事務所	泉区和泉町 5874-14	5, 509. 0 m²	1, 113. 8 m²	II	(803) 5191 (803) 7951
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町 548-2	4, 644. 5 m²	1, 091. 9 m²	JJ	(364) 0561 (391) 4784
神 奈 川 輸送事務所	神奈川区新浦島町 2-4-2	車両課内	2, 489. 1 m ²	一般廃棄物の積替え及び運搬	(453) 5501 (451) 5672
戸 塚 輸送事務所	戸塚区名瀬町 443-1	6, 055. 1 m²	1, 820. 9 m²	II.	(811) 8621 (814) 2602
神 明 台輸送事務所	泉区池の谷 3949	神明台処分地内	2, 503. 4 m ²	II.	(361) 7911 (367) 4606
北部事務所	旭区上白根 3-38-2	6, 886. 1 m²	2, 057. 8 m²	し尿の収集運搬	(953) 0941 (953) 0942

(3) し尿検認所

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床 面 積	取 扱 業 務	電話番号 F A X
磯子検認所	磯子区新磯子町38	13, 147. 8 m ²	7, 409. 9 m²	し尿量の検認及び前 処理・圧送	(753) 8004 (750) 5334

(4) 焼却工場

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床面積	電話番号 F A X
鶴見工場	鶴見区末広町 1-15-1	61, 053. 94 m²	42, 752. 5 m²	(521) 2191 (521) 2193
保土ケ谷工場**	保土ケ谷区狩場町 355	60, 420. 0 m²	24, 779. 9 m²	
旭工場	旭区白根 2-8-1	55, 721. 9 m²	15, 924. 1 m²	(953) 4851 (953) 4852
金沢工場	金沢区幸浦 2-7-1	70, 000. 4 m²	54, 022. 3 m²	(784) 9711 (784) 9714
都筑工場	都筑区平台 27-1	62, 557. 71 m²	31, 080. 1 m²	(941) 7911 (941) 7912

[※] 保土ケ谷工場は、平成22年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中。

(5) 最終処分場

名 称	所 在 地	面積	開設時期	電話番号 F A X
神明台処分地	泉区池の谷 3949 他	530, 000 m²	昭和 48 年 10 月 ~平成 23 年 3 月	(364) 1686 (392) 8507
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4	210, 000 m²	平成 5年11月 ~平成30年3月	(625) 9647 (625) 9648

南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧 3-1 及び 4-1 地先	164, 000 m²	平成 29年10月~	(625) 9647 (625) 9648	
-----------------------	------------------------	-------------	------------	--------------------------	--

(6) リサイクル関連施設

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床面積	電話番号 F A X
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	鶴見工場内	11, 602. 3 m²	(503) 0091 (503) 0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦 2-7-1	金沢工場内	3, 355. 7 m²	(785) 6802 (785) 6829
緑資源選別センター	緑区上山 1-3-1	7, 383. 1 m²	6, 462. 6 m²	(935) 0098 (933) 9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921-12	9, 092. 0 m²	4, 364. 5 m²	(813) 7174 (813) 8483

(7) 余熱利用施設

区分	名 称	種類	所 在 地	電話番号 F A X
鶴 見 工 場 余熱利用施設	ふれーゆ	高齢者保養研修施設	鶴見区末広町 1-15-2	(521) 1010 (521) 1099
保土ケ谷工場	狩場緑風荘	老人福祉センター	保土ケ谷区狩場町 295-2	(742)2311 (741)2216
余熱利用施設	保土ケ谷プール	温水プール	v 238–3	(742) 2003 (742) 2005
旭工場	福寿荘	老人福祉センター	旭区白根 2-33-2	(953) 5315 (953) 5317
余熱利用施設	旭プール	温水プール	v 2-33-1	(953) 5010 (953) 5012
金 沢 工 場 余熱利用施設	リネツ金沢	温水プール、入浴施設等	金沢区幸浦 2-7-1	(789) 2181 (789) 2185
	つづき緑寿荘	老人福祉センター	 都筑区葛が谷 2-1	(941) 8380 (942) 3979
	都筑地区センター	地区センター	v 2–1	(941) 8380 (942) 3979
都 筑 工 場 余熱利用施設	都筑プール	温水プール	II 2–2	(941)8385 (941)8387
	横浜あゆみ荘	障害者研修保養センター	и 2 - 3	(941) 8383 (941) 3045
	北部地域療育センター	地域療育センター	<i>"</i> 16–3	(942) 3451 (942) 8501

(8) 公衆トイレ

1.1			構	造		規	ı	模	:
区分	名称	所 在 地	建物	方	5	男	++	兼男 用女	フバ リリ
区名			建 1 0	式	大	小	女	用女	17
	花月園前駅構内	生麦5-1-3	鉄 骨	直	1	3	1		1
鶴見	潮見橋	潮田町1-1先	鉄 筋	"		2	1		1
(3か所)	鶴見駅西口	豊岡町192番の一 部	鉄 骨	"	1	2	1		1
11.7	東神奈川駅東口	東神奈川 1 - 1 3 - 1 2	鉄 筋	"	1	3	2		2
神奈川	新子安駅前	子安通2-259	"	"		2	1		2
(4か所)	東白楽駅前	白楽12-1	"	"	2	3	2		1
	片倉町駅前	片倉1-33	"	"	1	3	2		2
	西平沼橋	平沼2-7-2	"	"	1	3	1		
	浅間下	浅間町1-16-1	"	"	1	3	2		
	西横浜駅前	西平沼町8-1	"	"	1	2	2		1
	久保山	霞ケ丘64	"	"	1	1	1		
西	野毛山プール前	東ケ丘50	"	"	1	3	2		
(10 か所)	洪福寺	南浅間町31-10	"	"	1	2	2		
	横浜駅東口タクシープラザ	高島2-16	"	"	2	2	2		
	横浜駅東口駅前広場	高島2-16	"	"	1	2	1		1
	横浜駅西口	南幸1-4	"	"	1	2	1		1
	高島町交差点	高島2-1	"	"		3	1		2
	西の橋	石川町1-1	"	"	1	2	2		2
	小港橋	小港町1-1	"	"	1	2	3		
	長者橋	長者町9-175	"	"	1	2	1		
	黄金橋	末吉町2-28	"	"	1	1	1		
	三渓園前	本牧大里町1-5	"	"	1	2	1		
	山下町駐車場	山下町8	さわやか	"				1	
中(14 改配)	車橋	石川町5-209- 1	"	"				1	
(14 か所)	本牧ふ頭	本牧ふ頭3-1	鉄 筋	浄	1	3	1		
	前田橋	山下町112	"	直	1	2	1		
	関内駅南口	港町1-2-2	"	"	1	3	2		1
	谷戸橋	山手町184	"	"	2	2	2		1
	桜木町駅前	桜木町1-1-53	"	"	2	2	2		1
	山下町(中華街)	山下町203	"	"	2	3	5		1
	中華街東門	山下町80-3	"	"	1	2	3		1
	一本橋	白金町2-33	"	"	1	2	1		
	三吉橋	浦舟町1-19-2	さわやか	"	1		1		
南	鶴巻橋	大橋町1-1	鉄 骨	"	1	2	1		1
(6か所)	弘明寺	大岡2-32-7	鉄 筋	"	1	2	1		
	駿河橋	新川町1-2	さわやか	"	1		1		
	井土ヶ谷駅前	井土ケ谷下町214	"	"				1	
港南 (1か所)	上永谷駅前	丸山台1-12	鉄筋	"	2	2	2		1

			構	造		規		模	:
区名	名称	所 在 地	建物	方式	大	男小	女	兼男 用女	フバ リリア ー
保土ケ谷	 和田町駅前	<u> </u>	鉄 筋	直	1	2	2		1
(2か所)	保土ケ谷駅前	岩井町143	业人	"	2	3	2		1
旭 (1か所)	鶴ヶ峰バスターミナル	鶴ケ峰2-18	"	"	1	3	3		2
78 (17/7)	八幡橋	原町10-11	"	"	1	2	1		
	杉田駅前	杉田2-1	"	"	1	3	2		1
	新杉田駅前	新杉田町8-1	"	"	1	3	3		2
磯子	磯子駅前	森1-1-1	"	"		2			2
(7か所)	いそご海づり場	新磯子町35-5	さわやか	"				1	
	根岸駅前	東町16-1	鉄 筋	"	2	3	2		1
	洋光台駅前	洋光台3-13	"	"	2	3	2		1
A >10	釜利谷	釜利谷東1-56	さわやか	"				1	
金沢	金沢八景	瀬戸4-4	"	"				1	
(3か所)	金沢文庫駅バスターミナル	釜利谷東2-1地先	"	"				1	
	日吉駅前	日吉2-1	鉄 筋	"	1	2	2		2
港北	新横浜駅北口	新横浜2-1	"	"	2	3	2		2
(4か所)	大倉山駅前	大倉山1-1-1	"	"	1	2	1		1
	横浜アリーナ	新横浜3-15	"	"	2	3	6		1
∀ ⊐	十日市場駅前	十日市場町825	"	"	1	3	2		2
緑 (2 かぼ)	中山駅北口	中山1-1	"	"	2	3	3		1
(3か所)	鴨居駅前	鴨居1-16	さわやか	"				1	
	市が尾駅前	市ケ尾町1063- 4	鉄 筋	"					2
	青葉台駅前	青葉台1-8-1	"	"	1	3	3		2
青葉	江田駅前	荏田町2360-1	"	"	1	2	2		2
(6か所)	あざみ野駅前	あざみ野2-1-1	"	"	1	3	2		2
	藤が丘駅前	藤が丘1-29-1	さわやか	"				1	
	こどもの国駅前	奈良町978-6	鉄 筋	"	1	1	1		1
	仲町台駅前	仲町台1-1	"	"	1	3	3		2
都筑	中川駅前	中川1-1	"	"	1	3	3		2
(4か所)	センター北駅前	中川中央1-1	"	"	1	2	2		2
	北山田駅前	北山田1-6-11	"	"	2	3	3		1
	東戸塚駅東口	品濃町692	"	"	2	3	2		1
戸塚	東戸塚駅西口	品濃町740-9	"	"	2	3	2		1
(4か所)	戸塚駅東口	戸塚町12-1	"	"	1	3	3		2
	戸塚駅西口	戸塚町16-18	"	"	1	3	2		1
),\	本郷台駅前	小菅ケ谷1-1	"	"	2	3	2		1
栄 (3か所)	大船駅東口バスターミナル	笠間2-1	"	"	2	3	2		1
(3//3////	桂町プロムナード	桂町303-19	さわやか	"				1	
瀬谷 (1か所)	瀬谷駅北口	中央1-1	鉄 筋	"	1	2	2		2
	17区76か所	直…下水道直接放流(75 か所)						
合 計	(内 さわやかトイレは	浄…浄化槽 (1)							
	12 か所,14 基)	多目的…多目的トイレ	(49か所, 6	9 基)					

2 焼却工場・輸送事務所一覧

(1) 焼却工場

区		工場名	鶴 見 工 場	保 土 ケ 谷 工 場 (※)	旭 工 場	金沢工場	都 筑 工 場
所	在	地		保土ケ谷区狩場町 355	旭区白根 2-8-1		都筑区平台 27-1
		面積	61, 053. 94 m²	60, 420. 0 m ²	55, 721. 9 m²	70, 000. 4 m ²	62, 557. 71 m ²
建物	加延反	卡面積	42, 752. 5 m²	24, 779. 9 m²	15, 924. 1 m²	54, 022. 3 m²	31, 080. 1 m²
着	着工		平成2年9月19日	昭和50年3月18日	平成 6年9月14日	平成 7年 9月 28日	昭和54年12月17日
竣	年月日 竣工		平成7年3月31日	昭和55年6月30日	平成 11 年 3 月 31 日	平成13年3月30日	昭和59年3月31日
		能力	設備能力 1,200 t/24h	設備能力 1,200 t/24h (破砕設備 剪断式 37.5 t/5h) (中継輸送設備 336 t/日)	設備能力 540 t /24 h (破砕設備 剪断式 37.5t/5 h)	設備能力 1,200 t /24 h (灰溶融設備 60 t /24 h)	設備能力 1,200 t/24h (破砕設備 剪断式 37.5 t/5h)
発	電	能力	22, 000 kW	4, 200 k W	9,000 kW	35, 000 k W	13, 000 kW
焼	型	式	三菱マルチン式	デ・ロール式	三菱マルチン式	日本鋼管フェルント式	三菱マルチン式
	基	数	400 t ×3 基	400 t×3基	180 t×3 基	400 t ×3 基	400 t ×3 基
	火馬	末面積	212.9 ㎡ 70.98 ㎡×3基	186 ㎡ 62 ㎡×3 基	91.9 ㎡ 30.63 ㎡×3 基	219. 96 ㎡ 73. 32 ㎡×3 基	187. 8 ㎡ 62. 6 ㎡×3 基
却炉	煙	突	鋼板製 3 筒 R C 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度 30m/sec	鋼板製 3 筒 R C 外筒 集合煙突 地上高 115m 吐出速度 30m/sec	鋼板製3筒 RC外筒 集合煙突 地上高 100m 吐出速度 30m/sec	鋼板製 3 筒 R C 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度平均 30 m /sec	鋼板製 3 筒 R C 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度平均 30 m /sec
当	建詞	没工事 費	18,953,917 千円	5,916,050 千円	6,545,485 千円	20, 269, 725 千円	7,930,000 千円
	築畑	戸工事 費	30,797,000 千円	11,480,000 千円	19, 158, 000 千円	41,200,000 千円	10,880,000 千円
初	用	地費	37,115 千円	1,454,185 千円			8,387,622 千円
	そ	の他	1,990,278 千円	3,748,388 千円	1,585,205 千円	1,123,872 千円	1,485,000 千円
		計	51,778,310 千円	22,598,623 千円	27, 288, 690 千円	62, 593, 598 千円	28, 682, 622 千円
建	財	国庫	6,966,565 千円 (30.8%)	4,632,884 千円 (17.0%)	4,632,884 千円 (17.0%)	11,030,189 千円 (17.6%)	8, 043, 503 千円 (28. 0%)
設	源	県費		96,000 千円 (0.4%)	96,000 千円 (0.4%)	47,000 千円 (0.1%)	
	内	市債	14, 240, 000 千円 (63. 0%)	13, 911, 000 千円 (51. 0%)	13,911,000 千円 (51.0%)	43, 343, 732 千円 (69. 2%)	16, 428, 000 千円 (57. 3%)
費	訳	一般財源	1, 392, 058 千円 (6. 2%)	8,648,806 千円 (31.6%)	8,648,806 千円 (31.6%)	8, 172, 677 千円 (13. 1%)	4, 211, 119 千円 (14. 7%)
余熱利用	概	要	高齢者保養研修施設	温水プール、老人福祉センター	温水プール、老人福 祉センター	温水プール、入浴施 設等	温水プール、老人福 祉センター、障害者 研修保養センター、 地域療育センター、 地区センター
施設		設 費 用地費 ()	5,562,721 千円	1,669,996 千円	623,806 千円	2,462,658 千円	4,083,909 千円

[※] 保土ケ谷工場は、平成22年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼動中。

(2) 輸送事務所

区	輸送事務所名		所名	神奈川輸送事務所	戸塚輸送事務所	神明台輸送事務所
所	存	Ē	地	神奈川区新浦島町 2-4-2	戸塚区名瀬町 443-1	泉区池の谷 3949
敷	地	面	積	車両課内	6, 055. 1 m²	神明台処分地内
建	物延	床面	i 積	2, 489. 1 m²	1, 820. 9 m²	2, 503. 4 m²
着	I	· 年	月	平成4年9月	昭和61年5月	平成元年 12 月
竣	エ		Л	平成6年3月	昭和62年12月	平成3年8月
処	理	能	力	400 t /日	200 t /日	500 t /日
中	継	方	式	コンパクタ方式	コンパクタ方式	コンパクタ方式
建	建 築 構 造		造	鉄筋コンクリート3階建	中継棟 SRC造、鉄骨造2階建 管理棟 鉄骨造	中継棟 1、2階 SRC 造、3 階鉄骨造 管理棟 1、2階 SRC 造、 3階鉄骨造
	プラ	ント	、費	787,950 千円	314,500 千円	518,811 千円
	土木列	建築設位	備費	954,810 千円	604, 252 千円	778, 011 千円
\ \tag{\chi}	その	他 ()	፠)	532,609 千円	135,996 千円	54, 578 千円
当初	計			2, 275, 369 千円	1,054,748 千円	1,351,400 千円
建設	財 国 庫		庫	714, 242 千円		274, 537 千円
費	源県費		費			
	内 市 債		債	610,000 千円	740,000 千円	420,000 千円
	訳一般財源		財源	951, 127 千円	314,748 千円	656, 863 千円

[※] 用地購入費、設計及び地質調査委託費等含む。

3 車両等

(1)ごみ関係車両

	区分		令和4年	三度管理台数
		凸 分	総台数	うちリース台数
		小型無蓋車	52	50
		小型無蓋車(1 t ダンプ)	2	0
	収	小型無蓋車 (平ボディ)	18	12
	集	小型機械車	312	193
収	集事務	小型機械車 (HYBRID)	157	116
集	所等	中型機械車	86	79
関係	等	軽ダンプ	123	52
坏		軽トラック	39	36
		巡回指導車等	36	36
	輸	大型コンテナ輸送車	38	38
	送	大型機械車	18	18
		小計	881	630
処	適 正	大型吸上車	1	0
分 地	管	中型吸上車	2	2
関	理 係	巡回作業車等	5	2
係		小計	8	4
	中型レ	ッカー車	1	1
	応急修理	里連絡車、検収車	2	2
その	廃棄物村	食査車	2	2
他	連絡車等	等	35	19
	電気自動	動車、燃料電池車	6	1
		小 計	46	25
		合 計	935	659

(2) し尿関係車両

	区分	令和4年度管理台数			
	△ 第	総台数	うちリース台数		
	軽吸上車	4	4		
収	小型吸上車	32	30		
集関	中型吸上車	3	2		
係	大型吸上車	2	2		
	小 計	41	38		
特	公衆トイレ清掃車(含トイレ牽引車)	4	4		
殊	移動トイレ	1	0		
用 途	連絡車等	4	4		
述	小 計	9	8		
	合 計	50	46		

(3) 車両合計台数

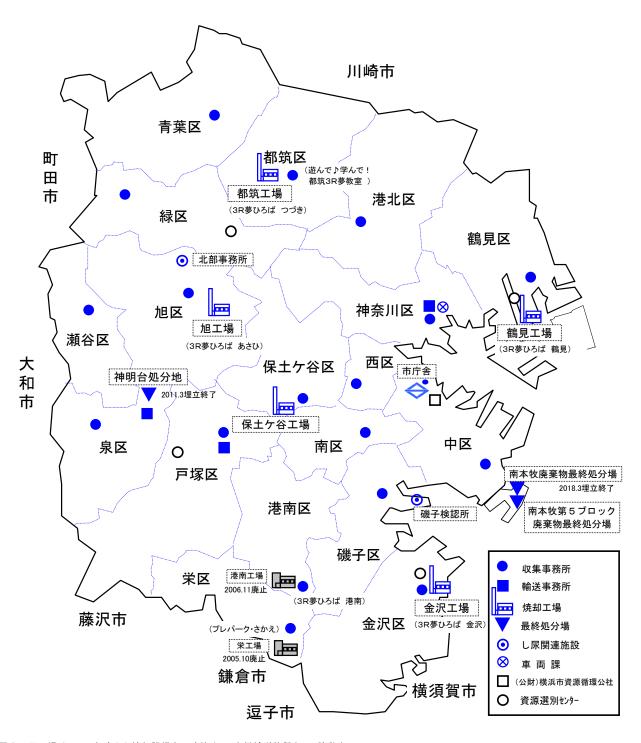
区分	令和4年度管理台数			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	総台数	うちリース台数		
車 両 合 計 台 数	985	705		

4 資源化施設一覧

区分	施設名 鶴 見 資 源 化センター		緑資源選別	川センター	金 沢 資 源 選 別セ ン タ ー	戸塚資源選別センター
所	所在地 鶴見区末広町 1-15-1		緑区上山 1-3-1		金沢区幸浦 2-7-1	戸塚区上矢部町 1921-12
敷均	也面積	鶴見工場内	7, 383	3. 1 m²	金沢工場内	9, 092. 0 m²
7 .11 .11/m7	元七二年	11 (00 22	A 棟	B 棟	2 255 72	4.204 52
建物及	近床面積	11, 602. 3 m²	1, 253. 9 m²	5, 208. 7 m ²	3, 355. 7 m²	4, 364. 5 m²
建物	勿構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造4階建	鉄骨造2階建	鉄骨造 (一部鉄骨 鉄筋コンクリート造) 地下 1 階、地上 3 階	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造) 3 階建	鉄筋コンクリート造3階建 鉄骨造2階建
着竣	I I	平成4年9月 平成7年9月	平成4年4月 平成5年3月 (平成18年11月 増築)	平成8年9月 平成10年3月	平成 13 年 9 月 平成 14 年 3 月 (平成 17 年 10 月増 築)	平成6年2月 平成7年6月
処 珥	是能力	不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2 基) 缶・びん・ペットボトル 50t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボ トル 25t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボ トル 35t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボトル 30t/5h(1 系列)	缶・びん・ペットボトル 60t/5h(2 系列)
主要	兵 設 備	粗大施設: 回転式破砕機1基 せん断式破砕機2基 選別施設: 破袋機、選別機 圧縮機4基(鉄、アルシ、 排出袋、ペットボトル) 手選別コンベア3基	破袋機 2基分離機 2基 磁選機 3基 アルミ選別機 1基 手選別コンバア 2基 圧縮機 4 基(鉄、アルミ、排出袋、ペットボール)	破袋機 2基分離機 2基磁選機 3基アルミ選別機 2基トロンメル選別機 1基手選別コンペーア 2基圧縮機 4基(鉄、アルミ、排出袋、ペットボートル)	破袋機 1 基 手選別コンペア2 基 圧縮機 4 基 (鉄、アルミ、ペットボール、排出袋) 分離機 1 基 磁選機 1 基 アルミ選別機 1 基 トロンメル選別機 1 基	破袋機 2 基分離機 4 基磁選機 3 基アバ選別機 1 基手選別コンベア2 基振動ふるい1 基圧縮機 5 基(鉄、アバ、排出袋、ペットボール)
当	建設工 事 費	(7,403 千円) 6,721,473 千円	555,712 千円	1,063,433 千円	(374, 071 千円) 727, 921 千円	1,404,667 千円
初	プ [°] ラント 設 備	(123,900 千円) 2,362,080 千円	443,341 千円	(33, 285 千円) 849, 045 千円	(197, 475 千円) 389, 625 千円	854,900 千円
建	用地費		1,660,225 千円			2, 171, 698 千円
設	その他	191,861 千円	28, 148 千円	98,821 千円	(56, 944 千円) 65, 179 千円	72,715 千円
費	計	(131, 303 千円) 9, 275, 414 千円	2,687,426 千円	(33, 285 千円) 2, 011, 299 千円	(628, 490 千円) 1, 182, 725 千円	4,503,980 千円
財	国 庫	(37, 177 千円) 2, 615, 163 千円		725, 022 千円	218,580 千円	
源	県 費					
内	市債	(78,000 千円) 4,955,000 千円	2,406,000 千円	1,098,000 千円	(256, 989 千円) 572, 989 千円	3, 993, 000 千円
訳	一般財源	(16, 126 千円) 1, 705, 251 千円	281, 426 千円	(33, 285 千円) 188, 277 千円	(152, 921 千円) 391, 156 千円	510,980 千円

^() 缶・びん・ペットボトルの追加工事の内数

5 施設配置図



保土ケ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼動中港南区の収集事務所は2022年度中に新事務所(港南区日野南3-1-2)へ移転予定

令和4年度 事業概要

編集・発行 横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 発行年月 令和4年9月





「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量(ごみと資源の総量)を令和7(2025)年度までに 10%以上削減(平成 21(2009)年度比)
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和7(2025)年度までに 50%以上削減 (平成 21(2009)年度比)
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求